

令和 3 年度
包括外部監査の結果に関する報告書
及びこれに添えて提出する意見

委託契約に関する
事務の執行について

いわき市包括外部監査人
公認会計士 宮西 宏幸

目次

第1章	総論	4
第1	包括外部監査の概要	4
1	包括外部監査の種類	4
2	選定した特定の事件	4
3	外部監査の対象期間	4
4	外部監査の実施期間	4
5	特定の事件を選定した理由について	4
6	包括外部監査の方法	5
7	監査対象機関	5
8	外部監査の補助者	6
9	利害関係	6
第2	包括外部監査の監査結果	7
1	監査の結果について	7
2	監査の結果及び意見の集約リスト	8
第2章	いわき市の財政と人口の推移	25
第1	いわき市の財政の推移	25
1	普通会計の状況	25
2	一般会計の状況	29
3	今後の見通しについて	32
第2	いわき市の人口の推移	33
1	人口の推移	33
2	今後の人口の見通し	33
第3章	委託契約に関する状況	35
第1	委託契約の概要	35
1	「契約」について	35
2	単年度主義と契約	35
3	競争入札と随意契約	37
第2	いわき市における委託契約事務の概要	42
第4章	いわき市の委託契約の全般的分析	44
第1	委託料の年次推移	44
1	委託料の年次推移	44
2	項別の年次推移	44
第2	アンケートの概要	46
1	アンケートの目的	46
2	アンケート対象	46

3	アンケートの項目	47
4	アンケートの回答結果の分析	48
5	監査対象とした個別事案の抽出方法	55
第5章	各論（実施した監査手続とその監査結果）	56
第1	監査要点とチェックリスト	56
1	委託業務の設計	56
2	選定手続の選択	57
3	選定手続の実施	57
4	選定結果	58
5	契約額	59
6	執行管理	61
7	契約変更	61
8	委託以外の支出	62
9	再委託	62
10	実施後の評価	63
11	もとの事業の必要性	64
12	改善行動	64
第2	個別事案の監査の結果及び意見	65
1	被害家屋調査業務委託	70
2	いわき市移動系防災行政無線保守点検業務委託	72
3	令和2年度第2回いわき市原子力防災図上訓練（内郷地区）実施支援業務委託	74
4	現地調査支援システム構築業務委託	78
5	いわき市議会議員一般選挙「選挙のお知らせ」作成業務	81
6	いわき市議会議員一般選挙ポスター掲示場設置・撤去業務委託	83
7	令和2年度いわき市出合いサポート事業業務委託	85
8	デジタル手続法対応住民基本台帳システム等改修業務委託	88
9	戸籍情報システム機器保守管理業務委託	90
10	いわき市消費者教育に係るコーディネーター業務委託	92
11	金融機関財務力評価・アドバイス業務委託	107
12	原子力損害賠償紛争解決センターへの和解仲介申立て委任契約	109
13	いわき市電子計算器利用業務委託（市税収納パンチ業務、通知書作成業務）	111
14	いわき市税等収納代行業務委託（コンビニ収納委託）	113
15	電子申告システム、年金特徴システム及び国税連携システム運営業務委託	116
16	令和2年度市県民税賦課事務委託（給与支払報告書パンチ業務）	119
17	平成33基準年度 いわき市固定資産宅地評価業務委託（債務負担行為）	121
18	固定資産現況調査データ更新業務委託	124

19	令和3基準年度時点修正業務委託	126
20	入札・契約管理システム関連機器更新作業業務委託	128
21	いわき市公共施設再編手法検討調査業務委託	130
22	いわき市立高久保育園・夏井保育所園舎改築工事設計委託	132
23	令和2年度保育所等利用調整AIシステム導入業務委託	134
24	児童手当システム番号制度対応改修業務委託	137
25	国勢調査用品仕分け・保管・配送業務委託	139
26	ふるさと納税（さとふる）返礼品等、ふるさと納税（さとふる）支援業務委託	142
27	令和2年度いわき市テレビ広報番組制作放送業務委託	144
28	田人ふれあい館 灯油エンジンヒートポンプ点検業務委託	147
29	鹿島台団地9号線道路災害復旧業務委託	149
30	窪根・君田線測量調査設計委託	151
31	下浅貝・亀ノ尾線道路改良測量設計業務委託	153
32	牛沼1号線測量設計調査委託	155
33	ダイオキシン類調査業務委託	158
34	四倉町不適正保管廃棄物原状回復事業に係る水処理施設等運転管理業務委託（債 務負担行為）	159
35	いわき市災害廃棄物処理業務委託	161
36	清掃センター保管飛灰処理業務委託	163
37	一般廃棄物（ごみ）収集運搬業務委託（北部地区）	165
38	一般廃棄物（ごみ）収集運搬業務委託（南部地区）	167
39	いわき市仮置場管理業務委託	169
40	常磐線四ツ倉駅東西自由通路及び駅舎整備事業に伴う支障物移転工事委託（継続 費）	172
41	いわき市都市計画図（南部地区）作成業務委託	174
42	いわき市大規模盛土造成地現地踏査業務委託	177
43	（仮称）磐城平城・城跡公園埋蔵文化財発掘調査業務委託	179
44	いわき市空家等実態調査業務委託（繰越分）	181
45	令和2年度電話交換機更新業務	183
46	特別定額給付金パンチ業務委託	186
47	人事給与システム保守業務委託	191
48	いわき市工事等積算システムデータ保守管理業務委託	193
49	電子計算処理業務委託	196
50	庁内共通業務システム運用支援業務委託	199

第 1 章 総論

第 1 包括外部監査の概要

1 包括外部監査の種類

地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号。以下、「法」という。）第 252 条の 37 第 1 項及び第 2 項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件

委託契約に関する事務の執行について

3 外部監査の対象期間

原則として令和 2 年度の執行分
（必要に応じて他の年度も対象とする。）

4 外部監査の実施期間

令和 3 年 9 月 1 日から令和 4 年 3 月 25 日まで

5 特定の事件を選定した理由について

全国的に人口減少・少子高齢化が進行している一方で、求められる市民サービスは多様化している。このような状況において、質の高い公共サービスを引き続き効率的・効果的に提供するためには、ICT の徹底的な活用や、民間委託等の推進などによる更なる業務改革が必要となってくる。

いわき市でも業務のアウトソーシングを推進している中、令和 2 年度の一般会計歳出当初予算額 148,978 百万円のうち、委託料は 20,676 百万円と全体の約 13.8%を占めることとなり、業務委託の金額的重要性が増している。

また、これまでのいわき市の包括外部監査でも、特定の事業や事件（監査テーマ）として選定した際に、それら事業で行われている委託契約に関する事務を検証しており、様々な指摘・意見をしてきた。今回は委託契約に関する事務という組織横断的に監査を実施することによって、今までの指摘・意見の再検証をするとともに、いわき市全体としても委託契約に関する事務の執行に関して、法令等に対する合规性、及びその経済性・効率性・有効性の観点から検討を行うことは有用であると判断し、監査テーマとして選定した。

6 包括外部監査の方法

(1) 監査の要点

- ① 委託契約に関する事務が関係法令、規則及び諸規程に準拠して適切に実施されているか。(合規性)
- ② 予定価格及び契約価格は委託業務の内容に照らして適切な金額であるか。(経済性)
- ③ 外部委託されている業務の内容は定期的に点検され、仕様等の見直しが行われているか。(経済性、効率性)
- ④ 委託業務の効果は事前又は事後的に検証され、評価されているか。(効率性、有効性)

(2) 監査手続

- ① 委託契約に関する事務に関して、関係法令、規則及び諸規程等の閲覧、及び財政部契約課から説明を受けることにより、テーマ全体の概要の把握を行う。
- ② 委託契約を行っている所管部局にアンケート調査を実施する。
- ③ アンケート調査結果に対し、分析的手続きを実施する。
- ④ アンケート調査した対象の中からサンプル抽出した個別契約について、関連する伺書、決裁文書、契約書、仕様書、設計書、議事録、実施報告等の書類を閲覧する。
- ⑤ サンプル抽出した個別契約について、各課の責任者や担当者への聴取等により現状を把握し、課題となっている事項や検討すべき事項を探る。
- ⑥ その他必要と認めた監査手続を実施する。

7 監査対象機関

原則として、令和2年度の一般会計「委託料」を支出したすべての所管部署を監査対象とした。

ただし、前年度に実施した包括外部監査のテーマと関連が深いと考えられる所管部署や行政上の行為であって契約ではない指定管理料は除外する。また、市の監査委員の監査との重複を避けるために令和3年度の監査委員の定期監査の対象となっている部署を除外する。その他、コロナウイルス感染症対応で多忙な状況にある保健福祉部を除外している。

8 外部監査の補助者

公 認 会 計 士	富	樫	健	一
公 認 会 計 士	齋	藤	紀	朗
公 認 会 計 士	郷	田	尚	美

9 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び補助者は、法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

※本文中の金額の表示については、原則として表示単位で切捨て表示をしており、合計額が一致しない場合がある。

第2 包括外部監査の監査結果

1 監査の結果について

監査の結果及び意見について、監査人は次の区分で述べている。

区分	内 容
指摘	現在の法令等に照らして違反又は不当と監査人が判断した事項 ・本文中、【指摘】と表記する。
意見	「指摘」事項には該当しないが、監査人が、改善を要すると判断した事項又は検討を要すると判断した事項 ・本文中、【意見】と表記する。

これらの記載区分は、監査人が判断した事項であり、かつ、現状の多様性から必ずしも厳密で統一的な区分を行えない場合があることをご承知おきいただきたい。

なお、監査の結果及び意見については、特段の断りがない場合は、令和4年2月末現在での判断に基づき記載している。

2 監査の結果及び意見の集約リスト

No	監査の結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘	意見	
第4章 いわき市の委託契約の全般的分析				
第2 アンケートの概要				
1	随意契約の見直し いわき市においては、依然として随意契約の割合がまだ高い傾向にある。アンケート結果や個別事案の監査をした結果、本来競争入札にできると思われる契約が随意契約とされていた可能性がある。地方自治法上は、競争入札が原則である（地方自治法第234条第1項および第2項、および同施行令第167条の2第1項）ものの、いわき市の外部委託契約においては、安易に随意契約が選択されている恐れがある。また、随意契約により業務が委託されているものであっても、諸般の状況の変化等により、現在又は将来においては競争入札による契約が可能な状態になることも考えられることから、随意契約の見直しが必要と考えられる。	—	○	P49
2	複数見積りを入手できる仕組み作り いわき市においては、見積書を1者からしか入手していない随意契約、いわゆる一者随意契約の割合が多い傾向にある。一者随意契約は、1者からしか見積書を入手せずに契約するため、価格面などを他の事業者と比較して選択する競争性がないことになる。予定価格の積算において、公平性、経済性及び競争性を確保する上で重要となるため、複数事業者から見積りを入手できる仕組みを作ることが望まれる。	—	○	P51
第5章 各論（実施した監査手続とその監査結果）				
第2 個別事案の監査の結果及び意見				
3	2 いわき市移動系防災行政無線保守点検業務委託 成果品である定期点検結果報告書について 業務完了報告書に添付されている成果品目録のうち、定期点検結果報告書の日付が令和2年10月となっている。個別の作業報告書では令和2年11月27日、令和2年12月25日、令和3年1月28日、令和3年2月24日に作成した保守作業報告書（作業日誌）があり、作業は2月まで実施されていたと推定される。定期点検結果報告書では、一部の機器に故障が発生し修	—	○	P73

№	監査の結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘	意見	
	理が必要であったことから、その事実のみの記載ではなく、修理対応についても報告書に記載し、報告することが望まれる。			
4	3 令和2年度第2回いわき市原子力防災図上訓練（内郷地区）実施支援業務委託 適用号ごとの確認事項 当該契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の適用であるが、適用号の確認事項においてコンペ、プロポーザル方式等の競争により契約の相手方を予め特定している業務であることにもチェックを付している。過去に企画提案競技審査会を実施し選定されたものの、今回の選定において実施していない。随意契約の確認のためのチェックリストであることから、確認内容に沿った対応が必要である。	—	○	P76
5	3 令和2年度第2回いわき市原子力防災図上訓練（内郷地区）実施支援業務委託 アンケート結果の評価 業務委託については、PDCAサイクルの評価は非常に有効であり当該業務委託についてもアンケートの実施、集計結果の概要が記載されている。評価結果について市の担当者に質問したところ、「参加者は訓練内容を概ね理解するとともに、それぞれが抱える課題等をある程度把握できたと考えられることから、初期の目的は達成できたと評価しております。」との回答があった。しかし、このコメントが記載された文書がない。実施した事業の評価、次年度以降の計画策定においてアンケート結果の評価は非常に重要であることから、文書化する必要がある。	○	—	P76
6	3 令和2年度第2回いわき市原子力防災図上訓練（内郷地区）実施支援業務委託 1者のみからの見積書入手 当該業務委託では、1者のみからの見積書入手となっている。その理由としては、原子力防災についての専門性、訓練を企画運営できる業者が少ない、過去に企画提案競争で最優秀提案者に選定されたことを理由としている。少ないながらも他に業者がいるのであれば、他の業者から見積書を入手し、市として価	—	○	P77

№	監査の結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘	意見	
	格の妥当性を判断する必要がある。			
7	4 現地調査支援システム構築業務委託 見積金額の妥当性について 1 者随意契約で見積書の入手先が委託先からのみの場合は、その見積金額の妥当性を判断した根拠を文書に記録しておくのが望ましい。	—	○	P80
8	5 いわき市議会議員一般選挙「選挙のお知らせ」作成業務 見積金額の妥当性について 特命随意契約とするのであれば、委託先からの見積額の合理性についてより慎重に検討する必要がある。見積書の入手に際しては積算内訳の提示を受け、市として見積額の妥当性を判断した根拠（例えば、過去の金額から変更があった場合に、その変更理由に合理性があるかなど）を文書に記録する必要がある。 さらに、積算内訳の提示を受けた結果、積算内容が変動費の性質が高いものであれば、契約時の想定数量と実績数量に差異が生じた場合、当該差異について変更契約等により精算することも検討する必要がある。	○	—	P82
9	6 いわき市議会議員一般選挙ポスター掲示場設置・撤去業務委託 見積金額の妥当性について 特命随意契約とするのであれば、委託先からの見積額の合理性についてより慎重に検討する必要がある。本契約については、工賃部分について、エリア毎の想定作業時間と時間又は日単価の提示を受け、合理性がある金額かどうかを検討し、検討結果を書面に記録する必要がある。	○	—	P84
10	9 戸籍情報システム機器保守管理業務委託 業者の選定手続について システムの保守運用契約はシステムベンダーと締結することが一般的であることから、システムベンダーとの随意契約はやむを得ないと考える。しかし、平成 31 年 1 月の機器更新における業者選定について、地域情報化推進計画において、以下の理由から機器についても随意契約によることとされている。	—	○	P91

No	監査の結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘	意見	
	「今回の機器更新は、平成 29 年度以降順次実施される震災復興区画整理事業の換地処分がない時期に、通常の機器更新より短期間で実施しなければならない状況である。現行のシステム業者から変更した場合、戸籍データ（約 52 万件）の抽出、変換移行、移行後データ確認作業が必要となり、また平成 28 年度から開始されたコンビニ交付について、システムの再構築が必要であることから、全体的な更新期間及び費用を鑑みて、現行システム業者との随意契約により機器更新業務を行う。」 短期的に見ると業者の変更は移行費用が増加する可能性があるが、当該システムが平成 11 年 3 月に導入されて以降 20 年超にわたり同一業者のシステムが選定されている状況を鑑みると、より長期的な視点で保守運用費も含めたトータルコストによる業者選定を検討すべきであると考えている。			
11	10 いわき市消費者教育に係るコーディネーター業務委託 利用者アンケート等の実施について アンケートは学校単位で教員が回答しているが、実際に講義を受けた児童・生徒に対するアンケートが実施されていない状況である。当該施策の目的が消費者教育の推進を図ることにあることから、講座を受講した後に児童・生徒からも感想をもらい、消費者教育活動に活用することが望まれる。	—	○	P101
12	10 いわき市消費者教育に係るコーディネーター業務委託 消費者教育推進講座の実施頻度について 消費者教育推進講座実施計画によると、小学校・中学校は 5 年間で一巡する計画となっており、特に中学校では在校期間（3 年）を考慮すれば取りこぼす学年が発生することになる。また、学校によっては講座受講も 1 学年のみなど受講者が限定的となっている場合がある。対策として委託契約の範囲内で可能な限り計画外で追加講座を実施している状況だが、動画作成やオンライン講座など I T を活用した効率的・効果的な講座受講方法を検討することが望まれる。	—	○	P106

№	監査の結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘	意見	
13	1 1 金融機関財務力評価・アドバイス業務委託 複数の事業者から見積書を入手できる体制づくり 平成 14 年度は、金融機関に関する財務力評価を地方自治体向けサービスとして唯一商品化した J C R と契約し、平成 15 年度から平成 17 年度までは指名競争入札を実施し、2 から 3 者程度の入札参加があったものの、金額面で J C R が落札した。更に平成 18 年度以降は、7 者程度の意向確認を実施した結果、引き続き J C R との随意契約となっている。 そもそも受託者要件には、「企業内容等の開示に関する内閣府令第 1 条第 13 号」の規定に基づき金融庁長官の指定を受けた指定格付機関であったが、現在は「金融商品取引法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、同法に基づき登録されている格付機関となっている。 業務内容は、金融機関の財務力評価、いわき市経営分析マニュアルの充実支援、いわき市が行う市内金融機関の経営分析に係る基礎データの作成、いわき市公金の管理及び運用検討会議への出席となっている。また、使用するデータについては、上場金融機関については決算短信、上場・非上場金融機関のディスクロージャー誌となっている。 業務内容、使用するデータからは、格付機関以外のコンサルティングファームでも十分に対応可能であると判断する。要求水準の側面は検討が必要であるとしても、対象を広範囲にしたうえで、見積り入手できる体制づくりをすることが望まれる。	—	○	P108
14	1 1 金融機関財務力評価・アドバイス業務委託 予定価格について 現在の予定価格は、入札予定業者 1 者からの見積書に基づいている。市では当該見積書により予定価格を設定し、入札予定業者も当初の見積書記載の金額で入札している。入札予定業者とは 15 年超に渡って契約を締結していることから、見積書入手後に、過去の状況を勘案して適正な予定価格を設定する必要がある。	—	○	P108

№	監査の結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘	意見	
15	1 3 いわき市電子計算器利用業務委託（市税収納パンチ業務、通知書作成業務） 見積金額の妥当性について 1 者随意契約とするのであれば、委託先からの見積額の合理性についてより慎重に検討する必要がある。2 人以上の見積書の入手を省略できるのは例外事項であることから、市が委託先からの見積金額の妥当性を判断した根拠について、文書に記録しておくのが望ましい。	—	○	P112
16	1 4 いわき市税等収納代行業務委託（コンビニ収納委託） 業務範囲の見直しについて 入札参加者を増やし、競争性を確保するために、同業他社に提携コンビニエンスストアについて事前ヒアリングを行い、当市における利用実績を踏まえ、市民サービスへの影響を考慮した上で、指定コンビニエンスストアの見直しの可否について検討を行うことが望まれる。	—	○	P115
17	1 4 いわき市税等収納代行業務委託（コンビニ収納委託） 検査の実施について 契約上の規定がどのような目的で定められたものかを再度整理した上で、目的に従った検査を行うことが望まれる。	—	○	P115
18	1 5 電子申告システム、年金特徴システム及び国税連携システム運營業務委託 予定価格について 現在の予定価格は、入札予定業者 1 者からの見積書に基づいている。市では当該見積書により予定価格を設定し、入札予定業者も当初の見積書記載の金額で入札している。入札予定業者とは 10 年超に渡って契約を締結していることから、見積書入手後に、過去の状況を勘案して適正な予定価格を設定する必要がある。なお、平成 27 年度契約以降、契約金額に変動がない。	○	—	P117

№	監査の結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘	意見	
19	15 電子申告システム、年金特徴システム及び国税連携システム運営業務委託 業者選定について 随意契約の理由において「現行の委託事業者以外では、新たな初期導入費用が発生すること、他社システム入れ替えによる課税ミス等に繋がる危険性が高まる。」との記載がある。業者選定については、年初から年度当初（当初賦課時期）は、システムによる処理量が多いこと、年度当初におけるシステムの入替は、安全かつ円滑な処理を確保できるとは言えない時期であること、また、当該時期以外のシステム入れ替えについては、入札契約事務や管理が煩雑化するものの、相対的な経済性を確保できるかは不確実であり、安定運用を優先して行っていないとの回答である。現行の業者で特に問題なく安定的な稼働が維持されていることは事実であるが、その一方で契約金額に変化がなく、価格の競争性が必ずしも確保されていないことを踏まえ、他にも認定委託先事業者が登録されているため、少なくとも複数の業者から見積書を入手することが望まれる。	—	○	P118
20	15 電子申告システム、年金特徴システム及び国税連携システム運営業務委託 チェック項目について いわき市では、随意契約という特殊性もあり2名による確認表を用いて契約内容を確認している。今回の契約における共通確認事項（5）障がい者就労施設等からの優先調達の推進にチェックしている。配慮事項との認識でチェックしているが、該当しない項目であるか否かを検討する必要がある。	—	○	P118
21	15 電子申告システム、年金特徴システム及び国税連携システム運営業務委託 運営業務委託契約書の条項について 運営業務委託契約書第18条（検査及び引渡し）において、業務完了報告書には成果品を添えてと規定されている。成果品の有無を確認したところ、契約書は一般的な委託契約事項を網羅するように作成している、との回答であった。必要のない規定の文言は削除するか、成果品の提出については適用しない等の	—	○	P118

№	監査の結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘	意見	
	条項の見直しを検討する必要がある。			
22	16 令和2年度市県民税賦課事務委託（給与支払報告書パンチ業務） 予定価格について 現在の予定価格は、入札予定業者1者からの見積書に基づいている。市では当該見積書により予定価格を設定し、入札予定業者も当初の見積書記載の金額で入札している。入札予定業者とは15年超に渡って契約を締結しており、予算要求時には過去3年間の実績平均によっている等の算定も行っている。また、委託業務への体制を有していないことから選定されていないが、当初の市内事業者は2者となっている。設計書作成のために複数の参考見積書を入手する方法も検討するべきである。	○	—	P120
23	18 固定資産現況調査データ更新業務委託 予算実績比較の検討について 予定価格は市が技師種別ごとの基準日額（円）に予定作業日数を乗じて、いわき市が積算計上して設定しているが、業務実施後に技師らの作業報告書や日報などは入手していない。 今後の予定価格の設定に役立てるためには、委託先から技師らの作業報告書や日報などを入手して、予算実績比較の検討をすることが望ましい。	—	○	P125
24	23 令和2年度保育所等利用調整AⅠシステム導入業務委託 プロポーザル審査会での質疑の議事録の作成について いわき市においては「いわき市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という）において、プロポーザル方式による選定手続における基本的な事項を定めるとともに、ガイドラインにおいて、各プロポーザルに係る実施要領を策定するものとされている。 ガイドライン及び本業務に係る要領において、プレゼンテーション時に行われる提案者との質疑応答について記録を残すことを求めている。 本件業務に係る提案書を閲覧したところ、落選となった事業者の提案内容には、いわき市にとって作業の効率化につながる	—	○	P136

№	監査の結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘	意見	
	と思われる追加的な提案が記載されていた。市担当者に当該提案内容をどのように評価したのか質問したところ、プレゼンテーション時に審査委員から当該提案内容について提案者に対して質問したものの、提案者から明確な回答が得られなかったことから、当該提案内容については評価対象としていないとの回答を得た。 審査委員会の審議過程の客観性を担保するために、質疑応答内容についても記録を行うことが望ましいと考える。			
25	27 令和2年度いわき市テレビ広報番組制作放送業務委託入札手続について 県内民放放送局4者を指名業者として、指名競争入札を経て業者を選定していることから、市の選定手続は妥当であると考えられる。しかし、県内民放放送局4者が毎年入れ替わっている状況から、実質的に競争原理が働いているかについては疑問がある。 番組の放送については、県内民放4局に限定されるのはやむを得ないが、映像制作と番組放送を業務として区分して契約を行うこととすれば、映像制作については当該4者に限定されず、より競争原理を働かせることも考えられる。また、より広報効果を高めるために有効な提案を行った業者を選定するプロポーザル方式によることも考えられる。より競争原理を働かせるための手続を検討することが望まれる。	—	○	P146
26	29 鹿島台団地9号線道路災害復旧業務委託 予算実績比較の検討について 予定価格は市が技師種別ごとの基準日額（円）に予定作業日数を乗じて、福島県が制定している土木工事標準積算基準を適用して積算しているが、業務実施後に技師らの作業報告書や日報などは入手していない。 今後の予定価格の設定に役立てるためには、委託先から技師らの作業報告書や日報などを入手して、予算実績比較の検討をすることが望ましい。	—	○	P150

No	監査の結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘	意見	
27	3 2 牛沼 1 号線測量設計調査委託 予算実績比較について 委託業務が適切な職種区分に属する技術者により実施されていることを確認する必要があるが、委託業者から技術者の職種別の作業日数の報告は入手していない。事後的に技術者の作業報告書や日報などを入手して、予算実績比較を検討するのが望ましい。	—	○	P157
28	3 5 いわき市災害廃棄物処理業務委託 予定価格について 事業の予定価格は、入札予定業者からの見積書に基づいている。市では複数者から参考見積を入手し最低金額により予定価格を設定している。今回の事業は災害廃棄物処理という特殊な業務であり臨時的に発生したこと、早期に地域の生活環境の保全を図ること、市では災害廃棄物処理に関する知見や積算根拠がないこと等からやむを得ないと考える。しかし昨今、大規模災害が発生する頻度も増していることから、今回の予定価格を今後の積算の参考とすることが望ましい。	—	○	P162
29	3 7 一般廃棄物（ごみ）収集運搬業務委託（北部地区） 予算実績の評価について 契約に当たっては人件費、車両費、業務経費に区分して詳細に設計書が作成されている。受託者からは毎月、実際の業務が完了した際には、業務実績報告書、一般廃棄物（ごみ）収集運搬実績報告書（以下、「報告書」という。）が提出されている。 報告書では、収集車両（稼働日数、稼働台数、走行距離数）、人員及び搬入回数（稼働日数、稼働人員、延搬入回数、1 日平均搬入回数、1 日 1 台搬入回数）、収集量（1 か月収集量、1 日平均・1 台当たり・1 日最大収集量）、業務完了時間、大型ごみ内訳等が記載されている。また、受託会社の決算書も入手していることから、少なくとも年間の予算と業務実績の評価を実施することが望ましい。	—	○	P166

No	監査の結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘	意見	
30	3 7 一般廃棄物（ごみ）収集運搬業務委託（北部地区） 複数回の見積合せ 契約に当たっては、3 回目の見積合せで決定している。ごみ収集運搬業務は日常発生する業務であり、市民の生活環境の保全上、重大な支障が生じないように見積書の提出回数には制限を設けることは困難である。しかし市の設定した予定価格を下回るまで見積合せを実施することにより、契約金額との比率は限りなく 100%に近似することになる。 予定価格の設定に当たっては、詳細な算定根拠に基づいて積算を行っているものの、必ずしも受託者の実態を反映していない可能性がある。毎月の連絡会議や月次の報告書を詳細に分析して予定価格に反映することが望まれる。	—	○	P166
31	3 8 一般廃棄物（ごみ）収集運搬業務委託（南部地区） 予算実績の評価について 契約に当たっては人件費、車両費、業務経費に区分して詳細に設計書が作成されている。受託者からは毎月、実際の業務が完了した際には、業務実績報告書、一般廃棄物（ごみ）収集運搬実績報告書（以下、「報告書」という。）が提出されている。報告書では、収集車両（稼働日数、稼働台数、走行距離数）、人員及び搬入回数（稼働日数、稼働人員、延搬入回数、1 日平均搬入回数、1 日 1 台搬入回数）、収集量（1 か月収集量、1 日平均・1 台当たり・1 日最大収集量）、業務完了時間、大型ごみ内訳等が記載されている。また、受託会社の決算書も入手していることから、少なくとも年間の予算と業務実績の評価を実施することが望ましい。	—	○	P168
32	3 8 一般廃棄物（ごみ）収集運搬業務委託（南部地区） 複数回の見積合せ 契約に当たっては、2 回目の見積合せで決定している。ごみ収集運搬業務は日常発生する業務であり、市民の生活環境の保全上、重大な支障が生じないように見積書の提出回数には制限を設けることは困難である。しかし、市の設定した予定価格を下回るまで見積合せを実施することにより、契約金額との比率は限りなく 100%に近似することになる。	—	○	P168

№	監査の結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘	意見	
	予定価格の設定に当たっては、詳細な算定根拠に基づいて積算を行っているものの、必ずしも受託者の実態を反映していない可能性がある。毎月の連絡会議や月次の報告書を詳細に分析して予定価格に反映することが望まれる。			
33	40 常磐線四ツ倉駅東西自由通路及び駅舎整備事業に伴う支障物移転工事委託（継続費） 契約金額の妥当性の検証 契約金額（協定金額）は、委託先であるJR東日本の見積をもとに決定されているが、その見積額を示す「工事費概算額調書」には、鉄道施設の工事費と管理費の内訳があるのみで、詳細な工事工数等の内訳は明示されておらず、事前に工事金額が妥当であるかどうかを検証できない状況にある。 公共事業の透明性確保のため平成20年12月25日付で、国土交通省と鉄道事業者で「公共事業における鉄道委託工事を行う場合の透明性確保の徹底に関する申し合わせ」（以下「申し合わせ」という。）がなされており、この申し合わせを基礎として公共事業主体と鉄道事業者は透明性の確保に努め、鉄道事業者は工事関係書類を公共事業実施主体に提示するよう要請されている。申し合わせに記された工事関係書類の例示には見積内訳や積算資料等は含まれていないが、契約の透明性を図るといふ申し合わせが発出された趣旨に鑑みれば、見積内訳の開示若しくは設計・積算資料の閲覧を鉄道事業者に求め、工事の委託金額が異常なものになっていないか事前に確認するのが望ましい。	—	○	P173
34	45 令和2年度電話交換機更新業務 予定価格について 事業の予定価格は、入札予定業者からの参考見積書に基づいた設計書により算定されている。今回の事業は特殊な工事であること、老朽化する電話交換機について機器更新を委託するもので、併せて通信回線の一部を光回線に切り替え、通信費等の運用経費の削減を図るものである。しかし、庁舎電話交換機更新事業の検討において、PBXメーカーが全国的に10者を超えていることを確認している。既に整備事業が進んでいる中で	○	—	P184

№	監査の結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘	意見	
	委託先を変更することは現実的ではないものの、他の業者から見積書を入手することにより参考見積書記載金額の妥当性を検討して予定価格を設定する必要があった。			
35	4 5 令和2年度電話交換機更新業務 プロポーザル方式の検討 今回の業務委託については、既に平成 29 年度の業者選定時に検討され随意契約となっている。その検討過程においては、更新整備について、1000 回線を超える大規模な整備であること及び 17 拠点全体の安定稼働が求められること、高度な技術や知識、実績を有する事業者の選定が必要であること、単年度ごとの予算措置であるため入札した場合、毎年度異なる事業者が落札することによる運用の複雑化が懸念されること等から、1 者による随意契約を選択している。 非常に重要な更新整備事業であるものの、選定した事業者以外は、出来ない事業であるのかどうかの根拠が明確に記載されていない。更新に伴う危険性を把握したうえで受注意向を示すメーカーが皆無であったかどうかは了解していないが、少なくとも聴取結果を文書化し評価することは必要である。 なお、今回の更新により選定した業者は、更新後の保守契約も締結していることから、次回の更新等についても同一の業者が選定される可能性は十分にある。他の事業者でも参加可能な汎用性のある機器の導入等も併せて検討することが望ましい。	—	○	P185
36	4 6 特別定額給付金パンチ業務委託 予定価格について 現在の予定価格は、入札予定業者 1 者からの見積書に基づいている。市では当該見積書により予定価格を設定し、入札予定業者も当初の見積書記載の金額で入札している。臨時的な対応ではあるものの、市としては予定価格の妥当性を検討すべきである。	○	—	P187

№	監査の結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘	意見	
37	4 6 特別定額給付金パンチ業務委託 1 者のみからの見積書入手 本業務委託では、1 者のみからの見積書入手となっている。その理由としては、「通知書作成は、いわき市のホストコンピュータで管理されているデータから出力する作業のため、ホスト管理を長年行っており、また、その技術と知識を有した株式会社 F S K 以外作業が行えない。また、パンチ業務については、審査業務で使用する特別定額給付金システムとの連動を図り、当該業務の成果をもって一連の業務として処理する必要がある。」としている。パンチ業務は、システムとの連動等、一連の業務として処理する必要があるという点は異なるものの、市県民税賦課事務委託で他の業者にパンチ業務を委託しており、参考見積を入手することを検討すべきだったと思われる。	—	○	P188
38	4 6 特別定額給付金パンチ業務委託 随意契約確認表の確認日の記載漏れ 随意契約確認表では、2 名の確認者がその役職、氏名を明記し、確認日を記載する様式となっている。今回、確認した随意契約確認表は第一確認者、第二確認者の何れも確認日が漏れている。契約締結前に随意契約を締結することの妥当性を検証する必要があることから、確認日は漏れなく記入することが望まれる。	—	○	P188
39	4 6 特別定額給付金パンチ業務委託 契約単価の再見直し 単価変更契約において、1 日当たりのパンチ数激増により、受託者側の体制確保が必要であったことから実施している。一旦確保した人員であり、単価についても最終件数までを見越しての設定となっている。5 月の業務量は激増しているものの、7 月以降の件数は減少しており、9 月分は 11 件となっている。契約変更に伴う変更仕様書においても 1 日当たりの申請書 5,000 枚の処理を目途に納入を迅速化することとした。 件数では、7 月以降減少していることから、当初契約からみれば、確保した過剰な人員についても費用を負担したことになるため、再度契約単価の変更を検討すべきであった。	○	—	P189

No	監査の結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘	意見	
40	4 6 特別定額給付金パンチ業務委託 契約条項の見直し 検査に関しては、仕様書「7 検査の実施」において「受託者は業務完了後、業務内容について所定の検査を実施するものとする。」とあり、検査の実施が既に規定されている。 対して、業務委託契約書第 10 条（委託料金の支払）第 1 項において、「乙（株式会社 F S K）は、出力資料が前条に定める検査に合格したときは、甲（いわき市）に対し、当該出力資料に係る委託料金を請求することができる。」とあるが、前条の第 9 条（業務の調査報告）においては「甲（いわき市）または甲の代理人は、必要に応じ、乙（株式会社 F S K）に対し、業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。」とあり、検査についての定めが明文化されていない。 したがって、検査について、契約条項の見直しを検討することが望ましい。	—	○	P190
41	4 7 人事給与システム保守業務委託 予定価格について 現在の予定価格は、入札予定業者 1 者からの見積書に基づいている。市では当該見積書により予定価格を設定し、入札予定業者も当初の見積書記載の金額で入札している。設計書は、参考見積書と書式は異なるものの、項目・金額が同一内容で作成されている。入札予定業者とは 15 年超にわたって契約を締結している。市内事業者は存在していることから、設計書のために複数の参考見積書入手し、単価について市担当者が検討するべきである。	○	—	P192
42	4 8 いわき市工事等積算システムデータ保守管理業務委託 業務開始時期について 本件業務についての契約日は令和 2 年 4 月 8 日であるが、作業報告書を閲覧した結果、一部の業務について、作業開始日が契約日前となっている。また、作業終了年月日、報告書日は手書きで修正されている。 当該状況について、市担当者に質問した結果、例年、次年度の改正単価等が 3 月中旬から下旬にかけて事前に入手できるこ	○	—	P195

№	監査の結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘	意見	
	と、また、市の方針として工事の適正な工期確保のため、年度当初に発注しなければならない工事が多数あることから、事前に作業を開始することで、年度当初からの速やかなシステム稼働を可能とするためとの回答を得た。 上記随意契約理由から、当該委託先との契約の継続が前提となっている状況から契約日前に作業が開始されることに実質的な問題は生じないものと思われるが、契約の前提となる若しくは契約変更が行われる場合の前提となる仕様書作業本数、契約本数への影響から、年度を跨ぐ作業については作業開始時期を整理し、当年度の作業については、当年度の契約日以降に作業開始されるべきである。			
43	５０ 庁内共通業務システム運用支援業務委託 システム更新時の対応について 本件システムについては、平成 15 年度から平成 16 年度にかけて導入したものであり、平成 28 年度から平成 29 年度にかけて、当初導入業者の同システムの新バージョンに更新を行った。更新に際しては、更新費用の他、円滑な業務運用の視点などから 3 社を比較し、同システムを継続利用する判断をしているが、保守費用を含めたトータルコストでの比較は行っていないとのことであった。 システム稼働後の保守関連業務をシステム導入業者に委託することが通常であることから、システム導入に際しては、システム構築等のインシヤルコストに加え、保守費用等のランニングコストを含めたトータルコストを考慮して選定を行うことが望ましい。	—	○	P201
44	５０ 庁内共通業務システム運用支援業務委託 設計書と契約書の作業工数の相違について 本件委託業務における運用支援業務について、設計書ではカスタマイズ対応の工数が含まれていないが、最終的な契約書においてはカスタマイズ対応の工数が含まれている。市担当者への質問の結果、設計の内訳作成時に、誤ってカスタマイズ対応分の費用を一般管理費に含めてしまったものとのことである。しかし、一般管理費については工数での積算を行っておらず、	○	—	P201

№	監査の結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘	意見	
	設計時の工数見積が適切であったのか疑義がある。 また、定例会の開催について、設計書の工数は隔月開催としているが、契約書に添付されている仕様書では毎月開催とされている。市担当者への質問の結果、システム更新後は関係各課及び各担当S Eを招集して定例会を隔月開催していたが、更新後のシステムが安定的に稼働するに伴い、令和2年度から情報政策課とS E代表のみで定例会を毎月開催するように変更した経緯があり、令和2年度、令和3年度は定例会を毎月実施しているとのことであった。 契約書の作成に際しては、設計書の業務内容と整合しているかを確認し、齟齬がある場合には、設計金額の見直しを含めて検討する必要がある。			
	区分計	11	33	

第2章 いわき市の財政と人口の推移

第1 いわき市の財政の推移

1 普通会計の状況

(1) 決算の推移

令和2年度の実質単年度収支は4,381百万円であり、平成28年度▲949百万円と比較して5,330百万円増加している。

(単位:百万円)

年度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
項目						
歳入総額	A	163,875	164,302	152,847	163,782	199,829
歳出総額	B	154,419	153,648	146,829	156,628	192,542
形式収支	C(A-B)	9,455	10,654	6,017	7,154	7,286
翌年度へ繰り越すべき財源	D	5,650	6,205	1,467	5,725	4,475
実質収支	E(C-D)	3,805	4,449	4,549	1,428	2,811
単年度収支	F	▲1,421	643	100	▲3,121	1,382
積立金	G	7,320	3,627	2,388	5,936	8,487
繰上償還金	H	-	-	-	4,293	33
積立金取崩し額	I	6,848	6,247	4,685	8,141	5,522
実質単年度収支	J(F+G+H-I)	▲949	▲1,975	▲2,196	▲1,033	4,381

歳入・歳出総額は平成28年度以降で減少傾向にあるが、以下の通り、東日本大震災分が減少したものであり、通常収支分は増加傾向にある。

(単位:百万円)

年度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
区分						
歳入総額	通常収支分	126,569	129,442	124,820	140,112	184,456
	東日本大震災分	37,306	34,860	28,027	23,670	15,373
	合計	163,875	164,302	152,847	163,782	199,829
歳出総額	通常収支分	120,118	124,383	121,537	135,825	181,258
	東日本大震災分	34,301	29,265	25,293	20,803	11,285
	合計	154,419	153,648	146,830	156,628	192,543

平成28年度から令和2年度の財政調整基金及び減債基金の残高の推移は以下の通りであり、令和2年度の基金合計残高は17,827百万円であり、平成28年度17,336百万円と比較して491百万円増加している。

(単位:百万円)

項目 \ 年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
財政調整基金	14,812	12,192	9,896	7,690	10,655
減債基金	2,524	5,075	8,036	8,019	7,172
合計	17,336	17,268	17,932	15,709	17,827

(2) 歳入の状況

平成28年度から令和2年度の歳入の状況は以下の通りであり、平成28年度163,875百万円に対して、令和2年度199,829百万円と35,954百万円増加している。主に国庫支出金が40,168百万円増加、市債が9,146百万円増加しているのに対し、地方交付税が3,636百万円減少、繰入金が5,424百万円減少、繰越金が5,799百万円減少している。

(単位:百万円)

年度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
款						
1	市 税	49,379	50,583	50,587	50,697	51,385
2	地 方 譲 与 税	1,304	1,309	1,238	1,372	1,340
3	利 子 割 交 付 金	42	65	59	29	34
4	配 当 割 交 付 金	117	139	106	143	116
5	株式等譲渡所得割交付金	63	131	83	70	131
6	法 人 事 業 税 交 付 金	0	0	0	0	484
7	地 方 消 費 税 交 付 金	5,609	6,133	6,467	6,294	7,708
8	ゴルフ場利用税交付金	211	166	153	138	133
9	環 境 性 能 割 交 付 金	0	0	0	43	72
10	地 方 特 例 交 付 金	143	152	187	701	308
11	地 方 交 付 税	20,532	22,876	16,874	17,611	16,895
	内 普 通	12,795	12,094	11,089	11,871	11,680
	訳 特 別	7,737	10,781	5,784	5,740	5,215
12	交通安全対策特別交付金	67	61	54	52	56
13	分 担 金 及 び 負 担 金	1,300	1,157	835	594	360
14	使 用 料 及 び 手 数 料	3,278	3,232	3,263	3,252	2,756
15	国 庫 支 出 金	22,601	22,510	19,708	21,323	62,769
16	県 支 出 金	13,830	12,340	10,330	11,442	11,821
17	財 産 収 入	306	501	342	321	528
18	寄 附 金	146	472	470	493	673
19	繰 入 金	15,792	13,912	15,289	21,040	10,368
20	繰 越 金	12,953	9,414	10,654	6,017	7,154
21	諸 収 入	7,320	6,221	6,148	6,755	6,912
22	市 債	8,670	12,628	9,726	15,246	17,816
	(自動車取得税交付金)	202	290	263	137	0
歳 入 合 計		163,875	164,302	152,847	163,782	199,829

(3) 歳出の状況

平成 28 年度から令和 2 年度の歳出の推移は以下の通りであり、平成 28 年度 154,419 百万円に対して、令和 2 年度 192,542 百万円と 38,123 百万円増加している。

区分別でみると、義務的経費が 7,724 百万円増加、投資的経費が 8,218 百万円減少、その他の経費が 38,617 百万円増加している。その他経費は主に補助費等が 34,267 百万円増加したことによるものである。

(単位:百万円)

区分 \ 年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
義務的経費	59,379	59,637	60,160	67,951	67,103
人件費	18,481	18,878	18,926	19,490	22,455
扶助費	28,773	29,061	29,370	32,334	32,535
公債費	12,124	11,697	11,863	16,126	12,112
投資的経費	30,223	31,672	22,227	17,694	22,005
普通建設事業費	27,543	29,581	20,687	15,505	18,196
災害復旧事業費	2,680	2,091	1,539	2,188	3,809
失業対策事業費	-	-	-	-	-
その他の経費	64,816	62,338	64,442	70,982	103,433
物件費	24,239	23,517	21,606	25,408	28,445
維持補修費	2,207	2,610	2,424	2,345	2,599
補助費等	11,784	12,280	17,495	18,479	46,052
積立金	9,340	8,416	8,400	9,456	10,797
投資及び出資金・貸付金	4,350	3,792	3,228	3,389	3,432
繰出金	12,893	11,720	11,287	11,903	12,105
合 計	154,419	153,648	146,829	156,628	192,542

2 一般会計の状況

(1) 一般会計歳入歳出決算状況

平成28年度から令和2年度の一般会計の推移は以下の通りである。令和2年度の実質収支は4,595百万円、実質単年度収支は6,020百万円である。

(単位:百万円)

項目 \ 年度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
歳入	A	156,131	155,798	149,179	163,429	199,390
歳出	B	149,147	146,310	143,179	156,335	192,147
形式収支	C(A-B)	6,984	9,487	6,000	7,093	7,243
翌年度へ繰り越すべき財源	D	3,131	4,874	1,177	5,519	2,647
実質収支	E(C-D)	3,852	4,612	4,822	1,573	4,595
前年度実質収支	F	5,287	3,852	4,612	4,822	1,573
単年度収支	G(E-F)	▲1,434	759	210	▲3,248	3,021
積立金	H	7,320	3,627	2,388	5,936	8,487
繰上償還金	I	-	-	-	4,293	33
積立金取崩額	J	6,848	6,247	4,685	8,141	5,522
実質単年度収支	K(G+H+I-J)	▲962	▲1,859	▲2,086	▲1,161	6,020

(2) 歳入の状況

平成28年度から令和2年度の一般会計歳入の状況は以下の通りであり、平成28年度156,131百万円に対して、令和2年度199,390百万円と43,259百万円増加している。自主財源は3,509百万円減少、依存財源が46,768百万円増加している。

自主財源では主に市税が2,006百万円増加しているものの、繰越金が3,786百万円減少している。市税の主な増加は固定資産税1,714百万円によるものである。

依存財源では主に国庫支出金が40,988百万円増加、市債が9,587百万円増加しているものの、地方交付税が3,636百万円減少、県支出金が2,033百万円減少している。

国庫支出金の主な増加は国庫補助金の総務費国庫補助金であり34,226百万円である。主に特別定額給付金給付事業費国庫補助金31,938百万円によるものである。

(単位:百万円)

科目			年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
自主財源	市 税			49,379	50,583	50,587	50,697	51,385
	分 担 金 及 び 負 担 金			1,419	1,314	1,342	997	607
	使 用 料 及 び 手 数 料			2,720	2,722	2,731	2,827	2,491
	財 産 収 入			290	486	327	306	514
	寄 附 金			146	472	470	493	673
	繰 入 金			11,294	9,015	13,345	21,034	10,362
	繰 越 金			10,880	6,984	9,487	6,000	7,093
	諸 収 入	競 輪		440	390	660	316	405
		そ の 他		6,912	5,805	5,421	6,386	6,440
	計				83,483	77,775	84,373	89,060
依存財源	地 方 譲 与 税			1,304	1,309	1,238	1,372	1,340
	利 子 割 交 付 金			42	65	59	29	34
	配 当 割 交 付 金			117	139	106	143	116
	株式等譲渡所得割交付金			63	131	83	70	131
	法 人 事 業 税 交 付 金			-	-	-	-	484
	地 方 消 費 税 交 付 金			5,609	6,133	6,467	6,294	7,708
	ゴルフ場利用税交付金			160	166	153	138	133
	特別地方消費税交付金			-	-	-	-	-
	環 境 性 能 割 交 付 金			-	-	-	43	72
	自 動 車 取 得 税 交 付 金			202	290	263	137	-
	地 方 特 例 交 付 金			143	152	187	247	308
	地 方 交 付 税			20,532	22,876	16,874	17,611	16,895
	交通安全対策特別交付金			67	61	54	52	56
	国 庫 支 出 金			21,626	22,800	19,577	21,119	62,614
	県 支 出 金			13,853	11,866	10,275	11,530	11,820
	諸 収 入	受 託 事 業 収 入		73	76	80	100	85
		過 年 度 収 入		826	18	64	510	4
		市 債			8,023	11,934	9,318	14,964
	計				72,648	78,022	64,806	74,368
合 計				156,131	155,798	149,179	163,429	199,390

(3) 歳出の状況

平成28年度から令和2年度の一般会計歳出の推移は以下の通りであり、平成28年度149,147百万円に対して、令和2年度192,147百万円と43,000百万円増加している。

区分別でみると、主に総務費が35,301百万円増加、民生費が4,991百万円増加、衛生費が5,547百万円増加しているものの、土木費が6,690百万円減少している。

総務費は、主に総務管理費が35,001百万円増加しており、内訳は特別定額給付金給付事業費が32,062百万円となっている。

民生費は、主に児童福祉費が3,700百万円増加している。児童福祉費は児童福祉総務費が2,958百万円増加しており、事業別では子ども・子育て支援新制度給付・事業費が2,814百万円増加している。

衛生費は、主に清掃費が4,269百万円増加している。清掃費は塵芥処理費が4,321百万円増加しており、事業別では災害廃棄物処理事業費が6,828百万円増加している。

土木費は、主に都市計画費が6,663百万円減少している。都市計画費は土地区画整理事業費が3,354百万円減少しており、事業別では土地区画整理事業費が該当している。

(単位:百万円)

区分 \ 年度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1	議会費	695	701	708	693	655
2	総務費	19,708	22,213	24,979	28,938	55,010
3	民生費	46,185	47,947	47,668	50,479	51,177
4	衛生費	16,321	17,918	17,687	16,152	21,869
5	労働費	112	98	102	127	100
6	農林水産業費	3,927	3,281	2,945	3,478	5,213
7	商工費	5,582	4,946	4,454	5,011	5,316
8	土木費	23,827	19,877	16,030	15,480	17,137
9	消防費	8,851	6,450	6,057	6,258	5,874
10	教育費	11,314	11,476	11,546	12,905	14,903
11	災害復旧費	1,370	571	27	1,582	3,685
12	公債費	11,249	10,827	10,971	15,226	11,204
13	諸支出金	-	-	-	-	-
歳出合計		149,147	146,311	143,179	156,335	192,147

3 今後の見通しについて

令和 2 年度主要な施策の成果説明書において、今後の財政見通しと課題について、以下のように記載されている。

今後の財政見通しについてであるが、歳入面においては、市税全体は回復基調が続いてきたものの、新型コロナウイルス感染症の拡大が世界経済に大きな影響を及ぼしており、市税収入についても減少が見込まれるほか、復興需要終了後の景気の動向等が不透明な状況であることから、依然として厳しい状況にあるものと考えられる。

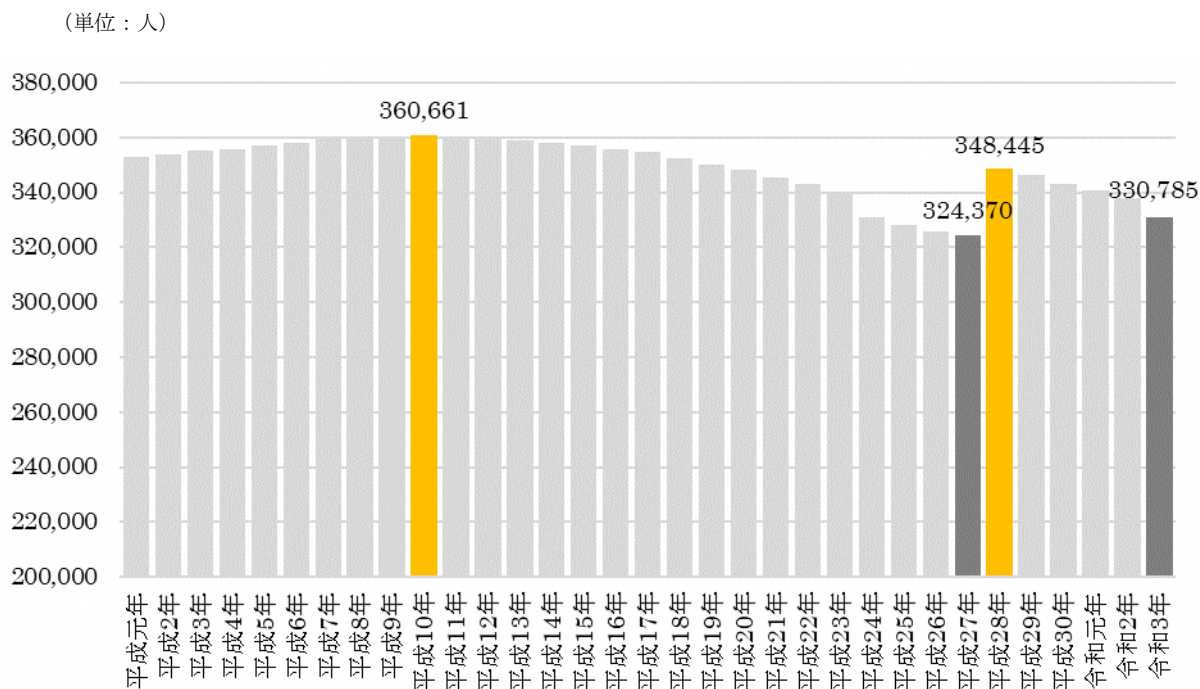
歳出面においても、新型コロナウイルス感染症への対応をはじめ、大規模な自然災害への備えや防災・減災対策、公共施設等の老朽化対策、地域創生に向けた新たなまちづくりなどに多額の財政需要が見込まれるほか、中長期的には少子高齢化に伴う社会保障関係経費の増大など、財政的な制約はますます高まっていくことが予測され、社会情勢の変化に適切に対応した施策の展開も喫緊の課題となっている。

このことから、いわき市の財政は、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響が想定される中で、復興の総仕上げに向けた所要の財源確保と、社会経済や行政需要の変化に適切に対応できる収入の安定並びに財政構造の弾力性の確保という複数の課題に直面しているといえることができる。

第2 いわき市の人口の推移

1 人口の推移

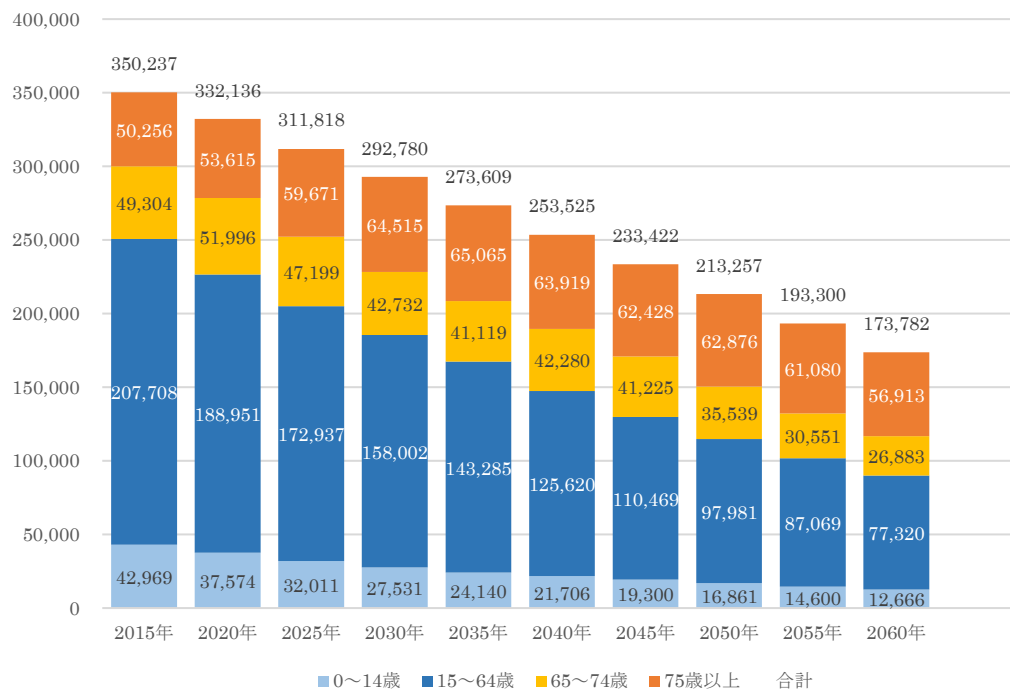
いわき市の平成元年以降の人口は、平成10年の360,661人をピークに平成27年には324,370人まで減少していた。東日本大震災の影響に伴う長期避難等により平成28年には348,445人に増加したが、以降減少傾向にあり、令和3年では330,785人となっている。



(出所：「いわき市の人口（令和3年4月1日）」より作成)

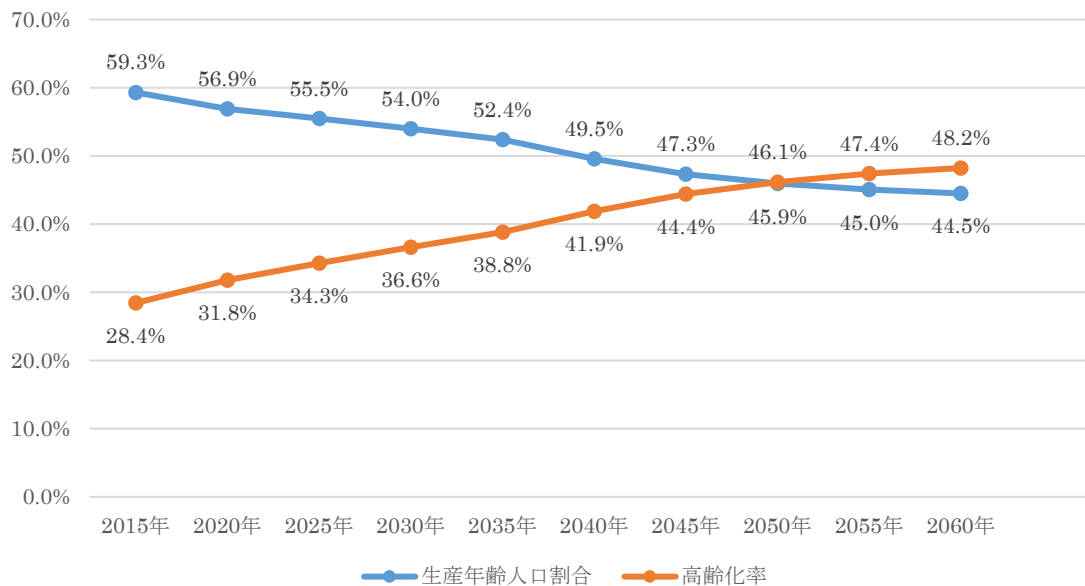
2 今後の人口の見通し

いわき市の独自推計による今後の人口は減少の見通しであり、2030年には292,780人（2015年比▲57,457人、▲16.4%）、2040年には253,525人（2015年比▲96,712人、▲27.6%）となる見込みである。



(出所：「第2期いわき創生総合戦略」より作成)

また、生産年齢人口割合の低下、高齢化率の上昇が見込まれており、2050年に高齢化率は生産年齢人口割合を上回ることが見込まれている。



(出所：「第2期いわき創生総合戦略」より作成)

第3章 委託契約に関する状況

第1 委託契約の概要

1 「契約」について

(1) 契約の定義

契約とは、互いに対立する2個以上の意思表示の合致（合意）によって成立する法律行為である。契約には広い意味で、「公法上の契約」と「私法上の契約」がある。

「公法上の契約」とは、公法（国家や公益に関する法律）上の効果の発生を目的とする当事者の相対立する意思の合致によって成立する法律行為をいう。これは、地方自治法第252条の14の規定に基づき地方公共団体の事務の一部を他の地方公共団体に対して委託する契約であり、法律上特に明示的に認められた場合に限りなし得る。

「私法上の契約」とは、私法（民法・商法等、私人の権利・義務に関する法律）的効果の発生を目的とする対等な当事者の相対立する意思の合致によって成立する法律行為をいう。これは、民法その他私法の適用を受ける。

(2) 契約自由の原則と地方公共団体の契約に特有の制約

契約自由の原則とは、契約締結、相手方の選択、契約内容、契約方式は当事者間の合意で自由に決めることができるという原則である。

地方公共団体の委託契約では、多くが「私法上の契約」となるが、経済性、公平性等の観点から、地方自治法第234条から第234条の3までに、契約に関する規定が設けられ一定の制約が課されている。中でも、相手方の選択に関しては、原則として予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする旨規定されている（同法第234条第3項）。

2 単年度主義と契約

地方公共団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる（地方自治法第208条第1項）。また、各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない（同条第2項）とあり、会計年度が独立している、いわゆる単年度主義が原則となる。

さらに、地方公共団体の契約は、法令又は予算の定めに従うものとされている（同法第232条の3）ため、単年度契約が原則となる。

地方公共団体が年度をまたぐ契約をするのは、債務を負担する行為であり、予算で債務負担行為として定めておかなければならない（同法第214条）。ただし、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約その他政令で定める契約は、地方自治法第214条の規定にかかわらず、翌年度以降にわたり締結すること

ができる（同法第 234 条の 3）。これらは、およそ地方公共団体が存在する限り、1 日も欠かすことができないものであり、絶対的に必要なサービスであるから、毎年更新を繰り返すまでもなく、長期にわたって契約を締結できるとするのが合理的であるためである。これらの契約については、地方自治法第 214 条の規定による債務負担行為として予算でこれを定めることなく、直接これを締結することができる（同法第 234 条の 3）。

【地方自治法】

（債務負担行為）

第 214 条

歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかなければならない。

（支出負担行為）

第 232 条の 3

普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為という。）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。

（長期継続契約）

第 234 条の 3

普通地方公共団体は、第 214 条の規定にかかわらず、翌年度以降にわたり電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約その他政令で定める契約を締結することができる。この場合においては、各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならない。

【地方自治法施行令】

（長期継続契約を締結することができる契約）

第 167 条の 17

地方自治法第 234 条の 3 に規定する政令で定める契約は、翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるものとする。

3 競争入札と随意契約

地方自治法は、契約について次のように定めている。

第六節 契約

(契約の締結)

第 234 条

売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

地方自治法上、指名競争入札、随意契約は、施行令が定める場合にのみ行うことができる、とあることから、契約は一般競争入札によることが原則である。

なお、いわゆるプロポーザル方式は、「高度な技術が要求される業務、又は個性の重視される業務を発注するにあたり、一定の参加資格要件を満たす提案者からの企画提案書（以下「提案書」という。）の提出を受け、ヒアリング又はプレゼンテーション（以下「ヒアリング等」という。）による審査及び評価を行い、最も優れた提案をした者を受託候補者とする方法」（「いわき市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン」より抜粋）であり、随意契約に含まれることになる。

委託契約の締結方法

締結方法	内容
(1) 一般競争入札	契約に関する公告をし、一定の資格を有する不特定多数の者をして入札の方法によって競争させ、最も有利な条件を提供した者との間に契約を締結する契約方式をいう。
(2) 指名競争入札	資力信用その他について適当である特定多数の競争参加者を選んで入札の方法によって競争させ、最も有利な条件を提供した者との間に契約を締結する契約方式をいう。
(3) 随意契約	競争の方法によることなく、任意に特定の者を選んで契約を締結する契約方式をいう。
(4) せり売り	契約価格等について多数の者を口頭（挙動）で競争させ、最も有利な価格を申し出た者との間に契約を締結する契約方式をいう。

(1) 一般競争入札

① 一般競争入札とは

一般競争入札とは、公告により不特定多数の者を誘引して申込を競争させ、その申込者から、自治体にもっとも有利な条件を提示した者と締結する契約をいう。地方自治法の原則的な契約方式である。

入札は、不特定多数者の入札への参加を求めるため、契約内容等を公告する必要がある（施行令第167条の6第1項）。また、入札時の契約金額は、当該契約に関して予定価格を定め、契約の目的に応じて予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする旨が定められている。

② 資格要件

施行令第167条の4による入札の資格要件は、破産者等でないこと、不正の行為をなした者でないこと等である。また、第167条の5では、自治体による一定の資格要件の設定を認めている。

地方自治法施行令

第167条の5

普通地方公共団体の長は、前条に定めるもののほか、必要があるときは、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況を要件とする資格を定めることができる。

2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたときは、これを公示しなければならない。

③ 地域要件

さらに、施行令第167条の5の2は、事業所の所在地などにより、参加資格を制限することを認めている。

地方自治法施行令

第167条の5の2

普通地方公共団体の長は、一般競争入札により契約を締結しようとする場合において、契約の性質又は目的により、当該入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、前条第一項の資格を有する者につき、更に、当該入札に参加する者の事業所の所在地又はその者の当該契約に係る工事等についての経験若しくは技術的適性の有無等に関する必要な資格を定め、当該資格を有する者により当該入札を行わせることができる。

参加者を地元にある者に限るなどの地域制限はこの規定が根拠となっている。しかし、あまり厳重な地域要件を課すと、自由な競争が制限される恐れがある。そこで、総務省は、「地方公共団体における入札契約適正化・支援方策の概要」（総務省平成 19 年 2 月）において、次のように通知している。

地域要件の設定に当たっては、当該地方公共団体における潜在的な競争参加者数の状況を踏まえつつ、競争性が十分に確保されるよう適切に設定する。

④ 総合評価落札方式

地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 は、価格以外の要素も勘案した入札方式である総合評価落札方式の適用を認めている。

施行令

第 167 条の 10 の 2

普通地方公共団体の長は、一般競争入札により当該普通地方公共団体の支出の原因となる契約を締結しようとする場合において、当該契約がその性質又は目的から地方自治法第 234 条第 3 項本文又は前条の規定により難いものであるときは、これらの規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもつて申込みをした者を落札者とするすることができる。

(2) 指名競争入札

指名競争入札とは、あらかじめ競争入札に参加を希望する者の資格審査を実施し、有資格者として登録した者の中から複数の業者を指名して、これらの者の競争により契約の相手方を決定する方法であり、一般競争入札を原則とする地方公共団体における契約方法の例外である。施行令第 167 条には以下のとおり定められている。

(指名競争入札)

第 167 条

地方自治法第 234 条第 2 項の規定により指名競争入札によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- 1 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。
- 2 その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。
- 3 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

上記第1号は、特殊な工事や製品の製造等であるため監督や検査が困難であることから、完全な履行について契約相手方の技術等に依存せざるを得ない場合などと解される。

第2号は、契約内容が特殊であるなどの理由から、入札に参加する者が少数となることが予想される場合と解される。

第3号は、不誠実な者が入札に参加することが予想され、公正な入札が確保できない場合と解される。

(3) 随意契約

随意契約とは、競争入札の方法によらず、地方自治体が特定の相手方を選択して契約を締結する契約方法をいう。随意契約は、施行令第167条の2に定める1～9号のみに限定し、適用が認められる。

- | |
|---|
| <p>一 売買、賃貸、請負その他の契約でその予定価格が一定の額（市町村における外部委託（施行令別表第5の六の項に該当）では50万円）の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>二 契約の性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>三 次の場合の契約をするとき。</p> <p>ア 障害者支援施設等において製作された物品を当該障害者支援施設等から普通地方公共団体の規則で定める手続により買入れるものをするとき。</p> <p>イ シルバー人材センター等から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受けるものをするとき。</p> <p>ウ 母子・父子福祉団体等が行う事業でその事業に使用される者が主として配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの等に係る役務の提供を普通地方公共団体の規則で定める手続により受けるものをするとき。</p> <p>エ 認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により受けるものをするとき。</p> <p>四 次の場合の契約をするとき。</p> <p>ア 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により買入れ若しくは借り入れるものをするとき。</p> <p>イ 新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。</p> <p>五 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> |
|---|

- 六 競争入札に付することが不利と認められるとき。
- 七 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
- 八 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
- 九 落札者が契約を締結しないとき。

また、随意契約には以下の方式もある。

① 企画競争（企画コンペ）方式

企画競争（企画コンペ）方式は、対象業務に関する明確な条件を提示して企画提案内容を公募し、もっとも優れた企画案を選定する方法である。

② プロポーザル方式

プロポーザル方式は、対象業務に対する発想や課題解決方法及び取組体制等のプロポーザル(提案書)を審査し、地方自治体にとって最も適切な創造力、技術力、経験などを持つ事業者を選定する方法である。

企画コンペ方式とプロポーザル方式との違いは、企画コンペ方式が企画案の良否を検討して選定するのに対し、プロポーザル方式は企画案ではなく、契約相手として最も適切な創造力、技術力、経験などを持つ相手方を選ぶ点にある。

(4) せり売り

契約価格等について、買い手に口頭で競わせて、最も有利な価格を提示した者と契約する方法である。当該契約方式は監査の対象外としている。

なお、地方自治法施行令では、下記のとおり、適用できる場合を限定している。

地方自治法施行令

第 167 条の 3

地方自治法第二百三十四条第二項の規定によりせり売りによることができる場合は、動産の売払いで当該契約の性質がせり売りに適しているものとする場合とする。

第2 いわき市における委託契約事務の概要

入札・契約関係については、「いわき市財務規則」の中に定めている。その内容は、概ね、地方自治法および同施行令の内容と重なる。また、条例や各種要領、指針、手引などを定めることにより対応している。

標準的な事務の流れは以下の通りである。



また、随意契約に関しては、「いわき市財務規則」において、予定価格の限度額や見積書の入手について、下記の通り規定している。

(予定価格の限度額)

いわき市財務規則

第 128 条

施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 工事又は製造の請負 130 万円
- (2) 財産の買入れ 80 万円
- (3) 物件の借入れ 40 万円
- (4) 財産の売払い 30 万円
- (5) 物件の貸付け 30 万円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 50 万円

(見積書の入手)

いわき市財務規則

第 129 条

契約権者は、随意契約に付そうとするときは、なるべく 2 人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、契約の内容により 2 人以上の者から見積書を徴することが困難なとき、又はその必要性がないと認めたときは、この限りでない。

第4章 いわき市の委託契約の全般的分析

第1 委託料の年次推移

1 委託料の年次推移

令和2年度の委託料は下記の通りである。

なお、指定管理料を除外するため、データ中で「指定管理」を含むものを除外している。

また、令和元年度の包括外部監査のテーマに関連している部署、監査委員の令和3年度の監査対象となっている部署である「文化スポーツ室・観光交流室」「農林水産部」「産業振興部」「土木部」「教育委員会事務局及び教育機関」「消防本部」「水道局」、及びコロナウイルス感染症対応で多忙な状況にある「保健福祉部」を除外している。

一般会計

(単位：千円)

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
支出命令額 (A)	19,504,744	18,495,803	17,596,815	20,722,269	25,671,722
うち指定管理 (B)	2,138,558	2,246,090	2,425,103	2,615,397	2,605,090
うち除外部署 (C)	6,950,900	8,020,517	7,770,549	6,806,648	7,932,656
(A)-(B)-(C)	10,415,285	8,229,195	7,401,162	11,300,222	15,133,975

2 項別の年次推移

一般会計の委託料を細節別にみると、以下の通りである。

平成28年度と令和2年度を比較すると、全体的には5,700百万円増加している。項別に比較すると、35の項のうち13項においては委託料が減少し、21の項では増加している。

(単位:千円)

	平成28年度 A	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 B	増減 B-A
議会費	21,701	8,189	9,049	8,808	9,035	▲12,666
教育総務費	171,288	159,909	169,029	173,511	214,373	43,085
社会福祉費	439,185	395,958	350,213	387,142	417,168	▲22,016
商工費	259,229	263,691	227,393	558,955	396,989	137,760
消防費	5,132,919	2,758,579	2,291,271	1,593,655	514,209	▲4,618,709
総務管理費	1,821,750	2,191,647	1,674,413	1,876,380	1,918,984	97,234
土木管理費	10,215	8,056	8,077	8,746	9,020	▲1,195
農業費	546,679	321,766	192,904	321,665	729,173	182,494
保健衛生費	1,911,306	1,961,782	1,968,362	1,967,770	2,094,437	183,130
労働諸費	16,567	14,823	18,415	15,210	28,575	12,008
児童福祉費	532,979	661,075	774,970	885,508	992,416	459,436
小学校費	285,899	284,006	382,370	307,340	335,534	49,635
清掃費	3,059,906	3,045,543	3,152,719	6,710,872	10,759,696	7,699,790
徴税費	191,720	130,112	208,237	236,083	150,427	▲41,292
道路橋りょう費	483,910	2,317,703	1,581,903	559,309	716,113	232,202
農林水産業施設災害復旧費	2,170	11,275	4,536	181,190	994,632	992,461
林業費	312,373	262,152	169,988	190,277	231,122	▲81,251
河川費	58,068	43,148	73,185	107,916	246,253	188,185
戸籍住民基本台帳費	102,563	52,297	61,564	56,756	89,979	▲12,583
公共土木施設災害復旧費	2,829	-	-	499,923	370,176	367,346
水産業費	56,870	57,567	54,725	43,708	41,199	▲15,671
生活保護費	16,292	15,725	15,526	13,541	11,159	▲5,133
中学校費	99,468	97,824	168,030	83,165	180,613	81,144
港湾費	1,857	1,961	1,992	2,088	2,134	276
災害救助費	32	1,226	388	392	396	363
選挙費	99,992	61,647	29,541	72,738	72,602	▲27,390
文教施設災害復旧費	19,033	14,564	-	3,807	-	▲19,033
幼稚園費	11,365	8,840	9,891	11,932	10,356	▲1,008
その他公共施設・ 公用施設災害復旧費	-	-	-	11,876	2,599	2,599
社会教育費	409,245	389,245	421,116	398,966	466,213	56,968
都市計画費	864,502	246,412	665,729	355,046	543,477	▲321,024
統計調査費	-	-	-	-	6,000	6,000
監査委員費	-	217	-	-	-	-
住宅費	20,921	53,868	97,206	67,502	76,402	55,481
保健体育費	403,336	408,891	388,954	395,078	435,154	31,818
合 計	17,366,185	16,249,713	15,171,711	18,106,871	23,066,632	5,700,446

第2 アンケートの概要

1 アンケートの目的

詳細な監査手続を行う個別事案の抽出のために、アンケートを実施した。

なお、個別事案の抽出に当たり、アンケート調査の結果について分析を行ったので、「4 アンケートの回答結果の分析」のとおり記載する。

2 アンケート対象

アンケートの対象は、市から提供を受けた令和2年度における一般会計で「委託料」の節項目に計上されている「支出命令額」のうち、以下を除外している。

- ・行政上の行為であって契約ではないため、指定管理料を除外する。
- ・過年度の監査テーマとの重複を避けるために、令和元年度の包括外部監査のテーマに関連している部署（教育関係）を除外する。
- ・監査委員との監査対象の重複を避けるため、監査委員の令和3年度の監査対象となっている部署である「文化スポーツ室・観光交流室」「農林水産部」「産業振興部」「土木部」「教育委員会事務局及び教育機関」「消防本部」「水道局」を除外する。
- ・コロナウイルス感染症対応で多忙な状況にある「保健福祉部」を除外する。

上記の除外した事項を考慮した令和2年度における一般会計で「委託料」の節項目に計上されている「支出命令額」を母集団として、支出1回あたり100万円以上のものをアンケート対象とした。

なお、支出1回あたり100万円以上とした理由は、100万円以上とすることにより、アンケート対象の件数を1割程度に絞り込むことができ、かつ、母集団の9割以上をカバーできると考えたためである。

その結果、アンケート対象となった案件は517件であり、母集団に対する割合は件数が11%、金額が95%となっている。

	抽出基準	件数	金額
A	母集団全体	4,714 件	15,133,975,844 円
B	母集団のうち、支出1回あたり100万円以上のものを抽出	1,162 件	14,500,970,578 円
C	Bのうち、同じ契約のものを集約することにより、最終的にアンケート対象となった案件	517 件	14,385,351,809 円
C/A	母集団に対するアンケート対象の割合	11%	95%

3 アンケートの項目

アンケート対象として抽出した案件に対しアンケートを実施した。なお、アンケートは、次の項目から構成されている。

項目No.	アンケート項目
1	部局名
2	所属名
3	委託が行われている事業名
4	委託業務名
5	契約先名
6	契約先の所在地（県・市）
7	契約方法（以下から選択） ・一般競争入札 ・指名競争入札 ・随意契約 ・その他（措置費など）
8	指名競争入札の場合の理由 （地方自治法施行令第 167 条第 1 号～3 号のうち該当するものを記入）
9	随意契約の場合の理由 （地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項の 1 号～9 号のうち該当するものを記入）
10	予定価格（税込）
11	契約金額（税込）
12	令和 2 年度の決算額
13	単年度契約か複数年度契約か
14	令和 2 年度末現在における、同一契約先との契約継続年数累計 （以下から選択） ・ 1 年以下 ・ 1 年超 5 年以下 ・ 5 年超 10 年以下 ・ 10 年超 15 年以下 ・ 15 年超 ・ 不明

項目No.	アンケート項目
15	入札業者数（一般競争） 指名業者数（指名競争） 見積入手業者数（随意契約）
16	契約年月日
17	契約完成期限
18	再委託の有無（有・無・不明）

4 アンケートの回答結果の分析

アンケートを依頼した 517 件全件について、所管部署から回答を得ることができた。
以下、アンケート回答について分析を行う。

（1）契約方法別の件数の割合及び金額の割合

契約方法別の一定の金額ごとの件数は次の通りである。なお、アンケート対象の中でも契約が重複しているものがあったため、アンケート件数とは一致しない。

契約方法	1,000 万円未満		1,000 万円以上 5,000 万円未満		5,000 万円以上 1 億円未満		1 億円以上		全体	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
一般競争入札	－	－	4	3.7%	－	－	2	11.1%	6	1.2%
指名競争入札	147	46.5%	36	33.3%	1	20.0%	1	5.6%	185	36.1%
随意契約	169	53.5%	68	63.0%	4	80.0%	15	83.3%	256	49.9%
その他（※）	－	－	－	－	－	－	－	－	66	12.9%
合計	316	100.0%	108	100.0%	5	100.0%	18	100.0%	513	100.0%

（※）その他は、措置費（厚生労働省が定める「子ども・子育て支援交付金交付要綱」に規定された単価及び項目により契約）や、協定（ＪＲ東日本と協議・連携しながら整備を進めるにあたり、自由通路の整備及び管理に関する要綱（国交省）第 3 条（1）の規定に基づき協定を締結）などである。

全体的に随意契約の割合が最も高かった。

地方自治法上の原則的な契約方法である一般競争入札の割合は、いずれの金額区分においても随意契約より低く、全体の 513 件中 6 件で 1%程度であり、例外的な契約方法である随意契約の割合は、全体の 513 件中 256 件で 50%程度を占めている。

なお、契約方法別の全体の金額の割合は次のとおりであり、金額の割合においても随意契約の割合が最も高かった。

契約方法	金額（千円）	割合
一般競争入札	491,526	3.5%
指名競争入札	1,442,575	10.2%
随意契約	12,267,961	86.4%
合計	14,202,062	100.0%

随意契約には、以下の弊害がある。

- ・随意契約は、相対での交渉である。例えば、1者のみとの交渉で済ますこともできる。
- ・地方自治法・同施行令に手順が詳細に定められている入札と異なり、発注者に裁量の余地がある。
- ・受注者にとっても、入札ほど法規定が厳格でない。
- ・受注希望者にとって、自ら名乗りでて、手続きに参加するチャンスがない。

随意契約が当り前の状況が続くと、法律上の厳格さが少ないという随意契約の性質から、競争性のない契約が多くなるおそれがあるため、注意が必要である。

【意見】随意契約の見直し

いわき市においては、依然として随意契約の割合がまだ高い傾向にある。アンケート結果や個別事案の監査をした結果、本来競争入札によることができると思われる契約が随意契約とされていた可能性がある。地方自治法上は、競争入札が原則である（地方自治法第234条第1項および第2項、および同施行令第167条の2第1項）ものの、いわき市の外部委託契約においては、安易に随意契約が選択されている恐れがある。また、随意契約により業務が委託されているものであっても、諸般の状況の変化等により、現在又は将来においては競争入札による契約が可能な状態になることも考えられることから、随意契約の見直しが必要と考えられる。

なお、総務省のホームページでは、随意契約について次のように述べられている。

随意契約について

地方公共団体の調達には、競争性、透明性等を確保することが原則であり、住民の目から不適切な調達を行っているのではないかと疑念を抱かれるようなことはあってはならないことです。

入札契約制度上、随意契約による方法で契約を締結できることは明らかなですが、入札契約制度の運用において、広範囲にわたり、安易に随意契約を締結しているなど、必ずしも適切とはいえない事例があるのではないかと指摘が行われるなど、住民に対して十分な説明責任を果たしているとはいえない状況にあります。

このため、入札契約制度の趣旨に沿った運用を確保し、もって、住民に対して十分な説明責任を果たすことが求められています。

(2) 契約方法別の予定価格に対する契約金額の割合ごとの件数

契約方法別の予定価格に対する契約金額の割合ごとの件数は次の通りである。

契約方法	予定価格に対する契約金額の割合							件数 計
	70%未満	70%以上 80%未満	80%以上 90%未満	90%以上 95%未満	95%以上の合計			
					95%以上 99%未満	99%以上	計	
一般競争入札	－	－	2	2	1	1	2	6
指名競争入札	2	11	20	46	90	16	106	185
随意契約	－	1	6	13	40	196	236	256
合計	2	12	28	61	131	213	344	447

予定価格に対する契約金額の割合は、一般競争入札については、6件がそれぞれ「80%以上 90%未満」から「99%以上」まで占めている。

指名競争入札については、185件のうち95%以上の合計が106件で全体の57%を占めており、そのうち95%以上 99%未満が90件で全体の48%を占めている。

随意契約については、256件のうち95%以上の合計は236件で全体の92%を占めており、そのうち99%以上の件数は196件で全体の76%を占めている。

上記の集計結果から判断すると、最も競争原理が働いていると考えられる一般競争、次いで競争原理が働いていると考えられる指名競争入札よりも、随意契約の方が予定価格に対する契約金額の割合が高い傾向にあるといえる。

(3) 契約方法別の入札参加事業者数又は見積入手事業者数ごとの件数

契約方法別の競争入札における入札参加事業者数又は随意契約における見積入手事業者数ごとの件数は次の通りである。

契約方法	入札参加事業者数又は見積入手事業者数							件数 計
	1 者	2 者以上の合計						
		2 者	3 者	4 者	5 者	6 者以上	計	
一般競争入札	3	－	1	2	－	－	3	6
指名競争入札	－	14	5	17	12	137	185	185
随意契約	231	24	1	－	－	－	25	256
合計	234	38	7	19	12	137	213	447

2 者以上の者による競争が行われているのは、一般競争入札では 6 件中 3 件で 50% 程度であり、指名競争入札では 185 件全件、随意契約では 256 件中 25 件で 10% 程度となっている。

一般競争入札にもかかわらず入札参加事業者が 1 者のみの契約が 6 件中 3 件で 50% となっている。また、随意契約においては、見積書の入手先が 1 者のみの契約が 256 件中 231 件であり、90% 程度を占めている。

全体では、競争入札又は随意契約における見積合わせの段階で 1 者のみの参加が 447 件中 234 件で 52% 程度であり、アンケート対象とした外部委託契約の約半数以上に対して、競争原理が阻害されている、あるいは一定の理由により競争が排除されている状況にあると考えられる。

【意見】複数見積りを入手できる仕組み作り

いわき市においては、見積書を 1 者からしか入手していない随意契約、いわゆる一者随意契約の割合が多い傾向にある。一者随意契約は、1 者からしか見積書を入手せずに契約するため、価格面などを他の事業者と比較して選択する競争性がないことになる。予定価格の積算において、公平性、経済性及び競争性を確保する上で重要となるため、複数事業者から見積りを入手できる仕組みを作ることが望まれる。

(4) 契約方法別の同一事業者との契約継続年数ごとの件数

令和 2 年度末現在における、契約方法別の同一契約先との契約継続年数ごとの件数は次の通りである。

契約方法	継続年数						件数計
	1 年以下	1 年超 5 年以下	5 年超 10 年以下	10 年超 15 年以下	15 年超	不明	
一般競争入札	3	1	-	1	1	-	6
指名競争入札	95	25	12	7	17	29	185
随意契約	101	49	29	8	63	6	256
合計	199	75	41	16	81	35	447

契約の継続年数が最も多いのは 1 年以下であり、その割合は、一般競争入札では 6 件中 3 件で 50%程度であり、指名競争入札では 185 件中 95 件で 51%程度であり、随意契約では 256 件中 101 件で 39%程度となっている。

また、契約の継続年数が 15 年超の割合は、一般競争入札では 6 件中 1 件で 17%程度であり、指名競争入札では 185 件中 17 件で 9%程度であり、随意契約では 256 件中 63 件で 25%程度となっている。

例外的な契約方法である指名競争入札及び随意契約では同一事業者との契約が継続する傾向が高く、特に随意契約ではその傾向が強いと考えられる。

(5) 指名競争、随意契約とする理由ごとの件数

指名競争入札（地方自治法施行令第 167 条第 1 号～3 号）や随意契約（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項の 1 号～9 号）ではそれぞれ各号で定める事項に限定して適用される。これを集計すると以下の通りとなる。

① 指名競争入札

該当 号数	件数		令和 2 年度 決算額		要件
	件数	割合	金額（円）	割合	
1 号	182	98.4%	1,399,527,744	97.0%	工事又は製造の請負、物件の売買 その他の契約でその性質又は目的 が一般競争入札に適しないもの
2 号	3	1.6%	43,047,400	3.0%	その性質又は目的により競争に加 わるべき者の数が一般競争入札に 付する必要がないと認められる程 度に少数である契約
3 号	0	0.0%	0	0.0%	一般競争入札に付することが不利 と認められるとき
合計	185	100.0%	1,442,575,144	100.0%	

指名競争入札については、1 号が最も多く、全体の件数の 98%程度、金額でも全体の 97%程度を占めている。

② 随意契約

該当 号数	件数		令和 2 年度 決算額		要件
	件数	割合	金額（円）	割合	
1 号	0	0.0%	0	0.0%	いわき市財務規則第 128 条の各号で定める限度額以下（30 万円～130 万円）
2 号	222	86.7%	12,102,434,645	98.7%	その性質又は目的が競争入札に適しないもの
3 号	1	0.4%	1,221,000	0.0%	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、障害者支援施設等、シルバー人材センター等及び母子・父子福祉団体等から役務の提供を受ける契約
4 号	0	0.0%	0	0.0%	新規事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買い入れ若しくは借り入れる契約又は新規事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受ける契約
5 号	31	12.1%	155,649,165	1.3%	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
6 号	2	0.8%	8,657,000	0.1%	競争入札に付することが不利と認められるとき
7 号	0	0.0%	0	0.0%	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
8 号	0	0.0%	0	0.0%	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
9 号	0	0.0%	0	0.0%	落札者が契約を締結しないとき
合計	256	100.0%	12,267,961,810	100.0%	

今回のアンケート対象は支出命令額が 100 万円以上という条件を設定したため、1 号は該当がない。1 号を除くと、2 号該当が占める割合が多くなり、件数で 87%程度、金額で 99%程度となる。

5 監査対象とした個別事案の抽出方法

監査対象とする個別事案は、アンケートの回答内容や支出命令額等を総合的に判断し、特定の部署に偏ることがないようにアンケート対象としたすべての部署に1件以上となるように抽出した。また、監査計画時において、監査の時間的制約がある中で監査手続を実施し得る件数として50件前後を想定し、想定した件数を抽出した。

	抽出基準	件数	金額
A	アンケート対象となった案件	517 件	14,385,351,809 円
B	個別案件として抽出した案件	50 件	7,486,238,377 円
B/A	アンケート対象に対する抽出した個別案件の割合	9.7%	52%

第5章 各論（実施した監査手続とその監査結果）

第1 監査要点とチェックリスト

多様な外部委託に対応するため、監査の視点で述べた問題意識に基づいて外部委託に関する、共通化した具体的な監査手続とその留意点をチェックリストにまとめている。

チェックリストは、外部委託の業務プロセスに従い、①委託業務の設計、②選定手続の選択、③選定手続の実施、④選定結果、⑤契約額、⑥執行管理、⑦契約変更、⑧委託以外の支出、⑨再委託、⑩実施後の評価、⑪もとの事業の必要性、⑫改善行動の12項目に分類して作成している。委託契約に関する個別テストは当該チェックリストに基づき実施した。

チェックリストに記載した監査手続と手続実施上の留意点は以下の通りである。

1 委託業務の設計

委託業務の設計は、外部委託の効率性・経済性に大きな影響を与える。性質の異なる作業をひとつの外部調達とすると、サービスの供給先が限られる。一定の分量や性質に分割して入札することにより、競争性を喚起する工夫も可能である。一方で、細分化は、事務コストの上昇、入札基準の潜脱となる可能性もある。しかし、委託業務の設計には、客観的基準があるわけではなく、裁量による要素が大きい。

以上の観点から監査手続と手続実施上の留意点を設定した。

監査手続	手続実施上の留意点
委託単位・範囲は適切か？	委託業務の切り出しは大括りすぎないか。分割して発注すれば、競争原理が見込めるのではないか。エリアごと等に分割発注できないか。
	異種作業をセットにして委託(本体業務と清掃と警備など)している場合、セットにする合理的理由(安くなるなど)があるか。
	異種作業をセットにして委託している場合、委託先は、単に再委託の窓口となっているだけではないか。警備・清掃など市が直接委託できないか。
	特に外郭団体に、セットにして委託している場合、外郭団体の管理費分が上乗せされる結果となっていないか。
	委託業務の切り出しが細分化されすぎていないか。もっとまとめて発注すれば、規模の利益で発注額が安くないか。
	同一作業を分割して、別々に委託する場合は、入札・複数見積などの手法で、競争原理を働かせているか。
	分割することに合理性がない場合は、入札基準の潜脱ではないか。

2 選定手続の選択

委託先は複数先から選択することが、競争メカニズムを機能させる前提である。ところが実務上は、随意契約が多い傾向にある。

随意契約としたことが妥当であるか否か、地方自治法施行令第167条の2第1項各号が定める随意契約によることができる場合に該当するか否か、実態を十分に見極める必要がある。特に、一者随意契約の場合は、その妥当性をチェックする必要がある。

以上の観点から監査手続と手続実施上の留意点を設定した。

監査手続	手続上の留意点
選定手続は何か？	契約方法は何を選択しているか。 X社による一般競争入札・指名競争入札・随意契約、または一者随意契約のいずれかを記載する。
複数候補から選定しているか？	手続のいかんを問わず、複数の候補から選定しているか。入札なら入札者は複数か。 随意契約の場合も複数先から見積りを入手しているか。見積りの入手日は同一日か。見積書は当該見積業者から直接入手しているか。
随意契約の場合、随意契約とした理由は妥当か？	随意契約とせざるを得ない理由は適切か。 随意契約とせざるを得ない理由が、独特のノウハウ・運用経験とされている場合、年々契約額が低下しているか。

3 選定手続の実施

形態が競争入札・公募であっても、選定期間が短かったり、特定事業者に有利な条件が付されていたりすると、競争メカニズムが実際には機能しないことになる。これらの点を総合的に判断することが必要である。

以上の観点から監査手続と手続実施上の留意点を設定した。

監査手続	手続上の留意点
実際の選定過程は妥当か？ 競争原理は機能しているか？	プロポーザル式入札・公知の方法や期間は適切か。 総合的に、選定にあたって競争原理が働いているといえるか。

4 選定結果

結果的に、長年にわたって同一先が選定されている場合は、競争メカニズムが働いていない可能性が高い。複数年契約についても、複数年としたこと自体の検討を含め、チェックが必要である。また、外郭団体、市OBが在籍する場合など特定の場合についても、選定結果が妥当であるかチェックの必要がある。

以上の観点から監査手続と手続実施上の留意点を設定した。

監査手続	手続上の留意点
委託契約が複数年契約の場合、複数年契約とすることは妥当か？ 相当額の設備投資があるのか？	—
複数年契約にした結果、契約金額は低下したか？	複数年契約に移行する前の金額と複数年契約後の金額を比較し、金額に変動があったか。
長期間にわたり、同一先に委託している場合、その選定は妥当か？	契約上は単年度契約であるが、同一契約先、類似金額での契約が、複数年継続されているなど、実質複数年契約となっていないか。
	契約上は単年度契約でも、委託先の投資・回収サイクルの採算性からして、実質複数年契約となっているものはないか。
	3年以上、同一先に委託していないか。
	3年以上、同一先と契約している場合、選定手続は妥当か。
3年以上、同一先に委託している場合、委託料は低下しているか。	3年以上、同一先に委託している場合、委託料は低下しているか。
委託先が外郭団体等で、選定は複数の候補からされていない場合、その理由は妥当か？	—
委託先に市職員OBが在籍しているなど、市と委託先の利害関係に問題はないか？	委託先に市職員OB又は現役市職員が役員で在籍しているかを把握しているか。
	委託先に市職員OBが就職している場合、委託先の選定は、一者随意契約になっていないか。一者随意契約の場合、一者随意契約とする理由は合理的か。

5 契約額

選定手続の妥当性を検討するに当たり、予定価格と契約金額の比率は重要な判断材料となる。また、随意契約の場合は、最低額で契約しているか、契約額が見直しされているかなどを検討し、結果的に、競争メカニズムが働いているか否かを検討することが重要である。

以上の観点から監査手続と手続実施上の留意点を設定した。

監査手続	手続上の留意点
予定価格は適切に算定されているか？ その積算根拠は？	予定価格はどのように積算したか。 1 予定価格はない 2 市が独自に積上計算 3 単独の参考見積書により算定 4 複数の参考見積書により算定 5 前年度契約価格を参考に算定 6 その他
予定価格と契約金額の比率は何%か？ 高すぎないか？	入札の場合、予定価格に近似していないか。
複数見積による随意契約の場合、提示された見積金額は、安い順から5者列記する。	1 番目に安い見積金額
	2 番目に安い見積金額
	3 番目に安い見積金額
	4 番目に安い見積金額
	5 番目に安い見積金額
複数見積による随意契約の場合、契約額は、提示された見積金額のうち、安い順から何番目であったか？	X 番目

監査手続	手続上の留意点
複数見積による随意契約の場合、契約額が、提示された見積金額のうち、最も安い額でなかった場合、その理由、およびその理由は妥当か？	—
委託額は適切か？ 毎年見直しされているか？	前年度と、ほぼ同一の委託額ではないか。昨年度とほぼ同一金額の場合、入札によっているか。随意契約であれば、複数の見積を入手した結果か。複数年契約であれば、複数年とすることが妥当か。
委託業務に、特殊な設備投資が必要な場合、そのコストは適切に委託料に反映されているか？	委託業務に特殊・固有の設備・機材等が必要な場合、その設備の調達費用は委託コスト積算に織り込まれているか。その原価計算は合理的か。
委託料の支払方法は妥当か？	委託料を分割支給する場合、分割支給の時期・支給額は妥当か。

6 執行管理

委託先が契約書や仕様書の通り業務を行っているか、管理が必要となる。ただ、委託先に過度な報告を課したり、業務を制約するような不必要な管理をすると、民間委託の効果が減殺される恐れがある。また、期末近くに執行している場合は、予算消化などの恐れがあり、注意が必要である。

以上の観点から監査手続と手続実施上の留意点を設定した。

監査手続	手続上の留意点
執行管理は適切か？	定期的に、予算の執行率をチェックするなど、執行管理を行っているか。
委託契約の締結・執行が、年度末に多額のものがあるなど、予算消化のためのものではないか？	期末近くに、執行していないか。
	特に他の多数の契約を締結している委託先について、年度末に、委託契約をしたものはないか。
	委託先が、年度末に、委託費の中から備品や多量の消耗品を購入していないか。その場合、当該備品等の購入は当初予算に盛り込まれたものか。
過度な管理をしていないか？	委託先に不必要に過度の報告義務を課していないか。報告の頻度、詳細度、様式は過度ではないか。

7 契約変更

当初契約の手続が妥当であっても、その後に契約変更されると、入札・公募手続の潜脱になっている可能性があるため、注意が必要である。

以上の観点から監査手続と手続実施上の留意点を設定した。

監査手続	手続上の留意点
契約変更はあるか？	当初の契約後、年増し、業務量増加などの契約変更がないか。
	当初の契約後、契約変更となった理由はやむを得ないものか。事後的に大幅に増額されている場合、入札基準の潜脱ではないか。

8 委託以外の支出

補助金等の委託料以外の支出と委託料の混同がないか、について検討する。特に、補助金等を支出している外郭団体への委託については、補助金等がその組織の間接費に充当されている場合など、競争の公平性に問題がないか、民業圧迫となっていないかを検討する。

以上の観点から監査手続と手続実施上の留意点を設定した。

監査手続	手続上の留意点
委託先に補助金・負担金等が支給されている場合、委託料との区分・補助金は適切か？	—
委託先に不動産の賃貸をしている場合、賃貸料は妥当か？	—

9 再委託

外部委託の選定手続に競争メカニズムが働いている場合、委託先におけるコスト削減と品質向上のインセンティブがあるものと推測でき、再委託についてはあまり重要性はない。対して、一者随意契約など、選定手続に競争メカニズムが働いていない場合は、再委託に対する適切な管理が求められるため、注意が必要となる。

以上の観点から監査手続と手続実施上の留意点を設定した。

監査手続	手続上の留意点
再委託の状況・管理は適切か？	再委託がある場合、届け出しているか。
	再委託の割合が高くなっていないか。
	丸投げ再委託はしていないか。
	再委託している場合、再委託先に、市が直接委託できないか。
	再委託している場合、委託先は、再委託先の業務実施結果を適切に管理しているか。
	外郭団体への委託の場合、再委託は競争性を確保しているか。

10 実施後の評価

顧客の評価が収入の多寡に直結していない自治体においては、PDCAサイクルを機能させることが、成果とコストの妥当性を推し量る唯一の方法である。PDCAサイクルを機能させるためには、目標管理・利用者アンケートなど事後的な評価が必要不可欠である。特に、一者随意契約など、選定手続に競争メカニズムが働いていない場合には、委託先での目標管理も必要な場合がある。

以上の観点から監査手続と手続実施上の留意点を設定した。

監査手続	手続上の留意点
実施後の評価は十分になされているか？	業務完了報告書を入手しているか。
	業務完了報告書に基づく評価を実施しているか。
	業務完了報告書の評価は数値に基づいたものか。
委託した場合と、直営した場合の費用の比較を行っているか？ そのうえで、委託化するか否かの決定を行っているか？	—
委託先を過度に制約し、民間の創意工夫が生かされない状況になっていないか？	委託先の業務に、不必要な制約を課していないか(業務上の規制・再委託先の制限・報告頻度など)。民間が創意工夫を発揮できる契約内容になっているか。
達成目標は明確に示されているか？	委託業務の達成目標を示しているか。
	委託業務の達成目標はできる限り数値化されているか。
予実比較が実施されているか？	委託先から実施結果のP/Lを入手し、予算実績比較の検討・評価をしているか。
アンケート等により、委託業務の実施結果を評価しているか？	委託業務について、利用者のアンケートを実施しているか。
	委託業務について、利用者のアンケートを分析し、委託業務の向上、委託先の選定に反映させているか。

1 1 もとの事業の必要性

委託業務のもとの事業自体が行政目的を失っている場合は、本来、外部委託も不要である。特に、国費負担・県費負担の割合が高い場合は、惰性で事業が執行されている恐れがあるため、注意が必要である。

以上の観点から監査手続と手続実施上の留意点を設定した。

監査手続	手続上の留意点
もと事業の行政目的は明確か？	委託業務のもと事業自体の行政目的が失われていないか。もと事業自体の必要性が失われていないか。
民間でも同一事業が行われていないか？ コストは合理的か？	委託業務のもと事業は、民間で同一・類似の事業が行われていないか。市が実施しなければならない事業か。廃止または民営化すべきではないか。 委託のもと事業は、現状のコストをかけて実施する必要があるか。
委託のもと事業に、国費負担、県負担はあるか？	委託のもと事業に、国費負担、県費負担はあるか。

1 2 改善行動

P D C A サイクルにおいては、Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)に基づいて、Action (行動)により改善を行う。外部委託においては、現場で業務を行っている事業者からアドバイスをもらうことができる。競争メカニズムが機能していれば、事業者は、自己の利益のためにも業務の品質向上に前向きと考えられる。このような事業者の声を積極的に聞く姿勢があるか否かは、発注者である市に業務改善の意欲がどのくらいあるかの指標にもなる。

以上の観点から監査手続と手続実施上の留意点を設定した。

監査手続	手続上の留意点
委託業務、又はもと事業についての改善提案を委託先から受けているか？	—
是正アクションは適切にとられているか？	前年度の評価・改善検討事項を、翌年度の委託にあたり、改善検討しているか。それは文書化しているか。 前年度の評価・改善検討事項は、翌年度、改善されているか。

第2 個別事案の監査の結果及び意見

「第4章 いわき市の委託契約の全般分析」「第2 アンケートの概要」「5 監査対象とした個別事案の抽出方法」で記載した条件でサンプルを抽出した結果、監査対象とした個別事案は次の通りである。

番号	部局名	所属名	委託業務名	契約方法	令和2年度 決算額
1	危機管理部	危機管理課	被害家屋調査業務委託	随意契約	12,916,640 円
2	危機管理部	危機管理課	いわき市移動系防災行政無線保守点検業務委託	随意契約	12,100,000 円
3	危機管理部	原子力対策課	令和2年度第2回いわき市原子力防災図上訓練(内郷地区)実施支援業務委託	随意契約	1,925,000 円
4	農業委員会事務局	農業委員会事務局	現地調査支援システム構築業務委託	随意契約	1,226,500 円
5	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	いわき市議会議員一般選挙「選挙のお知らせ」作成業務	随意契約	9,328,000 円
6	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局	いわき市議会議員一般選挙ポスター掲示場設置・撤去業務委託	随意契約	52,679,440 円
7	市民協働部	地域振興課	令和2年度いわき市出合いサポート事業業務委託	随意契約	2,941,470 円
8	市民協働部	市民課	デジタル手続法対応住民基本台帳システム等改修業務委託	随意契約	28,530,810 円
9	市民協働部	市民課	戸籍情報システム機器保守管理業務委託	随意契約	15,048,000 円
10	市民協働部	消費生活センター	いわき市消費者教育に係るコーディネーター業務委託	随意契約	1,825,930 円

番号	部局名	所属名	委託業務名	契約方法	令和2年度 決算額
11	会計室	—	金融機関財務力評価・アドバイス業務委託	随意契約	1,925,000 円
12	財政部	財政課	原子力損害賠償紛争解決センターへの和解仲介申立て委任契約	随意契約	17,600,000 円
13	財政部	税務課	いわき市電子計算器利用業務委託（市税収納パンチ業務、通知書作成業務）	随意契約	市税収納パンチ業務：722,235 円 通知書作成業務：6,613,862 円
14	財政部	税務課	いわき市税等収納代行業務委託（コンビニ収納委託）	一般競争入札	16,160,740 円
15	財政部	市民税課	電子申告システム、年金特徴システム及び国税連携システム運營業務委託	随意契約	8,844,000 円
16	財政部	市民税課	令和2年度市県民税賦課事務委託（給与支払報告書パンチ業務）	随意契約	給与支払報告書：5,712,754 円 公の年金等支払報告書：12,014 円
17	財政部	資産税課	平成33基準年度いわき市固定資産宅地評価業務委託（債務負担行為）	指名競争入札	19,504,800 円
18	財政部	資産税課	固定資産現況調査データ更新業務委託	随意契約	25,080,000 円
19	財政部	資産税課	令和3基準年度時点修正業務委託	随意契約	12,172,160 円
20	財政部	契約課	入札・契約管理システム関連機器更新作業業務委託	随意契約	3,180,423 円

番号	部局名	所属名	委託業務名	契約方法	令和2年度 決算額
21	財政部	施設マネジメント課	いわき市公共施設再編手法検討調査業務委託	随意契約	12,980,000 円
22	こどもみらい部	こどもみらい課	いわき市立高久保育園・夏井保育所園舎改築工事設計委託	一般競争入札	18,150,000 円
23	こどもみらい部	こども支援課	令和2年度 保育所等利用調整A I システム導入業務委託	随意契約	7,593,476 円
24	こどもみらい部	こども家庭課	児童手当システム番号制度対応改修業務委託	随意契約	5,150,200 円
25	総合政策部	政策企画課	国勢調査用品仕分け・保管・配送業務委託	指名競争入札	4,453,252 円
26	総合政策部	創生推進課	ふるさと納税（さとふる）返礼品等、ふるさと納税（さとふる）支援業務委託	随意契約	返 礼 品 等 : 78,604,516 円 支 援 業 務 : 32,141,340 円
27	総合政策部	広報広聴課	令和2年度いわき市テレビ広報番組制作放送業務委託	指名競争入札	15,091,560 円
28	田人支所	—	田人ふれあい館 灯油エンジンヒートポンプ点検業務委託	指名競争入札	1,210,000 円
29	小名浜支所	経済土木課	鹿島台団地9号線道路災害復旧業務委託	指名競争入札	7,315,000 円
30	勿来支所	経済土木課	窪根・君田線測量調査設計委託	指名競争入札	66,261,800 円
31	常磐支所	経済土木課	下浅貝・亀ノ尾線道路改良測量設計業務委託	指名競争入札	4,554,000 円
32	四倉支所	経済土木課	牛沼1号線測量設計調査委託	指名競争入札	19,510,000 円

番号	部局名	所属名	委託業務名	契約方法	令和2年度 決算額
33	生活環境部	環境監視センター	ダイオキシン類調査業務委託	指名競争入札	7,810,000 円
34	生活環境部	廃棄物対策課	四倉町不適正保管廃棄物原状回復事業に係る水処理施設等運転管理業務委託（債務負担行為）	指名競争入札	20,999,000 円
35	生活環境部	ごみ減量推進課	いわき市災害廃棄物処理業務委託	随意契約	4,229,238,533 円
36	生活環境部	ごみ減量推進課	清掃センター保管飛灰処理業務委託	随意契約	675,717,479 円
37	生活環境部	清掃管理事務所	一般廃棄物（ごみ）収集運搬業務委託（北部地区）	随意契約	593,736,000 円
38	生活環境部	清掃管理事務所	一般廃棄物（ごみ）収集運搬業務委託（南部地区）	随意契約	560,450,000 円
39	生活環境部	除染対策課	いわき市仮置場管理業務委託	指名競争入札	143,993,300 円
40	都市建設部	都市整備課	常磐線四ツ倉駅東西自由通路及び駅舎整備事業に伴う支障物移転工事委託（継続費）	協定	134,881,951 円
41	都市建設部	都市計画課	いわき市都市計画図（南部地区）作成業務委託	随意契約	86,534,800 円
42	都市建設部	建築指導課	いわき市大規模盛土造成地現地踏査業務委託	指名競争入札	22,536,800 円
43	都市建設部	公園緑地課	（仮称）磐城平城・城跡公園埋蔵文化財発掘調査業務委託	随意契約	25,593,700 円

番号	部局名	所属名	委託業務名	契約方法	令和2年度 決算額
44	都市建設部	住まい政策課	いわき市空家等実態調査業務委託（繰越分）	指名競争入札	14,342,900 円
45	総務部	総務課	令和2年度電話交換機更新業務	随意契約	18,150,000 円
46	総務部	総務課	特別定額給付金パンチ業務委託	随意契約	17,005,758 円
47	総務部	職員課	人事給与システム保守業務委託	随意契約	5,911,400 円
48	総務部	工事検査課	いわき市工事等積算システムデータ保守管理業務委託	随意契約	11,990,000 円
49	総務部	情報政策課	電子計算処理業務委託	随意契約	349,741,816 円
50	総務部	情報政策課	庁内共通業務システム運用支援業務委託	随意契約	38,540,018 円

1 被害家屋調査業務委託

委託業務名	被害家屋調査業務委託
部局名	危機管理部
所属名	危機管理課
契約方法	随意契約
随意契約の場合の理由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
契約金額（単価契約）	72,160 円（1 人 1 日当たり）
令和 2 年度決算額	12,916,640 円（@72,160 円×179 人日）
単年度契約か、複数年度契約か	単年度契約
令和 2 年度末現在における、同一契約先との契約年数	5 年超 10 年以下
委託先	福島県建築士会いわき支部 （社団法人 福島県建築士会 所属）
見積入手業者数	1 者
契約年月日	令和 3 年 2 月 15 日
契約完成期限	令和 3 年 3 月 31 日

（1）事業及び委託業務の概要

令和 3 年 2 月 13 日福島県沖地震で被災した家屋のうち、り災証明書を交付するために詳細な調査が必要な家屋について、建築士が調査することにより、正確で専門的な判定をすることで、被災者に対する支援、救援を図ることを目的とするものである。

（2）契約の状況

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づく特命随意契約である。

契約期間は令和 3 年 2 月 15 日から令和 3 年 3 月 31 日までであり、契約日は令和 3 年 2 月 15 日、業務完了報告書日は令和 3 年 3 月 31 日となっている。

（3）委託の理由

本業務は、令和 3 年 2 月 13 日に発生した地震災害に係る家屋等の被害状況調査（再調査）を行うものであるが、調査にあたって天井伏図や平面図等の作成、壁、柱、屋根、基礎など各部位ごとの損傷割合の算出による被害程度の判定が求められるなど調査方法が複雑化していることから、調査実施結果の公平性を確保するとともに、調査員ごとに判定の差が出ないよう、建築士の資格を有する者が実施するのが適当と判断したためである。

(4) 随意契約とした理由

上記(3)の理由から、建築士法第22条の4の規定に基づき都道府県ごとに設立された組織の1つである社団法人福島県建築士会の下部組織であり、市内の建築士の多くが構成員として所属し、研修等により統一した調査・判定結果が得られることが期待される同支部と随意契約を締結するものである。

(5) 契約金額

単価契約としている。

1人1日当たりの設計金額単価と契約金額単価が同額となっている。

これは、上記の理由により、本業務について、特命随意契約を締結しているためである。

なお、設計金額は「建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準」に基づき決定しており、客観性は担保されている。

2 いわき市移動系防災行政無線保守点検業務委託

委託業務名	いわき市移動系防災行政無線保守点検業務委託
部局名	危機管理部
所属名	危機管理課
契約方法	随意契約
随意契約の場合の理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約金額	12,100,000 円
令和2年度決算額	12,100,000 円
単年度契約か、複数年度契約か	単年度契約
令和2年度末現在における、同一契約先との契約年数	1年超5年以下
委託先	日本電気株式会社いわき支店
見積入手業者数	1 者
契約年月日	令和2年4月1日
契約完成期限	令和3年3月31日

(1) 事業及び委託業務の概要

防災行政無線（同報系）、防災メールによる市民に対する防災・災害情報の的確な伝達、また、災害時における迅速な情報収集のため、防災行政無線（移動系）及び衛星携帯電話による双方向通信の確保を目的とし、各種情報機器の運用を行うための維持管理経費。また、Jアラート受信器（移動系）について、消防庁における配信情報拡張に伴い処理すべき情報の項目が増大し、今後処理能力や容量が不足する恐れがあることから更新するもの。

(2) 契約の状況

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく特命随意契約である。

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの業務委託契約を契約金額12,100,000円で令和2年4月1日に締結している。

(3) 委託の理由

無線局免許を保有している、あるいは電気系統に専門的知識を有していることが必要なためである。

(4) 随意契約とした理由

本業務委託は、災害時における職員間の双方向通信を確保する移動系防災行政無線の保守点検を行うものである。当該業務の実施に当たっては、移動系無線システムの中核設備等に支障をきたさないよう作業を行うとともに、非常時通信への備えとして運用を停止させずに点検等を実施する必要があることから、「いわき市移動系防災行政無線整備工事」の受注業者と随意契約を締結するものである。

(5) 完了報告

令和3年3月31日付の業務完了報告書が提示され、同日、総合政策部危機管理課長補佐が業務完了報告書の内容に相違ないことを確認している。

【意見】 成果品である定期点検結果報告書について

業務完了報告書に添付されている成果品目録のうち、定期点検結果報告書の日付が令和2年10月となっている。個別の作業報告書では令和2年11月27日、令和2年12月25日、令和3年1月28日、令和3年2月24日に作成した保守作業報告書（作業日誌）があり、作業は2月まで実施されていたと推定される。定期点検結果報告書では、一部の機器に故障が発生し修理が必要であったことから、その事実のみの記載ではなく、修理対応についても報告書に記載し、報告することが望まれる。

3 令和2年度第2回いわき市原子力防災図上訓練（内郷地区）実施支援業務委託

委託業務名	令和2年度第2回いわき市原子力防災図上訓練（内郷地区）実施支援業務委託
部局名	危機管理部
所属名	原子力対策課
契約方法	随意契約
随意契約の場合の理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約金額	1,925,000 円
令和2年度決算額	1,925,000 円
単年度契約か、複数年度契約か	単年度契約
令和2年度末現在における、同一契約先との契約年数	5年超10年以下
委託先	株式会社 総合防災ソリューション
見積入手業者数	1 者
契約年月日	令和2年8月21日
契約完成期限	令和2年10月31日

（1）事業及び委託業務の概要

いわき市が実施する「令和2年度第2回いわき市原子力防災図上訓練（内郷地区）」において、訓練の企画・運営、資料等の作成、必要資機材等の準備、報告書等の作成、各自主防災組織の情報伝達体制等の検証を目的とした実動訓練の実施にあたり、地域自らが訓練の手法について検討を行い、住民同士で話し合い、課題を共有することを目的とした図上訓練（ワークショップ）を実施する。

（2）契約の状況

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく特命随意契約である。

令和2年8月21日から令和2年10月31日まで業務委託契約を契約金額1,925,000円で令和2年8月21日に締結している。委託料の推移は以下のとおりである。

年度	委託料	訓練内容	
		図上訓練	実動訓練
平成 26 年度	6,393,944 円	3 地区	2 地区
平成 27 年度	6,264,000 円	3 地区	1 地区
平成 28 年度	6,199,200 円	3 地区	2 地区
平成 29 年度	6,112,800 円	2 地区	1 地区
平成 30 年度	5,572,800 円	3 地区	1 地区
令和元年度	4,598,000 円	2 地区	2 地区
令和 2 年度	5,305,300 円	1 地区	1 地区

(3) 委託の理由

原子力防災についての専門性を有していることはもとより、震災時のいわき市の状況を理解し、いわき市の実情に即した原子力防災訓練の企画・運営を実施する必要があるため、随意契約を締結するものである。

(4) 随意契約とした理由

本業務は、原子力発電所の不測の事態を想定した原子力防災訓練を実施することにより、緊急時において、市、関係機関及び住民が円滑に対応できるよう防災体制の確立を図るとともに、市民及び防災関係機関の防災意識の高揚を図ることを目的として実施するものである。

このため、当該事業の受託事業者は、原子力防災についての専門性を有していることはもとより、震災時のいわき市の状況を理解し、いわき市の実情に即した原子力防災訓練の企画・運営を実施する必要がある。

(5) 一者特命の理由

危機管理にかかる訓練やコンサルティングを専門的に行う「株式会社総合防災ソリューション」は、これまで多くの自治体の原子力防災訓練等にかかる業務を実施する等原子力防災にかかる専門性に長けており、また、平成 26 年度の同業務委託に係る企画提案競技において、提案事業の審査を行ったところ、最優秀提案者として選定され、同業務を委託したところであり、久之浜・大久地区でいわき市初となる原子力防災実動訓練を実施した以降、いわき市の実情に合った訓練の企画、立案について実績を有し一定の成果をあげた事業者である。

(6) 他の民間事業者が参入する余地

上記(5)に記載のとおり、委託先は危機管理に係る訓練やコンサルティングを専門的に行う業者である。市では過去にプロポーザル方式により最優秀提案者として選定された業者であること、毎年度地区を替えながら実施しており、同一業者が継続して受託することにより実情を踏まえた訓練の企画運営が可能になることを掲げている。

なお、令和4年度において訓練内容を大幅に見直すことになり、委託業者についても入札等を実施したうえで決定する予定である。

(7) 随意契約確認表

随意契約を締結する際には、担当者2名で契約に関する共通確認事項、地方自治法施行令第167条の2第1項の適用号ごとの確認事項について、随意契約確認表による定型様式で個別に確認している。

【意見】 適用号ごとの確認事項

当該契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の適用であるが、適用号の確認事項においてコンペ、プロポーザル方式等の競争により契約の相手方を予め特定している業務であることにもチェックを付している。過去に企画提案競技審査会を実施し選定されたものの、今回の選定において実施していない。随意契約の確認のためのチェックリストであることから、確認内容に沿った対応が必要である。

(8) アンケート

仕様書において、業務完了にあたり訓練報告書があり訓練結果には参加者からのアンケート集計結果概要の記載がある。

【指摘】 アンケート結果の評価

業務委託については、PDCAサイクルの評価は非常に有効であり当該業務委託についてもアンケートの実施、集計結果の概要が記載されている。評価結果について市の担当者に質問したところ、「参加者は訓練内容を概ね理解するとともに、それぞれが抱える課題等をある程度把握できたと考えられることから、初期の目的は達成できたと評価しております。」との回答があった。しかし、このコメントが記載された文書がない。実施した事業の評価、次年度以降の計画策定においてアンケート結果の評価は非常に重要であることから、文書化する必要がある。

(9) 見積書の入手

随意契約に関する事務執行のための指針では、見積書は「なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。」となっている。また、「契約の内容により2人以上の者から見積書を徴することが困難なとき、又はその必要性がないと認めたとき」は、2人以上から見積書を徴することが省略できるが、1人のみから見積書を徴する場合、「随意契約及び業者選定の理由書」に具体的に明記することになっている。

【意見】1 者のみからの見積書入手

当該業務委託では、1 者のみからの見積書入手となっている。その理由としては、原子力防災についての専門性、訓練を企画運営できる業者が少ない、過去に企画提案競争で最優秀提案者に選定されたことを理由としている。少ないながらも他に業者がいるのであれば、他の業者から見積書を入手し、市として価格の妥当性を判断する必要がある。

4 現地調査支援システム構築業務委託

委託業務名	現地調査支援システム構築業務委託
部局名	農業委員会事務局
所属名	農業委員会事務局
契約方法	随意契約
随意契約の場合の理由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
契約金額	1,226,500 円
令和 2 年度決算額	1,226,500 円
単年度契約か、複数年度契約か	単年度契約
令和 2 年度末現在における、同一契約先との契約年数	1 年以下
委託先	陸奥テックコンサルタント株式会社
見積入手業者数	1 者
契約年月日	令和 2 年 8 月 11 日
契約完成期限	令和 3 年 3 月 31 日

(1) 事業及び委託業務の概要

いわき市農業委員会では、農地利用最適化推進事業に基づき、通年で担当地区の農地の実態把握及び利用状況について調査を行っている。従来は紙媒体（アナログ）で実施していた農地利用状況調査を、令和 2 年度より現地調査支援システムを導入することで、システム化・デジタル化が図られることとなった。

(2) 契約の状況

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づく特命随意契約である。

(3) 委託の理由

農地利用状況調査の実施に当たり、作業精度向上及び作業効率向上や、実施状況の管理をするため、現地調査支援システムの構築業務を委託した。

(4) 随意契約の理由及び委託業者の選定

- ① いわき市農業委員会事務局では、一般社団法人全国農業会議所が管理・運用する「農地情報公開システム」を使用し、農地台帳を管理・運用している。
- ② 現地調査支援システムを使用した農地利用状況調査の結果を「農地情報公開システム」に反映させる必要があるが、現在国内で販売されている現地調査支援システムの中で、「農地情報公開システム」との互換性があるシステムは、株式会社MAR Sが販売しているものが唯一である。
- ③ 株式会社MAR Sの取引代理店は、福島県内においては陸奥テックコンサルタント株式会社のみである。

以上のことから、現地調査支援システム構築業務委託については、「特定の者と契約しなければ、契約の目的を達成することができない業務」であり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」を適用し、陸奥テックコンサルタント株式会社と随意契約としている。

市の随意契約の理由については、上記(3)委託の理由にあるように、農地利用状況調査の実施に当たり、作業精度向上及び作業効率向上や、実施状況の管理をするためには、現地調査支援システムの構築業務を委託する必要がある、県内では陸奥テックコンサルタント株式会社と契約しなければ現地調査支援システムの構築ができないことから、1者随意契約を行うものと判断した。

(5) 予定価格の設定

予定価格の基礎となる設計金額は、委託先である陸奥テックコンサルタント株式会社からの見積額によっており、契約額は当該見積額と同額である。契約締結にあたって、複数の者から見積書を入手しておらず、見積入手は委託先1者のみとなっている。

いわき市財務規則第129条では、随意契約では2人以上の者から見積書を入手することを原則としているが、同条ただし書において例外として2人以上の見積書の入手を省略できる場合を規定し、「随意契約の事務取扱について」(以下「取扱」という。)においてその詳細を定めている。

本委託を随意契約とした理由から、取扱3の「特許権者、実用新案権者もしくは意匠権者が他人に許可しない物品、その他これに類似の特殊物品等で、その製作または販売が特定のものに限定されている契約をするとき」に該当し、2人以上の見積書の入手を省略できるものとする。

委託先からの見積金額の妥当性について、市の担当者に質問したところ、「見積書を担当者が精査し、その妥当性を評価している。システムサーバの使用料や、タブレット端末のリース料については、使用している機材からも一般的な市場価格と大きく乖離するものではなく、妥当性があると判断している。」との回答を得た。

上記（４）の通り、１者随意契約とするのであれば、委託先からの見積額の合理性についてより慎重に検討する必要がある。２人以上の見積書の入手を省略できるのは例外事項であることから、市が委託先からの見積金額の妥当性を判断した根拠について、文書に記録しておくのが望ましい。

【意見】 見積金額の妥当性について

１者随意契約で見積書の入手先が委託先からのみの場合は、その見積金額の妥当性を判断した根拠を文書に記録しておくのが望ましい。

5 いわき市議会議員一般選挙「選挙のお知らせ」作成業務

委託業務名	いわき市議会議員一般選挙「選挙のお知らせ」作成業務
部局名	選挙管理委員会事務局
所属名	選挙管理委員会事務局
契約方法	随意契約
随意契約の場合の理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約金額	9,328,000 円
令和2年度決算額	9,328,000 円
単年度契約か、複数年度契約か	単年度契約
令和2年度末現在における、同一契約先との契約年数	15 年超
委託先	株式会社 F S K
見積入手業者数	1 者
契約年月日	令和2年8月3日
契約完成期限	令和2年8月26日

(1) 事業及び委託業務の概要

いわき市議会議員一般選挙に際して、世帯毎に「選挙のお知らせ」の作成（印刷・データ出力・加工・調整等）を行う。出力データは、①郵便番号、②住所、③選挙人氏名、④郵便宛名バーコード、⑤期日前投票システムバーコード、⑥選挙人名簿抄本登載番号（投票区、頁、番号）、⑦投票の時間、⑧投票の場所である。印刷枚数は約 150,000 枚、出力対象は約 275,000 件（満 18 歳以上の選挙権を有する者）である。

(2) 契約の状況

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づく特命随意契約である。

(3) 委託の理由

多量の印刷文の作成を行う業務であり、民間への委託が効率的であるため。委託先である株式会社 F S K とは、いわき市電子計算処理業務委託契約を締結し、いわき市における事務の電算処理を委託しており、住基データを基に作成する印刷物について株式会社 F S K が包括的に行っている。

(4) 随意契約の理由及び委託業者の選定

市の随意契約の理由は以下の通りである。

- ① 当該業者は選挙人名簿作成業務の委託先となっており、有権者情報を保有しているため、本業務を行う際に媒体を用いたデータ移動が生じないことから、個人情報漏洩等のデータ利用に関する問題発生懸念が極めて少ない業者である。
- ② いわき市内には、選挙に関する電算関連業務に精通している業者が当該業者のみである。

市の随意契約の理由については、上記(3)委託の理由にあるように、委託先である株式会社F S Kと市の電子計算処理業務委託契約を締結し、同契約における業務として、選挙人名簿の作成を行っているため、個人情報の漏洩リスクを考慮し、株式会社F S Kと特命随意契約を行うものと判断した。

(5) 予定価格の設定

予定価格の基礎となる設計金額は、委託先である株式会社F S Kからの見積額により、契約額は当該見積額と同額である。

しかし、株式会社F S Kからの見積書は業務一式での見積額が記載されているのみであり、その内訳が明示されていない。市担当者への質問の結果、過去の同種の契約額との比較により検討を行っているとのことであり、変動がある場合には委託先に問い合わせを行っているとのことであった。

令和元年度参院選	令和元年度県議選	令和2年度市議選（本件）
9,158,400 円	9,328,000 円	9,328,000 円

【指摘】見積金額の妥当性について

上記(4)の通り、特命随意契約とするのであれば、委託先からの見積額の合理性についてより慎重に検討する必要がある。見積書の入手に際しては積算内訳の提示を受け、市として見積額の妥当性を判断した根拠（例えば、過去の金額から変更があった場合に、その変更理由に合理性があるかなど）を文書に記録する必要がある。

さらに、積算内訳の提示を受けた結果、積算内容が変動費の性質が高いものであれば、契約時の想定数量と実績数量に差異が生じた場合、当該差異について変更契約等により精算することも検討する必要がある。仮に本件について単純に契約時想定枚数による1枚当たり金額で精算額を試算すると331千円となる。

契約時想定枚数	実績枚数	差異	差異金額
150,000 (1枚当たり62円)	144,661	5,339枚	331,018円 (5,339枚×62円)

6 いわき市議会議員一般選挙ポスター掲示場設置・撤去業務委託

委託業務名	いわき市議会議員一般選挙ポスター掲示場設置・撤去業務委託
部局名	選挙管理委員会事務局
所属名	選挙管理委員会事務局
契約方法	随意契約
随意契約の場合の理由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
契約金額	52,679,440 円
令和 2 年度決算額	52,679,440 円
単年度契約か、複数年度契約か	単年度契約
令和 2 年度末現在における、同一契約先との契約年数	15 年超
委託先	福島県屋外広告美術協同組合いわき支部
見積入手業者数	1 者
契約年月日	令和 2 年 8 月 3 日
契約完成期限	令和 2 年 9 月 18 日

(1) 事業及び委託業務の概要

市議会議員一般選挙ポスター掲示板（624 基（うち 5 基予備））の製作、設置（619 箇所）、解体撤去を行うものである。

(2) 契約の状況

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づく特命随意契約である。

(3) 委託の理由

市内 619 箇所にポスター掲示板の作成・設置を行う業務であり、民間への委託が効率的であるため。

(4) 随意契約の理由及び委託業者の選定

市の随意契約の理由は以下の通りである。

- ① 市内全域に短期間で大量（619箇所）のポスター掲示場を作成・設置・撤去し、また、設置期間中のメンテナンスも行う本業務を、1社の屋外広告美術業者が請け負うことは、物理的に困難であるため。
- ② 市内の屋外広告美術業者が加入している協同組合に委託することにより、業務の分割化が図られ、迅速かつ円滑な業務の遂行が見込まれ、メンテナンスに関する対応も向上するため。
- ③ 本業務以外に、短期間で大量の啓発用看板等の作成・設置・撤去業務も屋外広告美術業者に委託する関係上、選挙期間中のこれらの業務を分散化できる協同組合と委託するのが適当である。

資料の閲覧の結果、実際の作業は委託先である福島県屋外広告美術協同組合いわき支部の組合員業者12社のうち11社がエリアを分担して行っており、1社で請け負うことの困難性については合理性があると判断した。

一方、エリアを区分することによって、競争性を持たせた入札手続を実施することの可能性について市担当者への質問の結果、選挙スケジュールにおける時間的な制約から入札手続を行うことは現実的に難しく、また、委託先である組合に組合員業者への業務の配分を任せることが効率的であるとのことであり、入札手続のコストを勘案すると特命随意契約とすることはやむを得ないものと判断した。

(5) 予定価格の設定

予定価格の基礎となる設計金額は、委託先である福島県屋外広告美術協同組合いわき支部からの見積額によっており、契約額は当該見積額と同額である。

当組合からの見積書を閲覧した結果、業務等の内容毎に枚数×各単価で見積額が積算されている。市担当者への質問の結果、過去の同種の契約額との比較により検討を行っているとのことであり、変動がある場合には委託先に問い合わせを行っているとのことであった。

しかし、見積書上、工賃単価については、具体的に想定作業時間がどの程度で、時間又は日単価がどの程度であるのかは不明である。

【指摘】 見積金額の妥当性について

上記(4)の通り、特命随意契約とするのであれば、委託先からの見積額の合理性についてより慎重に検討する必要がある。本契約については、工賃部分について、エリア毎の想定作業時間と時間又は日単価の提示を受け、合理性がある金額かどうかを検討し、検討結果を書面に記録する必要がある。

7 令和2年度いわき市出会いサポート事業業務委託

委託業務名	令和2年度いわき市出会いサポート事業業務委託
部局名	市民協働部
所属名	地域振興課
契約方法	公募型プロポーザル方式による随意契約
随意契約の場合の理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約金額	2,941,470 円
令和2年度決算額	2,941,470 円
単年度契約か、複数年度契約か	単年度契約
令和2年度末現在における、同一契約先との契約年数	1年超5年以下
委託先	株式会社いわき市民コミュニティ放送
見積入手業者数	公募型プロポーザル参加者は1者
契約年月日	令和2年8月5日
契約完成期限	令和3年3月31日

(1) 事業及び委託業務の概要

少子化の進行により経済成長への深刻な影響が懸念されるとともに、地域コミュニティの維持が困難になる恐れがあること等から、企業・団体への支援及びセミナーの開催や出会いの場の創出により結婚に対する意識の醸成を図ることを目的とし、以下の事業を行うものである。

① 企業団体等の出会いサポート促進事業

サポーター登録企業・団体間での相互のネットワーク構築を図り、交流を促すとともに、企業・団体内の結婚を希望する独身社員に対し、サポーターを通じて、本事業の交流イベントの情報を提供しつつ、サポーターを通じた企業・団体間での独身者の出会いの場づくりをサポート・小規模マッチング（年8回程度）のコーディネートを行う。併せて、月毎に活動内容等の報告書を作成し、提出する。

② セミナー及び交流イベント実施事業

独身者が気軽に会えることができる場を提供するため、年3回（季節イベント等に合わせ参加しやすいよう配慮し、かつ、1回は対象者を40代～60代の独身者とする）交流イベントを実施する。より効果的な内容となるよう、参加者には事前にイベント時の振る舞い方等を学ぶセミナーを実施する。参加者は男女各15名以上とする。

民間においても婚活等のイベントは開催されているが、民間のイベントにおいては、特に男性の参加条件として収入や職業を設ける場合があるが、市のイベントにおいては、参加条件は設けておらず（年齢条件は過去の実績から同世代で実施することが良いとの結果を受けて設けられたもの）、公平且つ安心して参加できる機会を提供することとしている。

なお、令和２年度における当該委託業務の実施結果は以下の通りであり、特にイベントにおいては参加希望者が多く、一定のニーズがあると考えられる。

① 企業団体等の出会いサポート促進事業

- ・ 結婚サポーター登録推進：新規登録 15 件（新型コロナウイルスの影響で企業へのアプローチが困難）
- ・ 小規模マッチング：1 回（新型コロナウイルスの影響で実施困難）

② セミナー及び交流イベント実施事業

- ・ イベント実施 3 回（うち 1 回はオンライン）
 - 【第 1 回（10 月開催）】 25～35 歳を対象にオンライン。参加者数は男性 10 名、女性 5 名（応募人数は男性 22 名、女性 6 名）
 - 【第 2 回（12 月開催）】 30～45 歳を対象にオンライン及び対面。参加者数は男性 15 名、女性 15 名（応募人数は男性 77 名、女性 34 名）
 - 【第 3 回（2 月開催）】 40～50 代を対象にオンライン及び対面。参加者数は男性 15 名、女性 15 名（応募人数は男性 67 名、女性 22 名）

（２）契約の状況

公募型プロポーザル方式による随意契約である。

（３）委託の理由

イベント等の企画・運営についての民間ノウハウを活用するため。

（４）随意契約の理由

公募型プロポーザルによる選考審査結果を受けて選考者と随意契約を締結するものである。

(5) 委託業者の選定

「令和 2 年度いわき市出会いサポート事業業務委託公募型プロポーザル実施要項」に基づき、最良の企画提案内容及び事業実施能力等を提案できる者を選定している。

プロポーザル参加者は 1 者のみであった（当該業務は平成 29 年度から業務委託しており、過去のプロポーザルの参加者も当該委託先のみであった）が、プロポーザル参加要件には過度に参加を制約するような事項は付されておらず、プロポーザルによる選定手続のスケジュールについても参加を制約するようなものではないと考えられる。

(6) 予定価格の設定

プロポーザル実施要項において委託契約の上限額は 2,942 千円と定められている。

また、令和 2 年度予算においては、「男女の出会いサポート事業費」として 3,342 千円とされており、そのうち 1,540 千円が県の「地域少子化対策重点推進事業費県補助金」として財源措置されている。令和 2 年度予算は前年度比 991 千円増となっているが、その理由は、小規模マッチングの回数の増加、及び、セミナー及びイベントの参加前後のフォローに伴う人件費等の増加によるものとされている。

8 デジタル手続法対応住民基本台帳システム等改修業務委託

委託業務名	デジタル手続法対応住民基本台帳システム等改修業務委託
部局名	市民協働部
所属名	市民課
契約方法	随意契約
随意契約の場合の理由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
契約金額	28,530,810 円
令和 2 年度決算額	28,530,810 円
単年度契約か、複数年度契約か	単年度契約
令和 2 年度末現在における、同一契約先との契約年数	1 年超 5 年以下
委託先	富士通株式会社いわき支店
見積入手業者数	1 者
契約年月日	令和 2 年 9 月 30 日
契約完成期限	令和 3 年 3 月 31 日

(1) 事業及び委託業務の概要

令和元年 5 月 31 日に公布された「デジタル手続法」により、行政のデジタル化を推進する個別施策として、国外転出後も利用可能な戸籍の附票を個人認証の基盤として活用し、国外転出者によるマイナンバーカード・公的個人認証（電子証明書）の利用を実現するために、令和 2 年度中に既存住基システム等に所要の改修を行うものである。

- ・ 住民記録システムの改修
- ・ 住民基本台帳ネットワークシステムの改修
- ・ ネットワーク環境の変更（ファイアウォールの設置）

(2) 契約の状況

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づく特命随意契約である。

(3) 委託の理由

システムの改修業務については専門的能力を要し、市において実施することが困難であるため。

(4) 随意契約の理由

当該システムを導入・構築したのは富士通株式会社であり、システム構成、プログラミング、システムで使用しているソフトウェア等及び機器については、同社が最も精通している。

加えて同システムはその業務内容から、他社において容易にプログラムの変更が行えるオープンな環境で構築されたシステムではないため、他社での対応は不可能である。

また、システムの安定稼働及び住民の氏名等の個人情報を保有したシステムとして、セキュリティを確保するため、現行システムとの整合を図りつつ改修の際の弊害をなくすとともに、障害発生時には迅速な対応が必要となる。

今回の改修は、国外転出者によるマイナンバーカード等の利用を実現するためであり、このことから、現行システムの安定稼働及びセキュリティの確保において、当該システムの導入・構築業者であり、かつシステムの保守契約も行っている同社に施工させることが、安定した改修作業及びその後の運用を続けていくためには必須であり、他の業者では対応できないため。

(5) 予定価格の設定

設計金額は、委託先である富士通株式会社からの見積額によっている。当該見積額の妥当性については、情報政策課を通してICTコーディネーターに見積の精査依頼を行い、精査している。

9 戸籍情報システム機器保守管理業務委託

委託業務名	戸籍情報システム機器保守管理業務委託
部局名	市民協働部
所属名	市民課
契約方法	随意契約
随意契約の場合の理由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
契約金額	15,048,000 円
令和 2 年度決算額	15,048,000 円
単年度契約か、複数年度契約か	単年度契約
令和 2 年度末現在における、同一契約先との契約年数	1 年超 5 年以下 (※1)
委託先	株式会社日立システムズ
見積入手業者数	1 者
契約年月日	令和 2 年 4 月 1 日
契約完成期限	令和 3 年 3 月 31 日

(※1) 平成 11 年 3 月に戸籍情報システムを導入し、以後、株式会社日立製作所との保守契約を締結している。平成 31 年 4 月から日立グループの事業再編により契約先が株式会社日立システムズに切り替わった。

(1) 事業及び委託業務の概要

戸籍情報システムは、戸籍法に基づき戸籍簿を電算化し管理・運用するシステムで、従来の紙による管理・運用と比較し、戸籍への記録、戸籍謄抄本等の交付といった業務が飛躍的に正確かつ迅速に処理されることとなり、市民の利便性の向上が図られるとともに、磁気媒体での管理となるため、長期保管が義務づけられている戸籍簿等の保管場所に苦慮することなく、紙の劣化等による滅失の不安もない。本システムに係る機器は本庁市民課及び各支所・市民サービスセンター並びに株式会社 F S K に配備されているが、これらが正常稼働できるよう良好な状態を保持し、市民サービスを安定して提供するために保守点検を行うものである。

(2) 契約の状況

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づく特命随意契約である。

(3) 委託の理由

システムの保守業務については当該システムについての専門的知識・能力を要し、市において実施することが困難であるため。

(4) 随意契約の理由

戸籍情報システム機器は株式会社日立製作所の製品を導入しているが、これらの機器を安定して稼働させるためには、日立製作所製品に精通したシステムエンジニアが保守を行うことが必要不可欠であり、株式会社日立製作所以外で実施することは不可能である。

よって、株式会社日立製作所より自治体情報システム事業の再編を受け、上記業務を移管された株式会社日立システムズと契約を行うものである。

【意見】 業者の選定手続について

システムの保守運用契約はシステムベンダーと締結することが一般的であることから、システムベンダーとの随意契約はやむを得ないと考える。しかし、平成 31 年 1 月の機器更新における業者選定について、地域情報化推進計画において、以下の理由から機器についても随意契約によることとされている。

「今回の機器更新は、平成 29 年度以降順次実施される震災復興区画整理事業の換地処分がない時期に、通常の機器更新より短期間で実施しなければならない状況である。現行のシステム業者から変更した場合、戸籍データ（約 52 万件）の抽出、変換移行、移行後データ確認作業が必要となり、また平成 28 年度から開始されたコンビニ交付について、システムの再構築が必要であることから、全体的な更新期間及び費用を鑑みて、現行システム業者との随意契約により機器更新業務を行う。」

短期的に見ると業者の変更は移行費用が増加する可能性があるが、当該システムが平成 11 年 3 月に導入されて以降 20 年超にわたり同一業者のシステムが選定されている状況を鑑みると、より長期的な視点で保守運用費も含めたトータルコストによる業者選定を検討すべきであると考ええる。

(5) 予定価格の設定

設計金額は、委託先である株式会社日立システムズからの見積額によっている。当該見積額の妥当性については、平成 31 年 1 月の機器更新に関して、平成 30 年度いわき市地域情報化推進計画の中で I C T コーディネーターに見積の精査依頼を行い、精査している。

10 いわき市消費者教育に係るコーディネーター業務委託

委託業務名	いわき市消費者教育に係るコーディネーター業務委託
部局名	市民協働部
所属名	消費生活センター
契約方法	随意契約
随意契約の場合の理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約金額	1,825,930 円
令和2年度決算額	1,825,930 円
単年度契約か、複数年度契約か	単年度契約
令和2年度末現在における、同一契約先との契約年数	1年超5年以下
委託先	一般社団法人 消費者力開発協会
見積入手業者数	1 者
契約年月日	令和2年4月1日
契約完成期限	令和3年3月31日

(1) 事業および委託業務の概要

消費者被害を未然に防止するためには、必要な知識及び判断力を修得し、主体的に行動するための自立支援を行う必要があるため、平成28年3月に策定した「消費者あんしんサポートプラン（いわき市消費者教育推進計画）」に基づき、消費者教育に関する専門的な知識を有したコーディネーターを中心的存在として、学校、地域、家庭、職域等の様々な場において、消費者教育の知識の普及・啓発を行うとともに、消費者教育を担う関係機関等の連携を調整し、効果的・効率的な消費者教育の実施に向けた助言を行い、消費者教育の推進を図ることを目的とするものである。

また、業務としてはいわき市の消費者教育を全般的に企画・調整し推進する専門的知識を有する者に委託し、次のことを行う。

① 消費者教育推進講座等への講師派遣（全 42 講座）

- ・ 5 ヵ年計画で実施している市立小中学校及び市立公民館の講座への講師派遣（小学校 9 講座、中学校 5 講座、公民館 4 講座）
- ・ 市内学校教育関係者、高等学校、大学、企業等の講座への講師派遣（1 講座程度）
- ・ 青年年齢引き下げを見据えた若年者等の講座への講師派遣（23 講座程度）

② 関係機関等の相互間調整及び効果的な消費者教育の実施に向けた助言

市（消費生活センター）、学校、家庭、地域等の連携を促進し、関係機関等に市理念の浸透を図る。また、成年年齢の引下げに伴う若年者の消費者トラブルの未然防止に向け消費者教育の強化を図るため、研修等の実施をすすめるとともに講師を斡旋するなど消費者教育の効果的な施策展開の構築を図る。

また、市民の動向や要望等を考察し、市に対し必要な施策提案を行うなど効果的な事業展開に向けた助言等を行う。また、消費者庁等が発信する消費者教育に係る情報や作成したゲーム等を入手し、関係機関等が実施する研修会の講話等において活用、効果的な消費者教育の推進を図る。

（２）契約の状況

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づく特命随意契約である。

契約期間は令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までであり、契約日は令和 2 年 4 月 1 日、業務完了報告書日は令和 3 年 3 月 31 日となっている。

（３）委託の理由

いわき市が平成 28 年 3 月に策定した「消費者あんしんサポートプラン（いわき市消費者教育推進計画）」において、消費者の自立支援として、幼児期から高齢期までの生涯にわたって必要な知識及び判断力を修得できる機会を創出するとともに、消費者自身が、個人ではなく、社会の一員として、消費者市民社会の形成に参画する重要性について、理解促進を図る必要があるとしている。

当該契約の推進を効果的かつ効率的に行うためには、消費者教育に関する専門的な知識とともに、市内外の多種多様な人材のネットワークを有し、いわき市の消費者教育の現状を熟知していることや、市民及び消費者団体等の多様な活動主体から情報等を収集し、それらの情報、人及び学習資源等を適切に結びつける役割を担うことができるコーディネーターが必要となるため。

(4) 随意契約とした理由

「一般社団法人 消費者力開発協会」は、福島県などの多くの自治体において、消費者教育をはじめ、消費生活に係る各種事業を受託するなど、専門的な知識だけでなく、市内外の消費者教育に係る人材のネットワークを有することや、いわき市出身のスタッフが在籍し、過去にもいわき市で実施した消費生活に係る通信講座（平成 25 年度）を受注するなど、いわき市の消費者教育の現状を熟知している。

また、当該法人は平成 28 年度以降の当該コーディネーター業務を受託し、当該業務を熟知するとともに、優れた運営で業務を遂行した実績があり、講座を通して人材ネットワークを新たに構築するなど、事業実施に関し積極的である。

さらに「消費者教育」が注目されるようになってから、まだ歴史が浅いこともあり、全国的にみても、当該コーディネーター業務を受注できる法人は当該法人を含め、数法人（市内には該当なし）しかなく、上記要件を満たす団体は当該法人以外にはないと考えられる。

加えて、当該法人の有するネットワークを活用し、企業等の社員研修における講座の導入に向けた取組みを進めるなど、いわき市の消費者教育を推進するためには、当該法人でなければ、効果的かつ効率的に消費者教育の推進が図れないと考えます。

以上のことから、当該業務委託については競争入札に適さないものとして、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を適用し、随意契約をするものである。

(5) 契約金額

予定価格と契約金額との比率は 100%である。

これは、上記の理由により、本業務について、特命随意契約を締結しているためである。

なお、主な明細は下記の通りとなっている。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 講師派遣が 1,604 千円
うち、謝礼が 554 千円（1 回あたり 12 千円）、交通費が 852 千円、宿泊費その他が 198 千円となっている。・ 助言に関する人件費等が 55 千円となっている。・ その他経費が 165 千円となっている。 |
|--|

(6) 利用者アンケートの実施状況

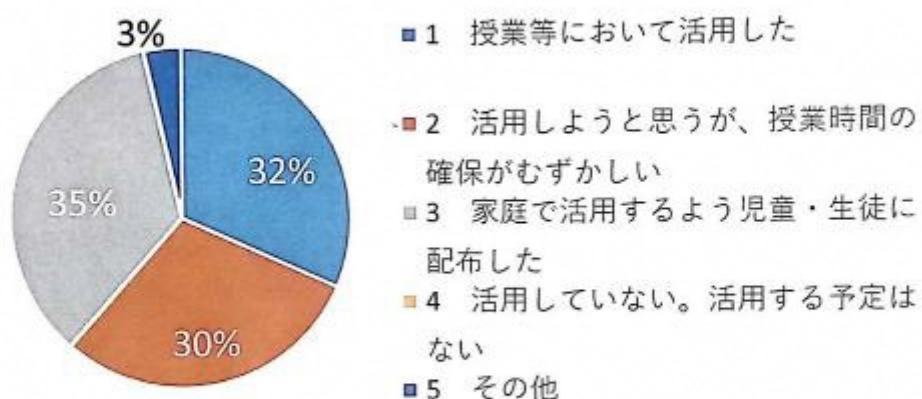
「令和2年度 副読本活用状況等アンケート結果」により、委託業務の実施結果を評価している。アンケートは学校単位で教員が回答しており、集計結果は以下の通りとなる。

小中学校における「消費者教育副読本」活用状況等のアンケート集計結果

- ・ 依頼日：令和3年2月12日
- ・ 回答数：小学校 64校中 52校 (81.2%)
中学校 39校中 24校 (61.5%)

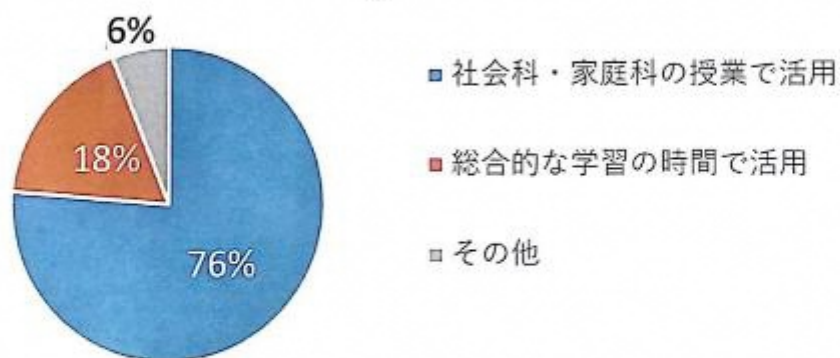
小学校回答

Q 1 「消費者教育副読本」の活用状況について



副読本の活用についての希望はあるものの、他の学習との兼ね合いにより、時間の確保が難しいとの回答が3割あった。

Q 2 Q 1で「授業等において活用している」と回答した場合の、具体的な活用方法等について



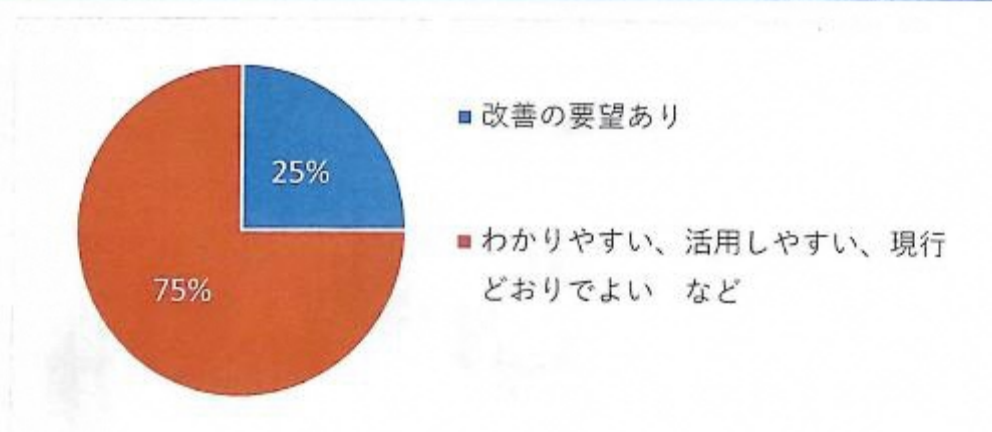
回答のあった9割以上が、社会科、家庭科、総合的な学習の時間に副読本を活用しており、その他としては、消費者教育推進講座の事前・事後の学習資料として活用したとの回答があった。

Q3 学校における消費者教育の必要性について



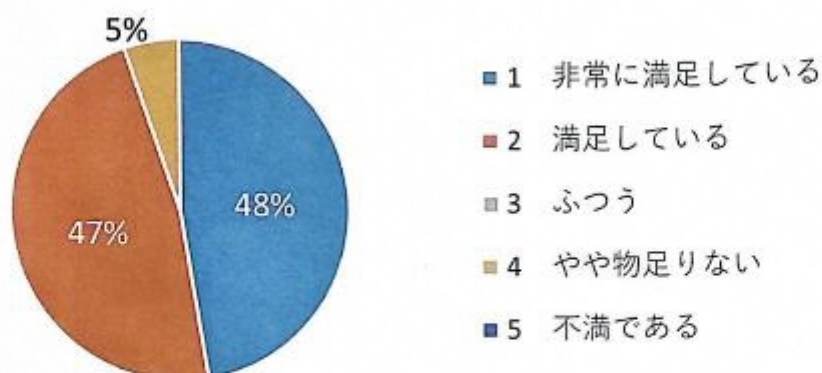
学校での消費者教育の必要性については、4割近くが「重要であり、学校の授業時間を確保したい」との認識を示している一方、「専門知識がない教師が教えることは難しい」との回答が4割を超えており、教師への消費者教育の場の提供についても考慮していく必要がある。

Q4 副読本の意見・要望について



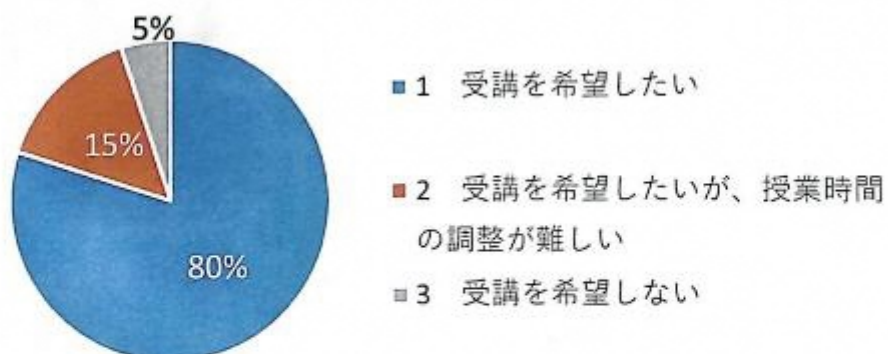
回答のあった7割以上から、わかりやすい、活用しやすいなど、一定の評価をいただいているものの、更なる改善の要望も見られる。内容に関しては、「リサイクルやエコについての内容も充実してほしい」「小学生にはやや難しい内容があった」といった回答があったほか、副読本自体への意見ではないが「副読本を活用した授業時間の確保が難しい」などの回答も見られた。

Q 5 消費者教育推進講座受講後の感想について



9割以上から、満足しているとの回答があった。

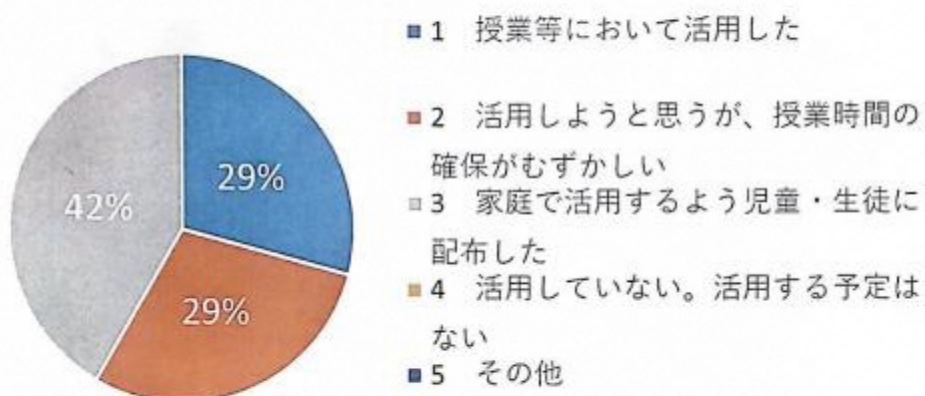
Q 6 次年度以降の講座受講について



8割から、受講希望の回答があったことから、時期や講義時間などの要望について、より柔軟に対応していくこととしたい。

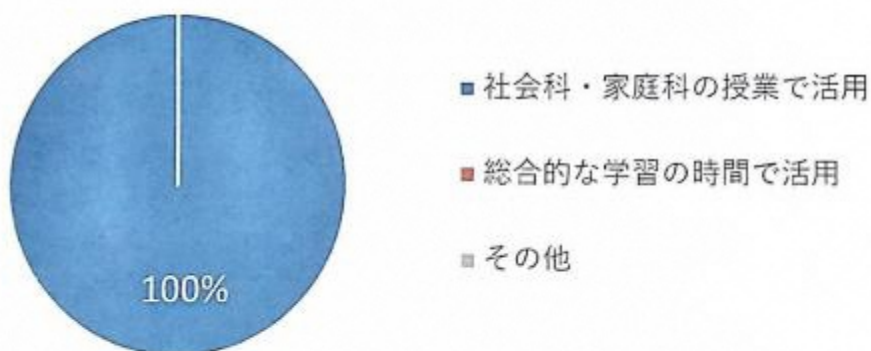
中学校回答

Q 1 「消費者教育副読本」の活用状況について



「授業等において活用した」との回答が3割近くある一方、「活用を希望している」ものの授業時間の確保が難しいとの意見も同程度寄せられた。

Q 2 Q 1で「授業等において活用している」と回答した場合の、具体的な活用方法等について



回答のあった全校が、「社会科・家庭科の授業で活用」している。

Q 3 学校における消費者教育の必要性について



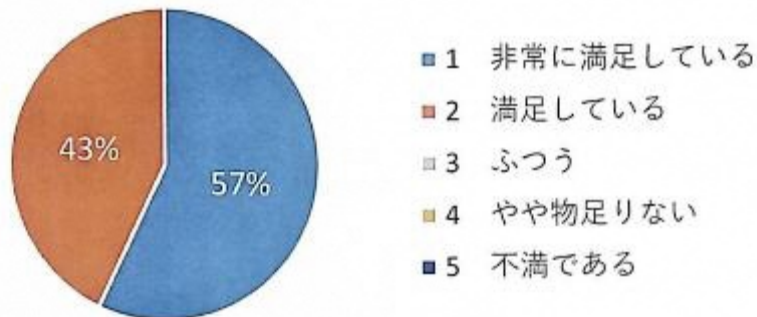
学校での消費者教育の必要性については、6割以上が「重要であり、学校の授業時間を確保したい」との回答があった一方、2割から、専門的知識を有しない教師が教えることの難しさについての回答があった。

Q 4 副読本の意見・要望について



消費者教育の重要性を認識し、時間を確保して教育を進めたいとする意見が多く、副読本についても積極的に活用していきたいとする意見が多くみられた。

Q 5 消費者教育推進講座受講後の感想について



回答のあった全校から「満足している」との回答があった。

Q 6 次年度以降の講座受講について



8割以上から、受講希望の回答があったことから、時期や講義時間などの要望について、より柔軟に対応していくこととしたい。

【意見】 利用者アンケート等の実施について

アンケートは学校単位で教員が回答しているが、実際に講義を受けた児童・生徒に対するアンケートが実施されていない状況である。当該施策の目的が消費者教育の推進を図ることにあることから、講座を受講した後に児童・生徒からも感想をもらい、消費者教育活動に活用することが望まれる。

(7) 今後の実施計画について

本事業は、「いわき市消費者教育推進計画」(平成 28 年 3 月策定、当初の計画期間：平成 28 年 4 月～令和 3 年 3 月)に基づき実施していたが、コロナ禍の影響で県消費者教育推進計画の改定が 1 年延期されたことを受け、いわき市でも計画改定を 1 年延期したことにより、現計画期間を令和 4 年 3 月まで延期した。それに伴い、本事業も令和 3 年度まで継続となっている。しかし、消費者教育は継続して実施しなければ消費者被害の防止に繋がらないことから、「第二次いわき市消費者教育推進計画」(令和 4 年 2 月策定予定、計画予定期間：令和 4 年 4 月～令和 9 年 3 月)に基づき、令和 4 年度以降も本事業を継続して実施していく予定となっている。

「消費者教育推進講座実施計画（R3～R7 年度）」

<公立小学校>

区 分	NO	学校名	実施年度				
			R3	R4	R5	R6	R7
平 方 部	1	平第一小学校		○			
	2	平第二小学校	○				
	3	平第三小学校			○		
	4	平第四小学校				○	
	5	平第五小学校		○			
	6	平第六小学校					○
	7	郷ヶ丘小学校			○		
	8	中央台北小学校				○	
	9	中央台南小学校			○		
	10	中央台東小学校					○
	11	豊間小学校				○	
	12	高久小学校					○
	13	夏井小学校	○				
	14	草野小学校			○		
	14	Ⅱ 稲谷分校					
	15	赤井小学校		○			
四 倉 ・ 久 之 浜 方 部	16	四倉小学校				○	
	17	大浦小学校		○			
	18	大野第二小学校			○		
	19	久之浜第一小学校					○
	20	久之浜第二小学校	○				
小 川 ・ 川 前 方 部	21	小川小学校			○		
	22	小玉小学校	○				
	23	川前小学校		○			
	24	桶壳小学校					○
	25	小白井小学校	○				
内 郷 方 部	26	内町小学校					○
	27	綴小学校	○				
	28	御蔵小学校			○		
	29	高坂小学校				○	
	30	宮小学校	○				
	31	高野小学校		○			

区 分	NO	学校名	実施年度				
			R3	R4	R5	R6	R7
好間・三和方部	32	好間第一小学校				○	
	33	好間第二小学校	○				
	34	好間第四小学校		○			
	35	三和小学校			○		
小名浜方部	36	小名浜第一小学校				○	
	37	小名浜第二小学校					○
	38	小名浜第三小学校		○			
	39	小名浜東小学校			○		
	40	小名浜西小学校					○
	41	鹿島小学校		○			
	42	江名小学校			○		
	43	永崎小学校	○				
	44	泉小学校				○	
	45	泉北小学校				○	
	46	渡辺小学校					○
常磐方部	47	湯本第一小学校	○				
	48	湯本第二小学校	○				
	49	湯本第三小学校		○			
	50	長倉小学校			○		
	51	磐崎小学校					○
	52	藤原小学校				○	
勿来方部	53	楠田小学校		○			
	54	錦小学校		○			
	55	錦東小学校			○		
	56	汐見が丘小学校				○	
	57	菊田小学校	○				
	58	勿来第一小学校			○		
	59	勿来第二小学校				○	
	60	勿来第三小学校					○
	61	川部小学校					○
田人・遠野方部	62	上遠野小学校	○				
	63	入遠野小学校		○			
	64	田人小学校					○
実施校数			13	13	13	12	13

＜公立中学校＞

区 分	NO	学校名	実施年度				
			R3	R4	R5	R6	R7
平 方 郡	1	平第一中学校				○	
	2	平第二中学校			○		
	3	平第三中学校				○	
	4	中央台北中学校		○			
	5	中央台南中学校					○
	6	豊間中学校	○				
	7	藤岡中学校			○		
	8	草野中学校				○	
	9	赤井中学校					○
久 野 郡	10	四倉中学校				○	
	11	大野中学校			○		
	12	久之浜中学校		○			
川 前 郡	13	小川中学校	○				
	14	川前中学校					○
	15	橋本中学校			○		
	16	小自井中学校		○			
内 郷 郡	17	内郷第一中学校			○		
	18	内郷第二中学校					○
	19	内郷第三中学校	○				
三 好 郡	20	三好中学校			○		
	21	三和中学校	○				
小 名 浜 郡	22	小名浜第一中学校				○	
	23	小名浜第二中学校			○		
	24	玉川中学校	○				
	25	江名中学校	○				
	26	泉中学校		○			
常 陸 郡	27	湯本第一中学校				○	
	28	湯本第二中学校		○			
	29	湯本第三中学校	○				
	30	磐崎中学校					○
勿 来 郡	31	植田中学校		○			
	32	植田東中学校			○		
	33	鉾中学校				○	
	34	勿来第一中学校		○			
	35	勿来第二中学校					○
	36	川部中学校	○				
田 人 郡	37	上透野中学校		○			
	38	入透野中学校					○
	39	田人中学校				○	
実施校数			8	8	8	8	7

【意見】消費者教育推進講座の実施頻度について

消費者教育推進講座実施計画によると、小学校・中学校は5年間で一巡する計画となっており、特に中学校では在校期間（3年）を考慮すれば取りこぼす学年が発生することになる。また、学校によっては講座受講も1学年のみなど受講者が限定的となっている場合がある。対策として委託契約の範囲内で可能な限り計画外で追加講座を実施している状況だが、動画作成やオンライン講座などITを活用した効率的・効果的な講座受講方法を検討することが望まれる。

11 金融機関財務力評価・アドバイス業務委託

委託業務名	金融機関財務力評価・アドバイス業務委託
部局名	会計室
所属名	—
契約方法	随意契約
随意契約の場合の理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約金額	1,925,000 円
令和2年度決算額	1,925,000 円
単年度契約か、複数年度契約か	単年度契約
令和2年度末現在における、同一契約先との契約年数	15 年超
委託先	株式会社日本格付研究所
見積入手業者数	1 者
契約年月日	令和2年8月31日
契約完成期限	令和3年3月30日

(1) 事業および委託業務の概要

金融機関の財務力評価及び市担当者の金融知識の向上を図るとともに、金融機関の経営状況等の的確な把握や、金融機関の選定及び金融商品の選別等に資することを目的として、公金の管理・運用に関するアドバイス業務を委託するもの。

(2) 契約の状況

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく特命随意契約である。

令和2年8月31日から令和3年3月30日までの業務委託契約を株式会社日本格付研究所（以下、「JCR」という。）と令和2年8月31日に締結している。

(3) 委託の理由

- ① 市民の貴重な財産である公金を安全かつ効率的に保管・運用するために金融機関の経営状況等を的確に把握すること。
- ② 金融機関に関わる経営情報の収集及び分析を行うにあたって、担当職員の金融知識の向上を図り、金融機関の選定及び金融商品の選別等に役立てること。

(4) 随意契約とした理由

「金融商品取引法等の一部を改正する法律」に基づく、信用格付業者に登録されている全 7 者(同一機関があるため実質 5 者)のうち、事前の意向確認により受注可能と回答のあった「J C R」1 者を選定する。

【意見】複数の事業者から見積書を入手できる体制づくり

平成 14 年度は、金融機関に関する財務力評価を地方自治体向けサービスとして唯一商品化した J C R と契約し、平成 15 年度から平成 17 年度までは指名競争入札を実施し、2 から 3 者程度の入札参加があったものの、金額面で J C R が落札した。更に平成 18 年度以降は、7 者程度の意向確認を実施した結果、引き続き J C R との随意契約となっている。

そもそも受託者要件には、「企業内容等の開示に関する内閣府令第 1 条第 13 号」の規定に基づき金融庁長官の指定を受けた指定格付機関であったが、現在は「金融商品取引法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、同法に基づき登録されている格付機関となっている。

業務内容は、金融機関の財務力評価、いわき市経営分析マニュアルの充実支援、いわき市が行う市内金融機関の経営分析に係る基礎データの作成、いわき市公金の管理及び運用検討会議への出席となっている。また、使用するデータについては、上場金融機関については決算短信、上場・非上場金融機関のディスクロージャー誌となっている。

業務内容、使用するデータからは、格付機関以外のコンサルティングファームでも十分に対応可能であると判断する。要求水準の側面は検討が必要であるとしても、対象を広範囲にしたうえで、見積り入手できる体制づくりをすることが望まれる。

(5) 契約金額

予定価格と契約金額との比率は 100%である。

【意見】予定価格について

現在の予定価格は、入札予定業者 1 者からの見積書に基づいている。市では当該見積書により予定価格を設定し、入札予定業者も当初の見積書記載の金額で入札している。入札予定業者とは 15 年超に渡って契約を締結していることから、見積書入手後に、過去の状態を勘案して適正な予定価格を設定する必要がある。

12 原子力損害賠償紛争解決センターへの和解仲介申立て委任契約

委託業務名	原子力損害賠償紛争解決センターへの和解仲介申立て委任契約
部局名	財政部
所属名	財政課
契約方法	随意契約（委任契約）
随意契約の場合の理由	委任契約
契約金額	17,600,000 円＋報酬金（賠償金のうち弁護士費用分）
令和2年度決算額	17,600,000 円
単年度契約か、複数年度契約か	複数年度契約
令和2年度末現在における、同一契約先との契約年数	1 年以下
委託先	弁護士法人 鈴木芳喜法律事務所
見積入手業者数	1 者
契約年月日	令和2年12月1日
契約完成期限	申し立ての処理が完了するまで

（1）事業及び委託業務の概要

いわき市の原子力損害賠償については、直接交渉により賠償見込みの区分に応じて賠償の実現を図ることを基本に進めてきたが、現時点で未合意項目のうち、「直接交渉では賠償の見込みがない項目」については、請求権の消滅時効を踏まえるとともに、早期の賠償、また、可能な限り損害の回復を図る必要があることから、原子力損害賠償紛争解決センターへの和解申立て（以下、「ADRセンター申立て」という。）を行うものである。

また、業務としては次のことを行う。

- ① 申立て選定項目に係るアドバイス
- ② 判例等の調査
- ③ 申立書、答弁書の調製
- ④ 原子力損害賠償紛争解決センターとの調整

（2）契約の状況

委任契約に該当する。

契約期間は令和2年12月1日から申し立ての処理が完了するまでであり、契約日は令和2年12月1日、監査時点（令和3年11月現在）では処理が完了していない。

（３）委託の理由

東京電力福島第一原子力発電所事故により生じた損害賠償の和解のあっせんを申し立てるに当たり、和解の判断などへの専門的なアドバイスを遅滞なく受ける必要があることから、ADRセンター申立てに関する業務の「和解の仲介（あっせん）の申立て」に関し、専門的な知識を有する弁護士に委任するものである。

（４）随意契約とした理由

東京電力福島第一原子力発電所事故（以下、「本件事故」という。）に伴う、いわき市の原子力損害賠償については、未合意分について項目を限定した上で、令和３年２月を目途に原子力損害賠償紛争解決センターへ和解あっせんを申し立てるべく、令和２年１２月定例会に議案を提出することとしているが、申立てに当たってのノウハウを市は有しておらず、また、和解の判断などへの専門的なアドバイスを遅滞なく受ける必要があることから、先行している他の地方公共団体の事例も踏まえ、いわき市も弁護士と代理人契約を締結することとする。

また、委任の相手方については、先行するADRにおいて福島県及び相馬市、須賀川市の代理人を務めるなど、当該業務に精通し、複数の弁護士が在籍しバックアップ体制も充実している、弁護士法人 鈴木芳喜法律事務所（福島市）との委任契約を締結する。

（５）契約金額

日本弁護士連合会の旧報酬等基準規程及び福島県弁護士会の旧報酬基準に準拠し、賠償金請求額を基に算出し、それをさらに減額した金額を着手金として支払った。

13 いわき市電子計算器利用業務委託（市税収納パンチ業務、通知書作成業務）

委託業務名	いわき市電子計算器利用業務委託（市税収納パンチ業務、通知書作成業務）
部局名	財政部
所属名	税務課
契約方法	随意契約
随意契約の場合の理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約金額	単価契約のため省略
令和2年度決算額	市税収納パンチ業務：722,235円 通知書作成業務：6,613,862円
単年度契約か、複数年度契約か	単年度契約
令和2年度末現在における、同一契約先との契約年数	15年超
委託先	株式会社F S K
見積入手業者数	1者
契約年月日	令和2年4月1日
契約完成期限	令和3年3月31日

（1）事業及び委託業務の概要

通知書作成は、市税に関する通知書（口座領収済通知書、固定資産税督促状など）を作成する業務である。

パンチ業務は、納税義務者が納入した納入済通知書や、徴収簿作成に関連する帳票などを電子データ入力する業務である。

（2）契約の状況

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく特命随意契約である。

（3）委託の理由

（4）随意契約の理由及び委託業者の選定を参照。

(4) 随意契約の理由及び委託業者の選定

通知書作成は、いわき市のホストコンピューターで管理されているデータから出力する作業であるため、ホスト管理を長年行っており、その技術と知識を有した株式会社F S K以外に行えない。また、通知書作成には、専用のシーラー用紙を使用するが、株式会社F S Kは、この用紙の特許を持った会社と契約しているため、発注管理を一括で行うことができ、単価も安く抑えることができるというメリットがある。

パンチ業務については、納税義務者が納入した納入済通知書のほか、徴収簿作成に関連する帳票を依頼するが、他社に依頼した場合、株式会社F S Kに送付されるまでに最低3日を要し、その後ホストへの取込作業となるため、納入確認に時間がかかることが予想される。納税義務者が納入した納入済通知書は、毎日送付され、一連の業務を効率的に進める必要があるため、ホストに精通し、履行内容や行程を十分把握している株式会社F S Kとの連携が不可欠である。

以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質や目的が競争入札に適しないもの」として、株式会社F S Kと随意契約を締結するものである。

(5) 予定価格の設定

予定価格は、委託先である株式会社F S Kからの見積単価をもとに設定されており、契約締結にあたって、複数の者から見積書を入手しておらず、見積入手は委託先1者のみとなっている。

このことについて、市担当者に質問したところ、下記の回答を得た。

通知書作成は、いわき市のホストコンピューターで管理されているデータから出力する作業のため、ホストコンピューター管理を行っている株式会社F S K以外に行えない業務であることから、他社からの見積入手は行っていない。

また、パンチ業務と通知書作成業務を異なる業者に委託した場合、納入済通知書の送付及びパンチ確認、収納データ確認と、セットで契約した場合より納入確認に時間を要することから、迅速にホストコンピューターへ取込むことができるのは株式会社F S K以外に行えないため、他社からの見積入手は行っていない。委託先である株式会社F S Kは、ホスト管理を行っており、精通している立場であることから、一定の妥当性はあると評価している。

【意見】 見積金額の妥当性について

上記(4)の通り、1者随意契約とするのであれば、委託先からの見積額の合理性についてより慎重に検討する必要がある。2人以上の見積書の入手を省略できるのは例外事項であることから、市が委託先からの見積金額の妥当性を判断した根拠について、文書に記録しておくのが望ましい。

14 いわき市税等収納代行業務委託（コンビニ収納委託）

委託業務名	いわき市税等収納代行業務委託（コンビニ収納委託）
部局名	財政部
所属名	税務課
契約方法	一般競争入札
契約金額〔単価契約〕	収納取扱手数料として1件55円（税抜） 基本手数料として月額15,000円（税抜）
令和2年度決算額	16,160,740円
単年度契約か、複数年度契約か	複数年度契約（2年間）
令和2年度末現在における、同一契約先との契約年数	10年超15年以下
委託先	株式会社電算システム
入札参加者数	1者
契約年月日	平成31年4月1日
契約完成期限	令和3年3月31日

（1）事業及び委託業務の概要

コンビニエンスストアにおいて市税等の納付ができるようにすることにより、金融機関等の営業時間外の納税や指定金融機関等の店舗がない市外在住者の利便性の向上を図ることが目的である。収納対象となる市税（市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民保険税）についてコンビニエンスストア等での収納を取りまとめ、市に払込、収納情報の送付を行うものである。

（2）契約の状況

一般競争入札による。

なお、当該委託先とは、平成21年度から契約しており、平成21年度～平成26年度については単年度の随意契約、平成27年度からは一般競争入札による2年契約としている。

（3）委託の理由

各コンビニエンスストア等と公共料金収納について、市において個別にシステム構築を行うことは困難であり、業務提携を行っている民間に委託することが効率的であるため。

(4) 委託業者の選定

一般競争入札によっているが、入札参加者は1者のみである。

一般競争入札によっているが、入札参加者は1者のみであることについて、仕様が実質的に委託先に制限されている状況の有無等について担当者に質問した結果、以下の回答を受けた。

- ・ 仕様書では、バーコード体系等の基本項目及び取扱可能コンビニエンスストアなどを定めているが、収納代行業務に使われるバーコード体系は全国的に定められた仕様に準拠したものであり、各社で利用が可能である。
- ・ 仕様書で定める取扱い可能コンビニエンスストアは、前年度に利用のあったコンビニエンスストアを定めている。
- ・ 収納代行業務は株式会社電算システム以外に株式会社N T Tデータ、地銀ネットワーク株式会社等で行っている。
- ・ 入札に参加しない理由として同業他社から聞いた話としては、当市が指定するコンビニエンスストアのうち、一部のコンビニエンスストアと提携していないことから、新たに提携を結んで入札に参加するかを検討しているとのことであった。

仕様書において指定しているコンビニエンスストア及び令和3年3月における収納件数は以下の通りである。

仕様書における指定コンビニエンスストア		収納件数
会社名	チェーン・取扱店	
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	セブン-イレブン	4,561
株式会社ローソン	ローソン	1,514
株式会社ファミリーマート	ファミリーマート	1,596
ミニストップ株式会社	ミニストップ	21
山崎製パン株式会社	デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストアー、ヤマザキスペシャルパートナーショップ	429
株式会社セイコーマート	セイコーマート、ハマナスクラブ	1
株式会社ポプラ	ポプラ、生活彩家、くらしハウス、スリーエイト	2
国分グローサースチェーン株式会社	コミュニティ・ストア	0
株式会社しんきん情報サービス	マルチメディアキオスク（MMK）設置店	2,263

【意見】 業務範囲の見直しについて

入札参加者を増やし、競争性を確保するために、同業他社に提携コンビニエンスストアについて事前ヒアリングを行い、当市における利用実績を踏まえ、市民サービスへの影響を考慮した上で、指定コンビニエンスストアの見直しの可否について検討を行うことが望まれる。

(5) 予定価格の設定

委託先から見積書入手し、当該見積額で設計金額を算定し、同額を予定価格としている。

(6) その他

当該委託契約書において、以下の規定が設けられている。

第14条（書類等の検査）

甲（市）は、収納事務に関する乙（委託先）の帳簿、書類の取扱い及び管理状況並びにその他の物件の検査を定期及び臨時に行うものとする。

令和2年度における検査の実施状況について担当者に質問したところ、令和2年度において検査は実施しておらず、今後については委託先と連携をとり、定期及び臨時に検査を行うことを検討するとの回答を受けた。

【意見】 検査の実施について

当該契約上の規定がどのような目的で定められたものかを再度整理した上で、目的に従った検査を行うことが望まれる。

15 電子申告システム、年金特徴システム及び国税連携システム運營業務委託

委託業務名	電子申告システム、年金特徴システム及び国税連携システム運營業務委託
部局名	財務部
所属名	市民税課
契約方法	随意契約
随意契約の場合の理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約金額	8,844,000 円
令和2年度決算額	8,844,000 円
単年度契約か、複数年度契約か	単年度契約
令和2年度末現在における、同一契約先との契約年数	10 年超 15 年以下
委託先	日本電気株式会社 郡山支店
見積入手業者数	1 者
契約年月日	令和2年4月1日
契約完成期限	令和3年3月31日

(1) 事業及び委託業務の概要

地方税の申告、申請、届出データの審査・管理、個人住民税における公的年金からの特別徴収に伴うデータ送受信及び国税庁からの所得税確定申告書等の電子送付に伴うデータ送受信を、日本電気株式会社のアプリケーションサービス(LGWAN-ASP方式)を使用して実施するものであり、円滑な遂行を図ることである。

(2) 契約の状況

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく特命随意契約である。

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの業務委託契約を日本電気株式会社郡山支店と令和2年4月1日に締結している。

年度	委託料
平成 27 年度	8,683,200 円
平成 28 年度	8,683,200 円
平成 29 年度	8,683,200 円
平成 30 年度	8,683,200 円
令和 元 年度	8,763,600 円
令和 2 年度	8,844,000 円

基本的に契約額に変動はない。上記の変動は消費税率によるものである。

(3) 委託の理由

本業務は、「地方税共同機構」(全ての都道府県、市区町村が協働で組織する)が提供する eLTAX(地方税ポータルサイト)での各サービス(電子申告、年金特徴、国税連携のデータ送受信)を受ける際のデータ送受信サーバの管理・運用、回線等の管理等を行う事業である。課税ミスの危険性を最小限に止めるためには、安定したデータの確保、システムの安定稼働が最も重要であり、同社はこれらを満たす唯一の事業者である。

(4) 随意契約とした理由

これまでの委託事業者「日本電気株式会社」以外の者が当該業務を行うには、システム全体の再構築、入れ替えが必要となり、新たに初期導入費用が発生することとなる。また、例年1月から4月は当該システムによる申告等のデータ送受信件数が最も多い(数千件/日)期間にあたり、この時期に他社システムを入れ替える事はシステムの仕様の違い等により、課税ミス等に繋がる危険性が高まる。

以上のことから、それらの危険性を最小限に止めるためには、安定したデータの確保、システムの安定稼働が最も重要であり、同社はこれらを満たす唯一の事業者であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約にて契約を締結するものである。

(5) 契約金額

予定価格と契約金額との比率は、100%である。

【指摘】 予定価格について

現在の予定価格は、入札予定業者1者からの見積書に基づいている。市では当該見積書により予定価格を設定し、入札予定業者も当初の見積書記載の金額で入札している。入札予定業者とは10年超に渡って契約を締結していることから、見積書入手後に、過去の状態を勘案して適正な予定価格を設定する必要がある。なお、平成27年度契約以降、契約金額に変動がない。

(6) 特命随意契約

【意見】 業者選定について

随意契約の理由において「現行の委託事業者以外では、新たな初期導入費用が発生すること、他社システム入れ替えによる課税ミス等に繋がる危険性が高まる。」との記載がある。業者選定については、年初から年度当初（当初賦課時期）は、システムによる処理量が多いこと、年度当初におけるシステムの入替えは、安全かつ円滑な処理を確保できるとは言えない時期であること、また、当該時期以外のシステム入れ替えについては、入札契約事務や管理が煩雑化するものの、相対的な経済性を確保できるかは不確実であり、安定運用を優先して行っていないとの回答である。現行の業者で特に問題なく安定的な稼働が維持されていることは事実であるが、その一方で契約金額に変化がなく、価格の競争性が必ずしも確保されていないことを踏まえ、他にも認定委託先事業者が登録されているため、少なくとも複数の業者から見積書を入手することが望まれる。

(7) 随意契約確認表

【意見】 チェック項目について

いわき市では、随意契約という特殊性もあり 2 名による確認表を用いて契約内容を確認している。今回の契約における共通確認事項（5）障がい者就労施設等からの優先調達の推進にチェックしている。配慮事項との認識でチェックしているが、該当しない項目であるか否かを検討する必要がある。

(8) 契約条項

【意見】 運營業務委託契約書の条項について

運營業務委託契約書第 18 条（検査及び引渡し）において、業務完了報告書には成果品を添えてと規定されている。成果品の有無を確認したところ、契約書は一般的な委託契約事項を網羅するように作成している、との回答であった。必要のない規定の文言は削除するか、成果品の提出については適用しない等の条項の見直しを検討する必要がある。

16 令和2年度市県民税賦課事務委託（給与支払報告書パンチ業務）

委託業務名	令和2年度市県民税賦課事務委託（給与支払報告書パンチ業務）
部局名	財政部
所属名	市民税課
契約方法	随意契約
随意契約の場合の理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約金額	給与支払報告書 70.34 円/件 公的年金等支払報告書 45.70 円/件
令和2年度決算額	給与支払報告書 5,712,754 円 公的年金等支払報告書 12,014 円
単年度契約か、複数年度契約か	単年度契約
令和2年度末現在における、同一契約先との契約年数	15 年超
委託先	株式会社東日本計算センター
見積入手業者数	1 者
契約年月日	令和2年12月23日
契約完成期限	令和3年3月31日

（1）事業及び委託業務の概要

市県民税賦課に係る各種資料等のパンチ入力作業として、賦課計算の基となる大量の紙データ（給与支払報告書及び年金支払報告書）を短期間に電子データ化（住民基本台帳マスター及び賦課マスター）をする業務である。

（2）契約の状況

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく特命随意契約である。

令和2年12月25日から令和3年3月31日までの業務委託契約を株式会社東日本計算センターと令和2年12月23日に締結している。

（3）委託の理由

賦課計算の基となる大量の紙データ（給与支払報告書及び年金支払報告書）を短期間に電子データ化（住民基本台帳マスター及び賦課マスター）するためである。

(4) 随意契約の理由及び委託業者の選定

市情報セキュリティポリシーにおいて、「個人情報を取扱う業務を委託する場合は、委託業者の選定にあたり、プライバシーマーク制度等の認証や I S N S 適合性評価制度等の情報セキュリティに関する企画制度の認証を有する事業者を優先しなければならない。」(市情報セキュリティ対策基準 10-1-(1)-②、③)と定められており、当該認証を有する市内の事業者は 2 者である。そのうち市民税課が希望する期間内に処理できる体制を有し、当該業務を遂行できる事業者は「株式会社東日本計算センター」1 者のみであることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、随意契約にて契約を締結するものである。

(5) 契約金額

予定価格と契約金額との比率は、100%である。

【指摘】 予定価格について

現在の予定価格は、入札予定業者 1 者からの見積書に基づいている。市では当該見積書により予定価格を設定し、入札予定業者も当初の見積書記載の金額で入札している。入札予定業者とは 15 年超に渡って契約を締結しており、予算要求時には過去 3 年間の実績平均によっている等の算定も行っている。また、委託業務への体制を有していないことから選定されていないが、当初の市内事業者は 2 者となっている。設計書作成のために複数の参考見積書を入手する方法も検討すべきである。

17 平成 33 基準年度 いわき市固定資産宅地評価業務委託（債務負担行為）

委託業務名	平成 33 基準年度 いわき市固定資産宅地評価業務委託（債務負担行為）
部局名	財政部
所属名	資産税課
契約方法	指名競争入札
指名競争入札の場合の理由	地方自治法施行令第 167 条第 1 号
契約金額	56,160,000 円（3 年度分）
令和 2 年度決算額	19,504,800 円（令和 2 年度分）
単年度契約か、複数年度契約か	複数年度契約（平成 30 年度～令和 2 年度）
令和 2 年度末現在における、同一契約先との契約年数	15 年超
委託先	朝日航洋株式会社郡山支店
指名業者数	5 者
契約年月日	平成 30 年 5 月 22 日
契約完成期限	令和 3 年 3 月 16 日

（1）事業及び委託業務の概要

本委託は、平成 33 年基準年度の固定資産評価替えの事務計画に基づき、専門的立場からいわき市の宅地評価の基礎資料の作成、及びいわき市の宅地評価に対するコンサルティングや助言等を含めて、いわき市の宅地評価業務を支援するものである。

（2）契約の状況

地方自治法施行令第 167 条第 1 号に基づく指名競争入札である。

指名業者は 5 者で、そのうち朝日航洋株式会社郡山支店が最低価格で落札し、平成 30 年 5 月 22 日に契約を締結している。

(3) 指名業者の選定

入札参加資格者のうち、次の要件を全て満たす事業者から、5 者を選定している。
その選定にあたっては、委託後の不測のトラブルを回避する等の観点から、事業実績（良好な履行実績など）、事業規模、事業者特性などを考慮している。

- ・ 測量、土地評価及び不動産鑑定のいずれの業務も対応可能であること。
- ・ 県内に本社又は支店若しくは営業所を有し、県内の不動産事情に精通していること。
- ・ 過去に地方公共団体において固定資産評価に係る業務を行った実績があること。

上記の、市による業者選定数（5 者）や指定業者の選定基準については、いわき市の「役務的業務委託に関する契約事務の指針」に則ったものであり、妥当と判断する。

(4) 委託の理由

宅地評価を実施するのはいわき市であるが、いわき市が論理的根拠のある評価額を算定するのには、専門家による適正な宅地評価の基礎資料を整備する必要がある。

また、いわき市が行う土地評価の内容を専門的・客観的視点から分析・助言することにより、業務の適正化・公平化が図られる。

上記の理由により第三者に委託するものである。

(5) 指名競争入札とした理由

当該業務委託は、固定資産税等の税額算出の基礎となる土地の評価に係る業務を委託するものであり、事業者の選定に際しては、高い専門性と精度が求められることはもちろんのこと、県内に拠点を有し地域の不動産事情に精通していること、過去に地方公共団体において同様の業務実績を有すること等を要件としている。

しかしながら、それらを満たす事業者はおのずと限られてくること、また、一般競争入札の場合、これらの要件を満たさない不良・不適格事業者を完全に排除することが現実的には難しいこと、これらの理由から、本業務委託では指名競争入札を採用している。

(6) 契約金額

予定価格と契約金額との比率は 93%程度であり、予定価格を下回る金額で契約が締結されている。なお、予定価格は単独の参考見積書をもとに算定している。

委託契約書によると、契約金額の各年度の支払限度額は下記のとおりである。各年度の配分は落札額（3 年分）に、設計額（3 年分）の各年度の設計額の割合を乗じて算出している。

（平成 30 年度 39%、平成 31 年度 26%、令和 2 年度 35%）

支払年度	支払限度額（円）
平成 30 年度	22,010,400
平成 31 年度	14,664,800
令和 2 年度	19,504,800
合計	56,160,000

18 固定資産現況調査データ更新業務委託

委託業務名	固定資産現況調査データ更新業務委託
部局名	財政部
所属名	資産税課
契約方法	随意契約
随意契約の場合の理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約金額	25,080,000 円
令和2年度決算額	25,080,000 円
単年度契約か、複数年度契約か	単年度契約
令和2年度末現在における、同一契約先との契約年数	15 年超
委託先	株式会社パスコ福島支店
見積入手業者数	1 者
契約年月日	令和2年5月11日
契約完成期限	令和3年3月25日

(1) 事業及び委託業務の概要

本業務は、市が固定資産の課税客体（土地・家屋）を的確かつ効率的に把握する基礎資料とするため、毎年賦課期日時点（1月1日現在）の土地・家屋データを更新し、地番図及び家屋図を現況に合致させるものである。更新した地番図及び家屋図のデータは全庁的に利用される。

(2) 契約の状況

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく特命随意契約である。

(3) 委託の理由

土地・家屋データを更新するには、土地の分合筆や家屋異動等で発生した図形データが更新できるソフト（PasCAL 固定資産管理システム）を用いて処理する必要がある。本ソフトは株式会社パスコが開発したものであり、開発者でしか本ソフトの取り扱いができない。したがって、株式会社パスコに業務を委託している。

(4) 随意契約の理由及び委託業者の選定

土地・家屋データを更新するには、土地の分合筆や家屋異動等で発生した図形データが更新できるソフト（PasCAL 固定資産管理システム）を用いて処理する必要がある。本ソフトは株式会社パスコが開発したものであり、開発者でしか本ソフトの取り扱いができない。したがって、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号のうち「特定の者と契約しなければ、契約の目的を達成することができない業務」であるとして、株式会社パスコと随意契約している。

(5) 契約金額

予定価格と契約金額との比率は 93%程度であり、予定価格を下回る金額で契約が締結されている。

なお、過去の契約金額（税込）の推移は次のとおりである。

- ・平成 30 年度：23,004,000 円
- ・平成 31 年度：23,100,000 円
- ・令和 2 年度：25,080,000 円

(6) 予定価格の設定

予定価格は「令和 2 年度 設計業務委託等技術者単価」をもとに技術者の職種ごとの基準日額（円）に予定作業日数を乗じて、いわき市が積算計上して設定している。

市は委託先より月に 1 回「工事現況報告書」を入手し業務の進捗を確認しており、業務実施後には委託先より「業務完了報告書」、「成果品納品書」を入手しているが、技師らの作業報告書や日報などは入手していない。

今後の予定価格の設定に役立てるためには、事後的に技術者の作業報告書や日報などを入手して、予算実績比較を検討するのが望ましい。

【意見】 予算実績比較の検討について

予定価格は市が技師種別ごとの基準日額（円）に予定作業日数を乗じて、いわき市が積算計上して設定しているが、業務実施後に技師らの作業報告書や日報などは入手していない。

今後の予定価格の設定に役立てるためには、委託先から技師らの作業報告書や日報などを入手して、予算実績比較の検討をすることが望ましい。

19 令和3基準年度時点修正業務委託

委託業務名	令和3基準年度時点修正業務委託
部局名	財政部
所属名	資産税課
契約方法	随意契約
随意契約の場合の理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約金額	12,172,160円
令和2年度決算額	12,172,160円
単年度契約か、複数年度契約か	単年度契約
令和2年度末現在における、同一契約先との契約年数	15年超
委託先	公益社団法人福島県不動産鑑定士協会
見積入手業者数	1者
契約年月日	令和2年10月15日
契約完成期限	令和2年12月3日

(1) 事業及び委託業務の概要

令和3年度の土地に係る固定資産税評価額の算定基礎となる市内1,216地点の標準宅地について、令和2年1月1日から令和2年7月1日までの宅地の価額の下落状況を把握するための不動産評価業務を委託している。

(2) 契約の状況

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく特命随意契約である。

(3) 委託の理由

固定資産評価基準により、宅地の価額については「不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価等を活用」することとされているため。

（４）随意契約の理由及び委託業者の選定

固定資産評価基準により、「不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価から求めた価格を活用するに当たっては、全国及び都道府県単位の情報交換及び調整を十分に行う」とされており、当該条件を満たす委託先は、全県的な組織であり、県内各所の不動産の価格事情に精通する公益社団法人福島県不動産鑑定士協会だけである。

また、いわき市の不動産価格に精通する固定資産鑑定評価員（不動産鑑定士）６名は全て同協会に所属しており、同協会に委託することで、これらの鑑定士全員に協力を要請することができ、より精度の高い鑑定結果が期待できる。

以上のことから、令和３基準年度時点修正業務委託については、「経験・知識を特に必要とする場合、又は現場の状況に精通した者に施工させる必要があること」であり、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」を適用し、公益社団法人福島県不動産鑑定士協会と随意契約を締結している。

市の随意契約の理由について、上記（３）委託の理由にあるように、宅地の価額については「不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価等を活用」する必要があるため、県内の不動産の価格事情に精通しているのは公益社団法人不動産鑑定士協会だけであることから、１者随意契約を行うものと判断した。

（５）予定価格の設定

予定価格の基礎となる設計金額は、標準宅地１地点当たり単価９,１００円（税抜き）に地点数１,２１６地点を乗じた金額である。

上記金額は、委託先である社団法人福島県不動産鑑定士協会からの見積額によっており、契約額は当該見積額と同額である。契約締結にあたって、複数の者から見積書を入手しておらず、見積書入手は委託先１者のみとなっている。

いわき市財務規則第１２９条では、随意契約では２人以上の者から見積書を入手することを原則としているが、同条ただし書において例外として２人以上の見積書の入手を省略できる場合を規定し、「随意契約の事務取扱について」（以下「取扱」という。）においてその詳細を定めている。

この点、同協会は、前途の（４）に記載のとおり、委託業者としての条件を満たす唯一の委託先であり、本契約は取扱３の「その制作または販売が特定の者に限られている契約」に該当することから、２人以上の見積書の入手を省略できるものとする。

また、委託先からの標準宅地１地点当たり単価の見積額の妥当性について、市では他市との比較をしてその妥当性を判断しているが、他市の単価と比較して、委託先からの見積単価は大きく乖離するものではなく、妥当な金額であると判断した。

20 入札・契約管理システム関連機器更新作業業務委託

委託業務名	入札・契約管理システム関連機器更新作業業務委託
部局名	財政部
所属名	契約課
契約方法	随意契約
随意契約の場合の理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約金額	3,180,423 円
令和2年度決算額	3,180,423 円
単年度契約か、複数年度契約か	単年度契約
令和2年度末現在における、同一契約先との契約年数	1年以内（但し、別途契約している同システム保守業務委託は5年超10年以内）
委託先	株式会社東日本計算センター
見積入手業者数	1 者
契約年月日	令和2年5月1日
契約完成期限	令和2年7月31日

（1）事業及び委託業務の概要

令和2年6月30日をもってサポート期間が終了となる機器（FAXサーバ・バックアップ装置）について、機器の調達（現在使用中のソフトウェアの環境に適合する機器の選定作業を含む）及び更新に伴う本体サーバとの連携作業及びプログラム改修・構築作業の委託業務を行う。

なお、入札・契約管理システムとは、契約課等が行う工事の請負（工事に係る測量等の委託も含む）や物品の購入に伴う入札・契約事務、入札参加資格者のデータ管理、工事検査課で行っている検査事務を電算化し、連携させているシステムで、入札・契約に関する一連の帳票出力や指名業者へのFAX送信機能、入札参加有資格者の登録情報の管理、工事の検査調書等の作成や検査台帳の管理などを行っている。

（2）契約の状況

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく特命随意契約である。

（3）委託の理由

システムの更新に伴う改修等を行う業務であり、システムに係る専門的な知識・能力を要し、市において実施することが困難であるため。

(4) 随意契約の理由

入札・契約管理システム関連機器更新作業業務委託は、稼働中であるシステムに対し、限られた期間内で実施する必要があるため、作業中に不具合等が生じた場合には、それらの原因を早急に解明し、その不具合を解消する必要があることから、同システムのデータベース構成、ソフトウェアプログラム等の詳細を把握していることが前提となる。また、当該業務は稼働中のシステムに関わるものであることから、作業後にこれらの動作を速やかに検証するテスト環境等が整備されていることが必要不可欠である。これらの条件を満たし、かつ、十分な保守体制を有しているのは、同システムの開発者である株式会社東日本計算センターのみであり、他社では対応不可能であることから、同社と契約を締結するものである。

本システムは、平成 21 年度にプロポーザル方式で選定された株式会社東日本計算センターにより構築・導入されたシステムであり、システムの設計等に関することは非開示情報となり、他者において、当該システムに最適な機器を選定することは困難であること、また、他者が更新作業を実施し、作業中に不具合が生じた場合において、責任の所在が曖昧となることから、本システムを構築した株式会社東日本計算センターを選定したもののことである。

(5) 予定価格の設定

設計金額は、委託先である株式会社東日本計算センターからの見積額によっている。当該見積額の妥当性については、情報政策課や I C T コーディネーターからの評価は得ていないが、機器単価等については、市場価格をインターネットで確認している。

2 1 いわき市公共施設再編手法検討調査業務委託

委託業務名	いわき市公共施設再編手法検討調査業務委託
部局名	財政部
所属名	施設マネジメント課
契約方法	随意契約（公募型プロポーザル方式）
随意契約の場合の理由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
契約金額	12,980,000 円
令和 2 年度決算額	12,980,000 円
単年度契約か、複数年度契約か	単年度契約
令和 2 年度末現在における、同一契約先との契約年数	1 年未満
委託先	パシフィックコンサルタンツ株式会社福島事務所
見積入手業者数(プロポーザル参加者数)	2 者
契約年月日	令和 2 年 10 月 16 日
契約完成期限	令和 3 年 3 月 12 日

（1）事業及び委託業務の概要

いわき市では、「いわき市公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設の適正配置・適正規模化に向け、施設の複合化・集約化などによる公共施設の再編について検討を進めているところである。今後、具体的な施設再編手法を検討するにあたり、民間活力の活用による複合化や既存施設を活用した複合化に係る諸条件の調査・検証が必要であることから、当該業務について、専門的な知識・経験等を有する事業者に委託し、効果的な公共施設再編手法の調査・分析等を行うものである。

- ① 民間活力導入基礎調査・・・公共施設の複合化による再編を進める上で、民間活力の活用による効果的な整備手法を検討するため、民間活力の導入に係る条件や効果等の基礎情報を調査する。
- ② 既存施設活用基礎調査・・・老朽化している公共施設について、既存施設を活用した複合化による再編を進めていくため、既存施設の劣化状況及び複合化に係る関係法令等をはじめとする諸条件等について調査する。

（2）契約の状況

公募型プロポーザル方式による随意契約である。

(3) 委託の理由

建築、民間活力導入等に関する専門的知識、経験が必要となるため。

(4) 委託業者の選定

公募型プロポーザル方式によっているが、プロポーザル参加者は2者である。なお、プロポーザルの参加個別要件として以下の事項が設けられている。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 一級建築士事務所として登録を有する者であること② 過去10年間で公共施設における民間活力導入に係る調査業務又は類似業務を国・地方公共団体から受託した実績があること |
|--|

上記要件は、過度に参加を制約するものではなく、本業務を実施するための必要要件と考えられる。

(5) 予定価格の設定

プロポーザルの提案限度額の設定に際しては、委託先であるパシフィックコンサルタンツ株式会社福島事務所より参考見積を入手している。

2 2 いわき市立高久保育園・夏井保育所園舎改築工事設計委託

委託業務名	いわき市立高久保育園・夏井保育所園舎改築工事設計委託
部局名	こどもみらい部
所属名	こどもみらい課
契約方法	条件付一般競争入札
契約金額	18,150,000 円
令和 2 年度決算額	18,150,000 円
単年度契約か、複数年度契約か	単年度契約
令和 2 年度末現在における、同一契約先との契約年数	—
委託先	株式会社邑建築事務所
入札参加者数	3 者
契約年月日	令和 2 年 5 月 28 日
契約完成期限	令和 3 年 3 月 19 日

(1) 事業及び委託業務の概要

渚保育所、白土保育所、あさひ保育園以降の耐震化について、平成 30 年 9 月に策定した「いわき市教育・保育施設（公立）の整備のあり方」実施方針に基づき進めるものであり、本委託業務は、高久保育園、夏井保育所の統合に伴う保育園園舎の改築工事に係る設計業務を委託するものである。当該建替事業の期間は令和 2 年度～令和 5 年度までが予定されている。

「いわき市教育・保育施設（公立）の整備のあり方」実施方針において、公立保育所の基本的な方向性として、現在の施設数を維持することとし、全体的に老朽化が進んでいることから耐震化について可能な限り早急に対応することとしている。その中で未耐震の施設として高久、夏井保育所が掲げられており、さらに、統合・単独整備の選定について、「両施設とも老朽化している場合で、同一地域内に公立保育所がある場合は、児童の状況などを勘案し、単独整備か統合かを選定する」とされている。

改築に当たっての施設条件は以下の通りである。

- ・延床面積： 800 m²程度
- ・構造： 鉄骨造 2 階建て
- ・人数： 80 名（0 歳児：9 名、1 歳児：12 名、2 歳児：12 名、3 歳児：15 名、4 歳児：16 名、5 歳児：16 名）

今回の改築における施設条件は定員 80 名とされているが、過去 5 年間に於いて、高久、夏井保育所の入所児童数がそれぞれ 35 名程度の合計 70 名程度で推移していること、また、新たに 0 歳児の受け入れを行うこととし、80 名と設定した。

(2) 契約の状況

条件付き一般競争入札による。

(3) 委託の理由

建築物の設計業務には専門的な知識・能力が必要となるため。

(4) 委託業者の選定

条件付き一般競争入札により、入札参加者は 3 者である。なお、入札参加条件として以下の事項が設けられている。

- | |
|---|
| <p>① 地域要件： いわき市内に本店を有する者であること</p> <p>② 登録業務資格要件： 令和 2 年度いわき市入札参加有資格者名簿において建築一般に登録し、建築士法に基づく 1 級建築士事務所登録をしていること</p> <p>③ 業務実績： 平成 17 年 4 月 1 日以降に元請として、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で延床面積が 420 m²以上の保育所園舎、認定こども園園舎、幼稚園園舎又は小・中・高等学校校舎の基本及び実施設計（新築又は改築に限る）を完了した経験があること</p> |
|---|

上記条件は、過度に参加を制約するものではなく、本業務を実施するための必要条件と考えられる。

(5) 予定価格の設定

予定価格は市が独自に積上計算している。

2 3 令和2年度保育所等利用調整A Iシステム導入業務委託

委託業務名	令和2年度保育所等利用調整A Iシステム導入業務委託
部局名	こどもみらい部
所属名	こども支援課
契約方法	随意契約（公募型プロポーザル方式）
随意契約の場合の理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約金額	7,593,476 円
令和2年度決算額	7,593,476 円
単年度契約か、複数年度契約か	単年度契約
令和2年度末現在における、同一契約先との契約年数	1 年以下
委託先	日本電気株式会社郡山支店
見積入手業者数(プロポーザル参加者数)	2 者
契約年月日	令和3年1月18日
契約完成期限	令和3年3月5日

（1）事業及び委託業務の概要

児童福祉法に基づき、保育所等の利用にあたって、いわき市が行う利用調整業務について、A Iシステムの導入により業務効率化及び市民サービスの向上を図るものである。

具体的には以下に掲げる業務を自動化（目視での確認やボタン押下等の軽微な作業を除く）するため、A Iシステム（AI、AI-OCR、パソコン）を導入する。

- ① いわき市が紙媒体からPDF形式に変換した「子どものための教育・保育給付認定申請書」をCSV形式に変換
- ② ①で作成したデータにいわき市で定めた基準に基づく児童毎の点数を追加
- ③ ②で作成したデータに記載されている児童毎の情報（希望施設、点数、兄弟姉妹の利用状況等）といわき市が提供する保育所等の利用可能人数に関する情報に基づき児童毎の保育所等利用の可否を判定

また、想定する導入効果は、以下の通りとされている。

① 業務時間と人件費の削減

4月からの利用に係る申込みを対象とした効果は、業務時間で約1,773.5時間削減、人件費で約3,680千円削減と試算されている。

② 市民サービスの向上

- i) 申請保護者に対して、利用調整結果を早期にお知らせすることが可能となることで、待機となった保護者などは他の施設利用等を早期に検討することができる。
- ii) 福祉行政を所掌する各地区保健福祉センターにおける業務負担が軽減されることで、児童福祉のみならず、他の福祉行政サービスを向上させることができる。

導入コスト（補助金控除後）及び5年間の運用保守コスト（見込）の合計は20,720千円であり、上記人件費削減効果（5年分）は18,450千円とコストを下回るものの、市民サービスの向上の効果等を鑑みると、コストに見合う導入効果があると考えられる。

（2）契約の状況

以下の理由から公募型プロポーザル方式によるものである。

「本業務は、AI等の機器を活用し、児童福祉法に基づく利用調整業務の効率化による市民サービスの向上を図ることが目的であるため、保育所等に関する各種制度への理解度のほか、個人情報の保護や市民サービスとしての公平性の観点など、高い倫理観も求められることから、価格のみならず、事業者の経験や実績、企画・提案力などを総合的に評価することができる公募型プロポーザル方式を採用する。」

（3）委託の理由

システム構築には専門的な知識・能力を必要とするため。

（4）委託業者の選定

公募型プロポーザル方式によっているが、プロポーザル参加者は2者である。なお、プロポーザルの参加個別要件としては、いわき市入札参加有資格者名簿に登録されていることなどであり、特別な要件は設定されていないが、提案書に記載する内容として、他自治体への納入実績などを求めている。これらの内容は本件業務の委託先選定に際して必要なものであり、過度に参加を制約するものはないと考えられる。

(5) 予定価格の設定

プロポーザルの提案上限額は以下の項目に設定されている。

- | |
|---------------------------|
| ① 保育所等利用調整 A I システム導入業務委託 |
| ② 本システムに関する運用保守業務委託 |

提案上限額の設定に際しては、導入業務委託について 2 者から見積書を入手し、見積額の高い者の見積額をもって提案上限額とするとともに、運用保守業務委託については導入業務委託の見積額の高い者から見積書を入手し、当該見積額をもって提案上限額としている。

【意見】 プロポーザル審査会での質疑の議事録の作成について

いわき市においては「いわき市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」という)において、プロポーザル方式による選定手続における基本的な事項を定めるとともに、ガイドラインにおいて、各プロポーザルに係る実施要領を策定するものとされている。

ガイドライン及び本業務に係る要領において、プレゼンテーション時に行われる提案者との質疑応答について記録を残すことを求めている。

本件業務に係る提案書を閲覧したところ、落選となった事業者の提案内容には、いわき市にとって作業の効率化につながるとされる追加的な提案が記載されていた。市担当者に当該提案内容をどのように評価したのか質問したところ、プレゼンテーション時に審査委員から当該提案内容について提案者に対して質問したものの、提案者から明確な回答が得られなかったことから、当該提案内容については評価対象としていないとの回答を得た。

審査委員会の審議過程の客観性を担保するために、質疑応答内容についても記録を行うことが望ましいと考える。

2 4 児童手当システム番号制度対応改修業務委託

委託業務名	児童手当システム番号制度対応改修業務委託
部局名	こどもみらい部
所属名	こども家庭課
契約方法	随意契約
随意契約の場合の理由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
契約金額	5, 150, 200 円
令和 2 年度決算額	5, 150, 200 円
単年度契約か、複数年度契約か	単年度契約
令和 2 年度末現在における、同一契約先との契約年数	5 年超 10 年以下
委託先	富士通株式会社いわき支店
見積入手業者数	1 者
契約年月日	令和 2 年 4 月 1 日
契約完成期限	令和 2 年 9 月 30 日

(1) 事業及び委託業務の概要

社会保障・税番号制度における他機関との情報連携に用いるデータ標準レイアウトについては、毎年 1 回年次改版を行うこととされており、令和 2 年 6 月に実施予定の改版における児童手当情報に係る連携項目の追加・変更に対応するため、既存の児童手当システムの改修等を実施するものである。

(2) 契約の状況

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づく特命随意契約である。

(3) 委託の理由

システムの改修業務については専門的能力を要し、市において実施することが困難であるため。

（４）随意契約の理由

当該システムは、児童手当・児童扶養手当に係る業務を行うに当たり必要不可欠なものであるため、常時安定稼働が求められる。当該システムは、富士通株式会社により開発されたものであり、システムの改修に当たっては専門的な知識を要し、開発業務を請け負った業者にのみシステム改修業務が可能であることから、富士通株式会社いわき支店と随意契約する。

特命随意契約であり、競争原理が働いているとはいえないが、上記の理由からやむを得ないものと考えられ、また、以下の通り、予定価格の設定に際して委託先から入手した見積書についてはＩＣＴコーディネーターによる精査が行われており、競争原理を一定程度補完しているものとする。

（５）予定価格の設定

設計金額は、委託先である富士通株式会社からの見積額に基づいている。当該見積額の妥当性については、情報政策課を通してＩＣＴコーディネーターに見積の精査依頼を行い、精査している。

2 5 国勢調査用品仕分け・保管・配送業務委託

委託業務名	国勢調査用品仕分け・保管・配送業務委託
部局名	総合政策部
所属名	政策企画課
契約方法	指名競争入札
指名競争入札の理由	地方自治法施行令第 167 条第 1 号
契約金額	4,453,252 円
令和 2 年度決算額	4,453,252 円
単年度契約か、複数年度契約か	単年度契約
令和 2 年度末現在における、同一契約先との契約年数	1 年以下
委託先	佐川急便株式会社南東北支店
指名業者数	9 者
契約年月日	令和 2 年 6 月 5 日
契約完成期限	令和 2 年 9 月 30 日

(1) 事業及び委託業務の概要

令和 2 年国勢調査の実施に際し、総務省統計局等から大量に送付される調査票等の関係書類及び用品について、特定の場所で一時保管の上、調査区等ごとに仕分けし、調査員宅、各支所等への配送を行うものである。

(2) 契約の状況

指名競争入札によるものである。

(3) 委託の理由

国勢調査は 5 年に 1 度行われるものであり、市内全世帯を対象としていることから、業務量が多く、市で実施することが困難であるため。

(4) 指名競争入札の理由

地方自治法施行令第 167 条第 1 号（工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき）によるものである。

(5) 委託業者の選定

指名業者は、令和2年度入札参加有資格者名簿（役務提供の部）において、業種が「運送業」の市内、準市内、市外の全14業者のうち、履歴事項全部証明書の事業目的欄に「倉庫業」と記載のある9者を選定している。「倉庫業」の理由は物品の保管業務が生じるためである。これらの業者指名要件は、本件業務実施に必要な要件であり、過度に入札参加を制限するものではないと考えられる。

(6) 予定価格の設定

予定価格は3者から見積書入手し、最も低い業者の見積金額を予定価格として設定しており、特段の問題は認められない。

(7) 契約変更の状況

本契約については以下の通り契約変更が行われている。

変更契約日	変更内容	変更理由
R2/6/19	業務内容： 封入作業及びラベルシール貼付け作業を追加 契約期間： （変更前）R2/6/5～R2/9/4 （変更後）R2/6/5～R2/9/30 契約金額（税込）： （変更前）3,830,248円 （変更後）4,453,252円 （623,004円増）	原契約締結後、調査員による調査票の誤配布を未然に防ぎ、かつ調査員の負担を軽減する方法を検討した結果、受託者による仕分け時点において、各世帯に配布する封筒の中に、調査区番号等を一致させた書類をあらかじめ収納すること、また、調査員が記載・作成する調査世帯一覧についても、同じ調査区分を一つにまとめ、クリアファイルに収納することで、誤使用を防ぐ効果が期待できることから、これら当初の仕様にはなかった作業工程を追加するもの。なお、当該委託に係る予算は5,544,807円であり、予算の範囲内であること、変更に係る増減額についても、左記の通り623,004円と原契約金額の16%となっており、適正な範囲での変更と判断するもの。

担当者に変更の経緯を質問した結果、当初の基本的な仕様は前回（平成 27 年）を参考に作成しており、当初は調査員に前回同様に封入を行ってもらう予定でいた。しかし、当時新型コロナウイルス感染症による感染拡大の影響が進む状況下において、並行して進めていた調査員の確保に苦慮しており、調査員及び担当調査区が確定しないと、調査員毎の仕分け・発送作業ができない状態となる。このため、調査員への物品配送の後ろ倒しも考慮し、当初の契約期間を延長するのに合わせて、調査員が物品到着後、スムーズに調査事務に移行でき、かつ誤配布を極力減らすことができるよう、事務の見直しを行い、変更に至ったものであるとのことである。

また、業務の変更により契約金額が 623 千円増額されているが、令和 2 年 4 月に総務省から調査書類封入作業を委託する場合には、調査員報酬を減額し、委託料に流用する旨の通知があり、いわき市における調査員報酬減少額は 3,224 千円と試算されており、委託金額の増加金額を上回っている。

以上の点から、契約変更はやむを得ない事情によるものであり、変更内容について特段問題となる点はないと考えられる。

26 ふるさと納税（さとふる）返礼品等、ふるさと納税（さとふる）支援業務委託

委託業務名	ふるさと納税（さとふる）返礼品等、ふるさと納税（さとふる）支援業務委託
部局名	総合政策部
所属名	創生推進課
契約方法	随意契約
随意契約の場合の理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約金額	寄付実績の12%＋消費税 返礼品：返礼品代金＋配送料＋消費税
令和2年度決算額	返礼品等：78,604,516円 支援業務：32,141,340円
単年度契約か、複数年度契約か	単年度契約
令和2年度末現在における、同一契約先との契約年数	1年超5年以下
委託先	株式会社さとふる
見積入手業者数	1者
契約年月日	令和2年4月1日
契約完成期限	令和3年3月31日

（1）事業および委託業務の概要

受託者が運営するふるさと納税に関するポータルサイト「さとふる」を利用したプロモーションにより、寄付者による委託者に対するふるさと納税が促進されることを目的とする。

委託者は、受託者に対し、以下の業務を委託し、受託者はこれを受託する。

- ① 「委託業務の内容」に掲げる業務
- ② 本サイトのシステムの保守、管理、運用業務
- ③ その他、前各号に関連して、委託者及び受託者間で別途合意した業務
 - ・ 寄付の受付等に係る業務
 - ・ 収納
 - ・ お礼品の購入及び寄付者への配送手配

(2) 契約の状況

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく特命随意契約である。

契約期間は令和2年4月1日から令和3年3月31日までであり、契約日は令和2年4月1日、業務完了報告書は毎月、翌々月5日までに報告し、受付実績は「実績報告書」を翌月5日までに報告する。

(3) 委託の理由

本業務は、ふるさと納税に関するポータルサイト「さとふる」の保守管理及び運用業務、また、当サイトを利用したいわき市ふるさと納税事業の推進を図るためのプロモーション業務を行うため。

(4) 随意契約とした理由

株式会社さとふるが管理運営する、ふるさと納税ポータルサイト「さとふる」を令和元年10月末より導入したことにより、寄付額も大幅に増となった。

また、「さとふる」は、各種メディア（TVCM、新聞等）のプロモーション実績もあり、全国的にも広く認知されている点で、さらなる寄付額の増加を図る観点からも、有効な媒体であると考えられる。併せて、返礼品の受発注や寄付者からの問い合わせ対応、サイト内のページ作成などの業務もパッケージとなっており、業務の効率化も見込まれると考えられる。

以上のことから、今年度においても、寄付受付等の管理及びプロモーション業務について、随意契約により委託するものです。

(5) 契約金額

業務委託料は寄付金額の12%で固定されている。

(6) ふるさと納税の収支状況について

ふるさと納税のポータルサイトについては、返礼品の登録数や集客力、前年度の実績、いわき市で導入している集計システムの利用の可否などを踏まえ検討しており、令和2年度については、「ふるさとチョイス」、「楽天」、「さとふる」、「JREモール」の4つのポータルサイトを活用しながら寄附金を募っている。

業務の委託については、2万件以上の寄附金受領に係る事務があることから、委託できる業務については、積極的に委託する方針となっている。

「ふるさと納税寄付受領額」は令和元年度対令和2年度比較で23%増加している。また、寄付受領額から市民税寄付控除額、地方交付税調整額、返礼調達等経費を考慮した「ふるさと納税収支」は令和元年度対令和2年度比較で8%増加している。

２７ 令和２年度いわき市テレビ広報番組制作放送業務委託

委託業務名	令和２年度いわき市テレビ広報番組制作放送業務委託
部局名	総合政策部
所属名	広報広聴課
契約方法	指名競争入札
指名競争入札の場合の理由	地方自治法施行令第 167 条第 1 号
契約金額	15,091,560 円
令和２年度決算額	15,091,560 円
単年度契約か、複数年度契約か	単年度契約
令和２年度末現在における、同一契約先との契約年数	１年以下
委託先	株式会社テレビユー福島
指名業者数	４者
契約年月日	令和２年４月３日
契約完成期限	令和３年３月３１日

（１）事業及び委託業務の概要

市内における旬な話題や、復興・創生に関連する市内の取組みなどを紹介するとともに、市政に関する情報を発信する番組の制作放送を委託するものである。番組形式は以下の通りである。

- ・ 番組名：「シルミルいわき」
- ・ 放送回数：年 12 回（毎月 1 回）
- ・ 放送時間：5 分
- ・ 放送時間帯：土曜日又は日曜日の特B帯 5 分（深夜を除く）

（２）契約の状況

指名競争入札によるものである。

（３）委託の理由

番組の制作・放送を行うものであり、市での実施が困難であるため。

(4) 指名競争入札の理由

地方自治法施行令第 167 条第 1 号（工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき）に基づくものである。当該委託業務は、市内の旬な話題や復興・創生に関連する取組みなどを、地上波のテレビ番組を通じて、広く県内に広報する目的で番組を制作するものであり、業務を遂行できるのは、県内民放の特定地上基幹放送事業者のみであるため。

(5) 委託業者の選定

当該委託業務は、市内の旬な話題や復興・創生に関連する取組みなどを、地上波のテレビ番組を通じて、広く県内に広報する目的で番組を制作するものであり、業務を遂行できるのは、県内民放の特定地上基幹放送事業者のみであるため、県内民放 4 者を選定している。

(6) 予定価格の設定

予定価格は指名業者である県内民放放送局 4 者から見積書を入手し、見積金額の平均をもって設計金額としている。

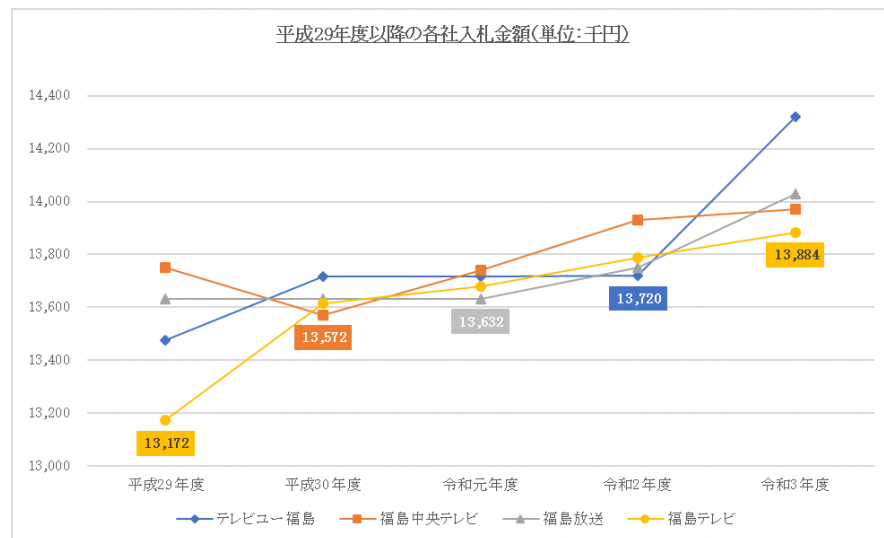
(7) 本委託業務及び本事業の評価

市担当者への質問の結果、平成 30 年度からの番組視聴率（年度平均）は以下の通りであり、関東地区における教育・教養・実用ジャンルの週間高世帯視聴率の第 10 位が 9.5%となっており、いわき市の広報番組においては、各年度においてバラつきはあるものの、1 桁台後半は平均して取れているので、概ね問題ないものと考えているとの回答であった。

平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度 (11 月放送分まで)
8.5%	7.1%	7.9%	8.3%

【意見】入札手続について

県内民放放送局 4 者を指名業者として、指名競争入札を経て業者を選定していることから、市の選定手続は妥当であると考えられる。しかし、以下のように、県内民放放送局 4 者が毎年入れ替わっている状況から、実質的に競争原理が働いているかについては疑問がある。



番組の放送については、県内民放 4 局に限定されるのはやむを得ないが、映像制作と番組放送を業務として区分して契約を行うこととすれば、映像制作については当該 4 者に限定されず、より競争原理を働かせることも考えられる。また、より広報効果を高めるために有効な提案を行った業者を選定するプロポーザル方式によることも考えられる。より競争原理を働かせるための手続を検討することが望まれる。

28 田人ふれあい館 灯油エンジンヒートポンプ点検業務委託

委託業務名	田人ふれあい館 灯油エンジンヒートポンプ点検業務委託
部局名	田人支所
所属名	—
契約方法	指名競争入札
指名競争入札の場合の理由	地方自治法施行令第 167 条第 1 号
契約金額	1,210,000 円
令和 2 年度決算額	1,210,000 円
単年度契約か、複数年度契約か	単年度契約
令和 2 年度末現在における、同一契約先との契約年数	10 年（保存期間 10 年につき、それ以前の契約状況を確認できず）
委託先	クレハ設備株式会社
指名業者数	7 者
契約年月日	令和 2 年 12 月 1 日
契約完成期限	令和 2 年 12 月 25 日

（1）事業及び委託業務の概要

本業務は、田人ふれあい館の灯油エンジンヒートポンプ 6 台について点検業務（うち 3 台については消耗部品交換を含む）を委託するものである。

（2）契約の状況

地方自治法施行令第 167 条第 1 号による指名競争入札である。

令和 2 年度入札参加資格者名簿（役務の提供の部）より登録番号 36（機器保守点検）を有する業者のうち、主たる事業所の所在地が勿来地区の業者 7 者を指名した。

応札業者は 4 者であり、そのうち最低価格で応札したクレハ設備株式会社を選定した。

（3）委託の理由

機器保守点検業務であり、専門的な知識が必要なため第三者に委託している。

(4) 指名競争入札とした理由

本業務については、

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 当館のエンジンヒートポンプ機器の管理・点検業務が確実にできること② いわき市南西部の中山間地域に位置する当館（施設）において、故障等の緊急時において迅速な対応が可能であること |
|--|

を受託者には求められることから、いわき市入札参加資格者名簿（役務の提供の部の指定業種「機器保守点検業務」に登載され、かつ、主たる事業所の所在地が（田人地区に隣接する）勿来地区にある事業者から選定する指名競争入札としている。

(5) 予定価格

予定価格は単独の参考見積書をもとに算定している。

29 鹿島台団地9号線道路災害復旧業務委託

委託業務名	鹿島台団地9号線道路災害復旧業務委託
部局名	小名浜支所
所属名	経済土木課
契約方法	指名競争入札
指名競争入札の場合の理由	地方自治法施行令第167条第1号
契約金額	7,315,000 円
令和2年度決算額	7,315,000 円
単年度契約か、複数年度契約か	単年度契約
年度末現在における同一契約先の契約年数	1年以下
委託先	丸長建設工業株式会社
指名業者数	10 者
契約年月日	令和2年11月18日
契約完成期限	令和3年2月26日

(1) 事業及び委託業務の概要

本業務は、令和元年10月25日に発生した大雨により、市道鹿島台団地9号線の法面が崩落したことから、土砂の撤去業務を行うものである。

(2) 契約の状況

地方自治法施行令第167条第1号による指名競争入札である。

指名した10者のうち応札業者は8者であり、そのうち最低価格で応札した丸長建設工業株式会社と契約した。

(3) 委託の理由

災害復旧業務であり、専門的な知識や技術が必要なため第三者に委託している。

(4) 指名競争入札とした理由

本工事は、令和元年東日本台風により崩落した法面を復旧するものであり、生活環境の改善及び通行の安全確保を図ると共に、復旧の迅速性も求められるが、一般競争入札によると手続きに時間がかかり復旧が遅れる恐れがあるため、指名競争入札としている。

(5) 指名業者選定の方法

小名浜地区のとび・土工・コンクリート工事に登録している全 58 者のうち、地域性を考慮した 10 者を指名している。具体的な指名者の選定方法について担当者にヒアリングしたところ、主な所在地が地図上で最も近い順に 10 者を抽出したとの回答であった。現場の近隣の業者を指名した理由については、災害復旧工事であり緊急性・迅速性が求められること、現場の状況に深く精通する業者を選定する必要があること、現場の地域住民とコミュニケーションが取れて工事に対する理解や協力が得られやすいことを挙げている。

(6) 契約金額

契約金額と予定価格との比率は 99%程度であり、予定価格を下回る金額で契約が締結されている。

(7) 予定価格の設定

予定価格は、令和 2 年度福島県土木事業単価表をもとに、技師種別ごとの基準日額（円）に予定作業日数を乗じて、福島県が制定している土木工事標準積算基準を適用して積算しているが、業務実施後に技師らの作業報告書や日報などは入手していない。

今後の予定価格の設定に役立てるためには、委託先から技師らの作業報告書や日報などを入手して、予算実績比較の検討をすることが望ましい。

【意見】 予算実績比較の検討について

予定価格は市が技師種別ごとの基準日額（円）に予定作業日数を乗じて、福島県が制定している土木工事標準積算基準を適用して積算しているが、業務実施後に技師らの作業報告書や日報などは入手していない。

今後の予定価格の設定に役立てるためには、委託先から技師らの作業報告書や日報などを入手して、予算実績比較の検討をすることが望ましい。

30 窪根・君田線測量調査設計委託

委託業務名	窪根・君田線測量調査設計委託
部局名	勿来支所
所属名	経済土木課
契約方法	指名競争入札
指名競争入札の場合の理由	地方自治法施行令第 167 条第 1 号
契約金額	66,261,800 円
令和 2 年度決算額	66,261,800 円
単年度契約か、複数年度契約か	単年度契約
令和 2 年度末現在における、同一契約先との契約年数	1 年超 5 年以下
委託先	赤津測量設計株式会社
指名業者数	13 者
契約年月日	令和 2 年 1 月 21 日
契約完成期限	令和 3 年 2 月 3 日

(1) 事業及び委託業務の概要

窪根・君田線道路改良工事に先立ち、測量調査設計業務を起工するもの。窪根・君田線は県が整備を進めている、ふくしま復興再生道路の一つである小名浜道路の整備に伴う地区内のアクセス道路であるが、道路幅員が狭く、道路線形が悪いことから、道路構造令に基づき、道路拡幅や道路線形を見直し、安全安心に車両が通行できる道路整備を行うものである。

(2) 契約の状況

指名競争入札によるものである。

(3) 委託の理由

測量・設計業務には専門的な知識・能力が必要となるため。

(4) 指名競争入札の理由

地方自治法施行令第 167 条第 1 号（工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき）によるものである。

(5) 委託業者の選定

指名競争入札における指名業者は 13 者であり、測量・地質調査及び設計業務の資格を有する市内全 13 者を選定している。

(6) 予定価格の設定

予定価格は市が独自に積上計算を行った設計金額により設定している。

(7) 契約変更の状況

本契約については以下の通り 2 回の契約変更が行われている。

変更契約日	変更内容	変更理由
R2/3/18	工期： (変更前) R2/1/23～R2/3/19 (変更後) R2/1/23～R2/12/18 契約金額： 変更無し	関係地権者及び関係機関（県）との協議に時間を要しており、年度内完了が困難であることから工期を延長している。
R2/12/17	工期： (変更前) R2/1/23～R2/12/18 (変更後) R2/1/23～R3/1/29 契約金額（税込）： (変更前) 58,300,000 円 (変更後) 66,261,800 円 (7,961,800 円増)	橋梁詳細設計において、河川協議の結果、計画橋梁延長が伸びたことから、上部工詳細設計の内容を変更している。また、護岸詳細設計について、小名浜道路建設計画の資料に基づき行うこととしていたが、断面等の見直しが必要となったことから、護岸予備設計を追加している。さらに、測量及び地質調査において、設計と現況に相違があることから、実施数量により変更するもの。なお、業務内容の増加に伴い、工期を延長している。

担当者への質問の結果、道路改良工事については通常、市において道路線形などの概略を決定し、地権者等の関係者に概略を説明して事業が開始されるが、その後の詳細設計（本件業務）を受けて用地の買収や構造物の変更などについて関係者との具体的な調整を行い、調整結果を受けて詳細設計の見直し等を行うことになるため、契約当初において工期や作業内容を確定させることが難しく、本件業務における契約変更も同様であるとのことであった。

3 1 下浅貝・亀ノ尾線道路改良測量設計業務委託

委託業務名	下浅貝・亀ノ尾線道路改良測量設計業務委託
部局名	常磐支所
所属名	経済土木課
契約方法	指名競争入札
指名競争入札の場合の理由	地方自治法施行令第 167 条第 1 号
契約金額	4,554,000 円
令和 2 年度決算額	4,554,000 円
単年度契約か、複数年度契約か	単年度契約
令和 2 年度末現在における、同一契約先との契約年数	1 年以下
委託先	株式会社 地質基礎
指名業者数	10 者
契約年月日	令和 2 年 8 月 27 日
契約完成期限	令和 3 年 3 月 24 日

(1) 事業および委託業務の概要

本路線は平地区と常磐地区の通行に利用される幹線道路であるが、湯本第三小学校近くの曲線部において事故が多く、歩行者の安全確保のため、道路を拡幅し、交通の円滑化及び生活環境の改善を図るものである。

(2) 契約の状況

地方自治法施行令第 167 条第 1 号による指名競争入札である。

契約期間は令和 2 年 8 月 28 日から令和 3 年 3 月 24 日までであり、契約日は令和 2 年 8 月 27 日、しゅん工届は令和 3 年 3 月 24 日である。

(3) 委託の理由

本業務は、測量及び設計業務であり専門的知識が必要なため、委託している。

(4) 指名競争入札とした理由

地方自治法施行令第 167 条第 1 号の規定により指名競争入札を採用している。本業務は測量及び設計業務という専門的知識が必要となる工事であり、契約の相手方がある程度特定される場合に該当する。選定は市内の測量及び設計業務に登録している 20 者のうち、技術力・実績・地域性を考慮した 10 者を選定している。

(5) 契約変更

下記の通り契約変更があった。

① R3.1.8 付の測量調査設計委託変更契約書で金額変更「4,180,000 円→4,554,000 円」

・金額増加

本設計は、道路を拡幅し歩行者の安全を確保するものだが、現地測量の結果、起終点箇所が緩やかな曲線区間であり、前後直線部のすり付けを考慮した計画が必要であるため、道路概略設計 L=67m を増工し対応した。また、現地測量の結果、規定の歩道幅員を満たしている区間があり、その区間においては詳細設計が不要であるため、道路詳細設計 L=80m を減工し対応した。また、用地測量について、樹木の伐採範囲を確定するため、用地境界仮杭設置業務を追加し対応したことによるものである。

② R3.2.22 付の測量調査設計委託変更契約書で業務の完成期日を変更「R3.2.26→R3.3.24」

・工期延長

本設計は、道路を拡幅し歩行者の安全を確保するものですが、用地測量における境界立会の日程調整に時間を要したため、工期を延長して対応するものである。

①は道路概略設計が「L=150m→L=217m」に増加し、道路詳細設計が「L=150m→L=70m」に減少した結果、金額が増減したことによるものである。

②は業務上、現地の境界立会が必要となるが立会人の日程調整がうまくいかずに日程が延びたことによるものであり、金額には影響しない。

3 2 牛沼 1 号線測量設計調査委託

委託業務名	牛沼 1 号線測量設計調査委託
部局名	四倉支所
所属名	経済土木課
契約方法	指名競争入札
指名競争入札の場合の理由	地方自治法施行令第 167 条第 1 号
契約金額	19,510,000 円
令和 2 年度決算額	19,510,000 円
単年度契約か、複数年度契約か	単年度契約
令和 2 年度末現在における、同一契約先との契約年数	1 年以下
委託先	松田測量設計株式会社
指名業者数	10 者
契約年月日	令和 2 年 6 月 15 日
契約完成期限	令和 3 年 3 月 19 日

(1) 事業及び委託業務の概要

本業務は、牛沼 1 号線は県道片倉末続停車場線と久之浜町末続字淵石地区を結ぶ重要な生活道路であるが、道路等の幅員が狭く安全な通行に支障をきたしている状況であることから、拡幅改良し、通行の安全と日常生活の利便性向上を図るため、測量設計調査業務を実施するものである。

(2) 契約の状況

地方自治法施行令第 167 条第 1 号による指名競争入札である。

市内の測量・地質調査及び設計業務に登録している全 13 者のうち、技術力と技術者数を考慮して 10 者を指名した。

応札業者は 10 者であり、そのうち最低価格で応札した松田測量設計株式会社を選定した。

(3) 委託の理由

測量設計調査業務であり、専門的な知識が必要なため第三者に委託している。

(4) 指名競争入札とした理由

専門的な知識や資格を要するために契約の相手方をある程度特定する必要があるため、技術力と技術者数を考慮して指名競争入札としている。

(5) 指名業者選定の方法

指名業者の選定の具体的な基準については、対象となる案件を施工する能力を有すると認められる者を発注者が複数選定するという制度の趣旨を踏まえ、現場の状況や各種事情に精通した事業者により適切かつ円滑な施工を推進するとともに、市内各地区の地元企業の保護・育成を図る観点から、四倉支所では測量士や技術士、RCCMなどの技術者数や建設関連の有資格者数、地域要件等をもとに、業者選定委員会四倉支所部会により審議したうえで、市内の測量・地質調査及び設計業務に登録している全13者のうち10者を選定している。

(6) 契約金額

契約金額は当初19,580,000円であったが、設計変更により70,000円減額し、変更後は19,510,000円となったことを、令和3年1月7日付の測量調査設計委託変更契約書を閲覧して確認した。

変更の理由は、本委託の工期は令和2年6月17日から令和3年3月19日であったが、令和3年1月時点で地質調査の現場作業が完了したことから、ボーリング掘進延長、標準貫入、室内土質試験の項目及び数量を変更したためである。

(7) 予定価格の設定

予定価格の積算は、下記の国土交通省令和2年度設計業務委託等技術者単価を使用している。

① 設計業務

技術者の職種	基準日額（円）
主任技術者	69,800
理事、技師長	64,800
主任技師	55,300
技師（A）	48,700
技師（B）	40,600
技師（C）	32,700
技術員	27,900

② 測量業務

技術者の職種	基準日額（円）
測量主任技師	45,400
測量技師	40,000
測量技師補	29,700
測量助手	29,500
測量補助員	23,400

上記の単価と実際に委託業務に従事する技術者の職種と整合性については、着手前に「技術者選任届」により経歴や資格を確認していること、「業務計画書」により技術者を確認していることを確認した。

また、委託業務が適切な職種区分に属する技術者により実施されていることを確認する必要があるが、委託業者から技術者の職種別の作業日数の報告は入手していない。事後的に技術者の作業報告書や日報などを入手して、予算実績比較を検討するのが望ましい。

【意見】 予算実績比較について

委託業務が適切な職種区分に属する技術者により実施されていることを確認する必要があるが、委託業者から技術者の職種別の作業日数の報告は入手していない。事後的に技術者の作業報告書や日報などを入手して、予算実績比較を検討するのが望ましい。

3 3 ダイオキシン類調査業務委託

委託業務名	ダイオキシン類調査業務委託
部局名	生活環境部
所属名	環境監視センター
契約方法	指名競争入札
指名競争入札の場合の理由	地方自治法施行令第 167 条第 1 号
契約金額	7,810,000 円
令和 2 年度決算額	7,810,000 円
単年度契約か、複数年度契約か	単年度契約
令和 2 年度末現在における、同一契約先との契約年数	15 年超
委託先	常磐開発株式会社
指名業者数	5 者
契約年月日	令和 2 年 4 月 7 日
契約完成期限	令和 3 年 3 月 31 日

(1) 事業および委託業務の概要

ダイオキシン類対策特別措置法第 26 条、第 34 条の規定等に基づくダイオキシン類調査を実施するにあたり、試料の採取・分析等を委託するものである。

(2) 契約の状況

地方自治法施行令第 167 条第 1 号による指名競争入札である。

令和 2 年 4 月 7 日から令和 3 年 3 月 31 日までの業務委託契約を常磐開発株式会社と令和 2 年 4 月 7 日に締結している。

年度	委託料
平成 27 年度	8,424,000 円
平成 28 年度	8,424,000 円
平成 29 年度	8,100,000 円
平成 30 年度	8,100,000 円
令和 元 年 度	7,810,000 円
令和 2 年 度	7,810,000 円

契約額は、徐々に低減してきている。

(3) 指名競争入札の理由

市内の計量証明（特定濃度）事業者は 5 者のみであり、5 者全てを選定した。

3 4 四倉町不適正保管廃棄物原状回復事業に係る水処理施設等運転管理業務委託（債務負担行為）

委託業務名	四倉町不適正保管廃棄物原状回復事業に係る水処理施設等運転管理業務委託（債務負担行為）
部局名	生活環境部
所属名	廃棄物対策課
契約方法	指名競争入札
随意契約の場合の理由	地方自治法施行令第 167 条第 1 号
契約金額	20,999,000 円
令和 2 年度決算額	20,999,000 円
単年度契約か、複数年度契約か	単年度契約
令和 2 年度末現在における、同一契約先との契約年数	15 年超
委託先	株式会社クレハ環境
指名業者数	5 者
契約年月日	令和 2 年 2 月 28 日
契約完成期限	令和 3 年 3 月 31 日

（1）事業及び委託業務の概要

昭和 60 年ごろから平成 10 年にわたって、四倉町の田畑、山林等約 5,000 m²に市内の産業廃棄物中間業者 2 社が廃油、廃アルカリ等入りのドラム缶約 55,000 本を野積みするなど不適正な保管をしていた。近隣の農業用水路において有害物質が環境基準を超えて検出されたため福島県は平成 10 年 6 月に 2 社に対して、ドラム缶の撤去・処理、汚染水排水路、汚染水調整池の設置等について措置命令を発出したが、その履行がなされなかったことから、平成 10 年 11 月に、行政代執行による原状回復事業に着手した。

平成 11 年度以降はいわき市が原状回復事業引き継いでおり、県が設置した水処理施設等の運転・管理や汚染修復モニタリング調査等を実施している。

（2）契約の状況

地方自治法施行令第 167 条第 1 号による指名競争入札である。

応札業者は 5 者であり、そのうち最低価格で応札した株式会社クレハ環境を選定した。

令和 2 年 3 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの業務委託契約を令和 2 年 2 月 28 日に締結している。

(3) 委託の理由

当該委託の業務の実施にあたっては、水処理施設を適切に維持管理・運用する知識・能力が必須であるため外部に委託している。

(4) 指名競争入札の理由

当該委託の業務の実施にあたっては、水処理施設を適切に維持管理・運用する知識・能力が必須であるため、類似の業務である下水処理施設の維持管理に係る技術的能力を有する相手と契約する必要がある。

また、当該水処理施設は、産業廃棄物に由来する有害物質による環境影響を防止するためのもので、多量の降水時等の緊急時に設備の保守及び揚水・排水管理等に即応できる体制を構築する必要がある。

以上のことから、地理的に即応可能な市内・準市内の事業者による指名競争入札としている。

(5) 契約金額

契約金額と予定価格との比率は96%程度である。また、予定価格の一部（汚泥運搬費、活性炭費等）を参考見積としているが、基本的には市が独自に積算して計算した価格である。

35 いわき市災害廃棄物処理業務委託

委託業務名	いわき市災害廃棄物処理業務委託
部局名	生活環境部
所属名	ごみ減量推進課
契約方法	随意契約
随意契約の場合の理由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
契約金額	単価契約
令和 2 年度決算額	4,229,238,533 円
単年度契約か、複数年度契約か	単年度契約
令和 2 年度末現在における、同一契約先との契約年数	1 年超 5 年以下
委託先	いわき市災害廃棄物処理業務委託一般社団法人 福島県産業資源循環協会いわき方部地域協議会 会員企業等共同事業体 代表者株式会社 クレハ環境
見積入手業者数	共同事業体構成員宛、見積内容によっては 1 者のみの場合あり
契約年月日	令和 2 年 4 月 1 日
契約完成期限	令和 3 年 3 月 31 日

(1) 事業及び委託業務の概要

令和元年東日本台風等に伴う水害などにより被災した地域の原状回復を図るため、災害に伴い発生した木くず・コンクリート塊・金属くず及びこれらの混合物等の災害廃棄物を処理し、地域の生活環境の保全を図ることを目的とする。

(2) 契約の状況

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づく特命随意契約である。

令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの業務委託契約を令和 2 年 4 月 1 日に締結している。総量を正確に把握することは困難であるため、単価契約方式とし、契約単価と業務数量により精算している。

(3) 委託の理由

令和元年東日本台風等に伴う水害などにより被災した地域の原状回復を図るため、災害に伴い発生した木くず・コンクリート塊・金属くず及びこれらの混合物等の災害廃棄物を処理し、地域の生活環境の保全を図ることを目的とする。各企業が本業務を遂行するにあたっては、災害廃棄物の再生利用と生活環境の保全を第一目標とし、外部への二次汚染や悪影響を起こさないよう関係法令を十分に遵守するとともに、作業の安全確保に万全を期して実施するものとする。また、福島県産業資源循環協会いわき方部地域協議会を中心に多数の企業が、複数の仮置場等において同時に作業することになるため、互いに協調して円滑に作業を進めるものとする。

(4) 随意契約とした理由

本業務は、令和元年東日本台風等に伴う水害などにより、市内の多くの家庭において災害廃棄物が発生したことを受けて、その処理・処分を行うものである。災害廃棄物の処分に当たっては、広く産業廃棄物処理業界の協力を得る必要があり、福島県と一般社団法人福島県産業資源循環協会が締結している「大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定書」に基づき、県経由で当該協会に支援を要請していることから、当該協会のいわき方部地域協議会会員企業等で構成する共同事業体を1者指名し、委託するものである。

(5) 契約金額

予定価格と契約金額との比率は100%である。

【意見】 予定価格について

当該事業の予定価格は、入札予定業者からの見積書に基づいている。市では複数者から参考見積を入手し最低金額により予定価格を設定している。今回の事業は災害廃棄物処理という特殊な業務であり臨時的に発生したこと、早期に地域の生活環境の保全を図ること、市では災害廃棄物処理に関する知見や積算根拠がないこと等からやむを得ないと考ええる。しかし昨今、大規模災害が発生する頻度も増していることから、今回の予定価格を今後の積算の参考とすることが望ましい。

(6) 随意契約確認表

随意契約を締結する際には、担当者2名で契約に関する共通確認事項、地方自治法施行令第167条の2第1項の適用号ごとの確認事項について、随意契約確認表による定型様式で個別に確認している。

36 清掃センター保管飛灰処理業務委託

委託業務名	清掃センター保管飛灰処理業務委託
部局名	生活環境部
所属名	ごみ減量推進課
契約方法	随意契約
随意契約の場合の理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約金額（単価契約）	2,001Bq/kg 以上：70,950 円/ t 2,000Bq/kg 以下：59,950 円/ t
令和2年度決算額	675,717,479 円
単年度契約か、複数年度契約か	単年度契約
令和2年度末現在における、同一契約先との契約年数	1 年超 5 年以下
委託先	メルテックいわき株式会社
見積入手業者数	1 者
契約年月日	令和2年5月20日
契約完成期限	令和3年3月31日

（1）事業および委託業務の概要

いわき市北部清掃センター及びいわき市南部清掃センター敷地内に保管している飛灰（保管飛灰）の資源化処理業務を行うことを目的とする。

業務内容は以下の通り。

- ① 保管飛灰の資源化処理（溶融固化処理）に関する業務
- ② 各種報告書の作成に関する業務
- ③ 発注者及び発注者の指定する監督員の指示する業務
- ④ その他上記業務の関連指示業務

（2）契約の状況

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく特命随意契約である。

契約期間は令和2年5月21日から令和3年3月31日までであり、契約日は令和2年5月20日、業務完了報告書は毎月月末締め翌月10日までに提出する。

（3）委託の理由

焼却灰の処理にあたり、放射能濃度が一定水準以上あることから、特殊な技術や設備が必要となる業務であるため。

(4) 随意契約とした理由

焼却灰の処理にあたり、東北、関東、東海地方に所在する各処理事業者に、受入可能量、放射能濃度基準を調査した結果、「2,000Bq/kg 以上の焼却灰」を受入可能な処理事業者は同社のみとなった。なお、東海地方以西の処理事業者においては、放射能濃度基準以前に福島県からの搬入に対する懸念が大きく、放射能濃度に関係なく受入不可となっている。

また、「2,000Bq/kg 以下の焼却灰」は他の事業者でも事業者（技術）的には受け入れ可能だが、処理事業者が所在する受入可能自治体との事前協議において、発生（保管）当時 2,000～8,000Bq/kg あった放射能濃度が減衰（時間の経過）により 2,000Bq/kg 以下となったものであることに対する懸念が大きく、保管飛灰の受け入れは困難な状況である。

さらに、放射性物質汚染廃棄物処理事業補助金が平成 31 年 4 月 1 日に施行され、当該補助金の執行期限は令和 2 年度末までの時限措置であったことから、当該期限までに早急に処理する必要があり、市外に所在する他の処理事業者の処理にあっては、他自治体（小山市、鹿島市）との事前協議に時間を要することを考慮し、迅速に対応できる市内業者で処理するものと判断した。

(5) 契約金額

設計金額については、現在、定常的に処理している焼却灰の処理単価に追加処理の費用を追加して積算している。

なお、2,000Bq/kg 以上と以下で見積を区切っているのは、濃度が高いほどそれを薄める調整材が必要となっているためである。

37 一般廃棄物（ごみ）収集運搬業務委託（北部地区）

委託業務名	一般廃棄物（ごみ）収集運搬業務委託（北部地区）
部局名	生活環境部
所属名	清掃管理事務所
契約方法	随意契約
随意契約の場合の理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約金額	593,736,000 円
令和2年度決算額	593,736,000 円
単年度契約か、複数年度契約か	単年度契約
令和2年度末現在における、同一契約先との契約年数	15 年超
委託先	協業組合 いわき市環境整備公社
見積入手業者数	1 者
契約年月日	令和2年4月1日
契約完成期限	令和3年3月31日

（1）事業および委託業務の概要

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びいわき市の一般廃棄物（ごみ）処理実施計画に基づき、家庭から排出されるごみの収集運搬を行うものである。

（2）契約の状況

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく特命随意契約である。

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの業務委託契約を協業組合いわき市環境整備公社と593,736,000円で令和2年4月1日に締結している。

契約額については、全体的に上昇傾向となっている。

（3）委託の理由

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びいわき市の一般廃棄物（ごみ）処理実施計画に基づき、家庭から排出されるごみの収集運搬を行うものである。

(4) 随意契約とした理由

ごみの収集運搬業務は、日常発生する業務であり、ゴミ集積所の設置状況や効率のかつ安全な収集順路の把握等、業務の実施に関し相当の経験や安定的な業務体制を維持することが求められることから、役務の提供の一般廃棄物処理業登録業者で、地元中小企業等で組織し、人員及び財政基盤を有する協業組合いわき市環境整備公社と随意契約するものである。

(5) 業務の評価

仕様書において運転手、作業員などの業務が詳細に記載されているが、収集作業等の詳細を把握できる項目がないことから、毎月1回市と受託者の連絡会議を行い、連絡事項や前月の市民からの苦情等の状況報告、受託者からの相談や要望等を確認している。苦情等で仕様書上の違反している事実を確認した場合は口頭注意にて是正するようにしている。

【意見】 予算実績の評価について

契約に当たっては人件費、車両費、業務経費に区分して詳細に設計書が作成されている。受託者からは毎月、実際の業務が完了した際には、業務実績報告書、一般廃棄物（ごみ）収集運搬実績報告書（以下、「報告書」という。）が提出されている。報告書では、収集車両（稼働日数、稼働台数、走行距離数）、人員及び搬入回数（稼働日数、稼働人員、延搬入回数、1日平均搬入回数、1日1台搬入回数）、収集量（1か月収集量、1日平均・1台当たり・1日最大収集量）、業務完了時間、大型ごみ内訳等が記載されている。また、受託会社の決算書も入手していることから、少なくとも年間の予算と業務実績の評価を実施することが望ましい。

(6) 契約金額

予定価格と契約金額との比率は99%程度である。

【意見】 複数回の見積合せ

契約に当たっては、3回目の見積合せで決定している。ごみ収集運搬業務は日常発生する業務であり、市民の生活環境の保全上、重大な支障が生じないように見積書の提出回数には制限を設けることは困難である。しかし市の設定した予定価格を下回るまで見積合せを実施することにより、契約金額との比率は限りなく100%に近似することになる。

予定価格の設定に当たっては、詳細な算定根拠に基づいて積算を行っているものの、必ずしも受託者の実態を反映していない可能性がある。毎月の連絡会議や月次の報告書を詳細に分析して予定価格に反映することが望まれる。

38 一般廃棄物（ごみ）収集運搬業務委託（南部地区）

委託業務名	一般廃棄物（ごみ）収集運搬業務委託（南部地区）
部局名	生活環境部
所属名	清掃管理事務所
契約方法	随意契約
随意契約の場合の理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約金額	560,450,000 円
令和2年度決算額	560,450,000 円
単年度契約か、複数年度契約か	随意契約
令和2年度末現在における、同一契約先との契約年数	15 年超
委託先	協業組合いわき市一般廃棄物センター
見積入手業者数	1 者
契約年月日	令和2年4月1日
契約完成期限	令和3年3月31日

（1）事業および委託業務の概要

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びいわき市の一般廃棄物（ごみ）処理実施計画に基づき、家庭から排出されるごみの収集運搬を行うものである。

（2）契約の状況

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく特命随意契約である。

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの業務委託契約を協業組合いわき市一般廃棄物センターと560,450,000円で令和2年4月1日に締結している。

契約額については、全体的に上昇傾向となっている。

（3）委託の理由

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びいわき市の一般廃棄物（ごみ）処理実施計画に基づき、家庭から排出されるごみの収集運搬を行うものである。

(4) 随意契約とした理由

ごみの収集運搬業務は、日常発生する業務であり、ゴミ集積所の設置状況や効率のかつ安全な収集順路の把握等、業務の実施に関し相当の経験や安定的な業務体制を維持することが求められることから、役務の提供の一般廃棄物処理業登録業者で、地元中小企業等で組織し、人員及び財政基盤を有する協業組合いわき市一般廃棄物センターと随意契約するものである。

(5) 業務の評価

仕様書において運転手、作業員などの業務が詳細に記載されているが、収集作業等の詳細を把握できる項目がないことから、毎月1回市と受託者の連絡会議を行い、連絡事項や前月の市民からの苦情等の状況報告、受託者からの相談や要望等を確認している。苦情等で仕様書上の違反している事実を確認した場合は口頭注意にて是正するようにしている。

【意見】 予算実績の評価について

契約に当たっては人件費、車両費、業務経費に区分して詳細に設計書が作成されている。受託者からは毎月、実際の業務が完了した際には、業務実績報告書、一般廃棄物（ごみ）収集運搬実績報告書（以下、「報告書」という。）が提出されている。報告書では、収集車両（稼働日数、稼働台数、走行距離数）、人員及び搬入回数（稼働日数、稼働人員、延搬入回数、1日平均搬入回数、1日1台搬入回数）、収集量（1か月収集量、1日平均・1台当たり・1日最大収集量）、業務完了時間、大型ごみ内訳等が記載されている。また、受託会社の決算書も入手していることから、少なくとも年間の予算と業務実績の評価を実施することが望ましい。

(6) 契約金額

予定価格と契約金額との比率は99%程度である。

【意見】 複数回の見積合せ

契約に当たっては、2回目の見積合せで決定している。ごみ収集運搬業務は日常発生する業務であり、市民の生活環境の保全上、重大な支障が生じないように見積書の提出回数には制限を設けることは困難である。しかし、市の設定した予定価格を下回るまで見積合せを実施することにより、契約金額との比率は限りなく100%に近似することになる。

予定価格の設定に当たっては、詳細な算定根拠に基づいて積算を行っているものの、必ずしも受託者の実態を反映していない可能性がある。毎月の連絡会議や月次の報告書を詳細に分析して予定価格に反映することが望まれる。

39 いわき市仮置場管理業務委託

委託業務名	いわき市仮置場管理業務委託
部局名	生活環境部
所属名	除染対策課
契約方法	指名競争入札
指名競争入札の理由	地方自治法施行令第167条第1号
契約金額	143,993,300円
令和2年度決算額	143,993,300円
単年度契約か、複数年度契約か	単年度契約
令和2年度末現在における、同一契約先との契約年数	5年超10年以下
委託先	常磐開発株式会社
指名業者数	6者
契約年月日	令和2年4月8日
契約完成期限	令和3年3月31日

(1) 事業及び委託業務の概要

東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境汚染への対処に関する特別措置法に基づき、汚染土壌等除染廃棄物等の保管を行う仮置場について、常時良好な状態に保たれるよう状況を把握し、異常時には適宜の措置を講じるべく適切な管理を行うため起工するものである。

施工箇所（当初）：

久之浜・大久地区 6箇所、川前地区 6箇所、小川地区 1箇所、三和地区 1箇所（計14箇所）

業務概要：

- ① 管理対象仮置場の巡回
- ② 管理対象仮置場の環境モニタリング
- ③ 管理対象仮置場の環境整備
- ④ 管理対象仮置場の異常や災害等への応急対応等
- ⑤ 管理対象仮置場における受注者と地区住民による地域緊急巡回（合同パトロール）の実施
- ⑥ 管理対象仮置場の保管状態の総点検
- ⑦ 管理対象仮置場等から積込場までの輸送及び輸送に係る業務

本件業務は平成 26 年度から毎年度実施されており、平成 26 年度以降、指名競争入札により全て常磐開発株式会社と契約している。平成 26 年度以降の契約額は以下の通りである。

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
契約額（千円）	83,878	280,175	405,126	596,218	361,179	218,994
仮置場数（箇所）	34	36	37	37	25	20

なお、本件業務については、除染対策事業県交付金により全額財源措置されている。

（２）契約の状況

指名競争入札によるものである。

（３）委託の理由

環境測定業務には専門的な知識・能力が必要となるため。

（４）指名競争入札の理由

地方自治法施行令第 167 条第 1 号（工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき）によるものである。

（５）委託業者の選定

仮置場の管理については、①除染関係ガイドライン（環境省）や仮置場等技術指針（福島県）に基づき、空間線量や水質、ガス濃度、温度等を定期的に測定する必要がある、これらの測定が可能な環境測定に関する専門機関等（計量証明登録業者）に業務を委託して実施することで、より適正な管理を行うことが可能となり、地区住民の安全安心にも繋がる。また、②天災などにより緊急に現場確認が必要な場合等に、迅速に対応できるため、市内に営業所が存在する業者に委託することが適当である。以上の理由から、入札参加者有資格者名簿（役務の提供の部）に登録する市内及び準市内の業者の中から、計量証明の登録を持つ全 9 者のうち、放射能濃度分析が可能である全 6 者を選定している。

入札参加者は指名業者 6 者のうち 5 者であり、予定価格と落札額との比率は 98%程度となっている。

（６）予定価格の設定

予定価格は市が独自に積上計算を行った設計金額により設定している。

(7) 契約変更の状況

本契約については以下の通り契約変更が行われている。

変更契約日	変更内容	変更理由
R3/3/10	工期：変更無し 契約金額（税込）： （変更前）165,000,000 円 （変更後）143,993,300 円 （変更額）21,006,700 円減	①輸送準備業務について、施工箇所である小山田地区仮置場においてNEXCO東日本による常磐道4車線化工事が行われており、NEXCO東日本との工程調整の結果、輸送準備業務を来年度に延期することとなったため減工するもの。 ②進入路補修業務について、当初は前年度の実績を基に施工数量を想定していたが、今年度においては除去土壌等の輸送による進入路の損傷がなく、補修を行う必要がなくなったことから減工するもの。

担当者への質問の結果、金額の変更については実績に基づき、また、令和3年3月分の数量については仕様書に基づき巡回等を見込み、変更額の積算を行っているとのことである。

40 常磐線四ツ倉駅東西自由通路及び駅舎整備事業に伴う支障物移転工事委託（継続費）

委託業務名	常磐線四ツ倉駅東西自由通路及び駅舎整備事業に伴う支障物移転工事委託（継続費）
部局名	都市建設部
所属名	都市整備課
契約方法	協定 ※ＪＲ東日本と協議・連携しながら整備を進めるにあたり、自由通路の整備及び管理に関する要綱（国交省）第３条（１）の規定に基づき協定を締結している。
契約金額	134,881,951 円
令和２年度決算額	134,881,951 円
単年度契約か、複数年度契約か	複数年度契約
令和２年度末現在における、同一契約先との契約年数	１年超５年以下
委託先	東日本旅客鉄道株式会社
契約年月日	令和２年１月２７日
契約完成期限	令和３年３月３１日
再委託	有（３者）

（１）事業及び委託業務の概要

本事業は、東日本大震災以降、公営住宅等の建設に伴い居住人口が増加している四ツ倉駅西側地区と駅東側の既成市街地とのアクセス向上を図るため、ＪＲ常磐線を横断する跨線人道橋を整備するものである。人道橋整備に伴い支障となる鉄道施設解体・移設等の工事を実施する。

（２）契約の状況

協定によるものである。

平成３０年５月に復興庁から事業採択を受けたことから、同年１１月にＪＲ東日本と人道橋整備に係る基本事項を定めた基本協定を締結し、人道橋や関連道路の詳細設計を進めてきた。そして、令和２年３月にＪＲ東日本と工事の役割分担等を定めた施行協定を締結した。

(3) 委託の理由

人道橋整備に伴い支障となる鉄道施設解体・移設等の工事を実施するにあたり、鉄道施設整備における専門的な技術力のほか、鉄道を運行しながら安全に配慮した施工監理が必要であることから、営業線への影響が考えられる支障移転物工事について、当該物件の管理者である東日本旅客鉄道株式会社へ工事委託している。

(4) 契約金額

当初の契約金額（協定金額）138,008 千円はＪＲ東日本の見積をもとに決定されている。見積に関する資料や積算根拠を委託先より提示を受けているかについて、市の担当者に質問したところ、「当初契約金額については、ＪＲ東日本の社内積算基準や過去の事例等により算出した概算金額であり、その時点で入手可能な計画・設計等に基づく精度で提示されていることから、内訳書・工事に係る経費等は精算時に出来高内訳書として提出して頂いている」旨、回答を得た。

【意見】 契約金額の妥当性の検証

契約金額（協定金額）は、委託先であるＪＲ東日本の見積をもとに決定されているが、その見積額を示す「工事費概算額調書」には、鉄道施設の工事費と管理費の内訳があるのみで、詳細な工事工数等の内訳は明示されておらず、事前に工事金額が妥当であるかどうかを検証できない状況にある。

公共事業の透明性確保のため平成 20 年 12 月 25 日付で、国土交通省と鉄道事業者で「公共事業における鉄道委託工事を行う場合の透明性確保の徹底に関する申し合わせ」（以下「申し合わせ」という。）がなされており、この申し合わせを基礎として公共事業主体と鉄道事業者は透明性の確保に努め、鉄道事業者は工事関係書類を公共事業実施主体に提示するよう要請されている。申し合わせに記された工事関係書類の例示には見積内訳や積算資料等は含まれていないが、契約の透明性を図るという申し合わせが発出された趣旨に鑑みれば、見積内訳の開示若しくは設計・積算資料の閲覧を鉄道事業者に求め、工事の委託金額が異常なものになっていないか事前に確認するのが望ましい。

4 1 いわき市都市計画図（南部地区）作成業務委託

委託業務名	いわき市都市計画図（南部地区）作成業務委託
部局名	都市建設部
所属名	都市計画課
契約方法	随意契約
随意契約の場合の理由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
契約金額	86,534,800 円
令和 2 年度決算額	86,534,800 円
単年度契約か、複数年度契約か	単年度契約
令和 2 年度末現在における、同一契約先との契約年数	1 年以下
委託先	株式会社パスコ
見積入手業者数	1 者
契約年月日	令和 2 年 4 月 15 日
契約完成期限	令和 3 年 3 月 26 日

（1）事業及び委託業務の概要

都市計画図は、都市計画における最も基本的な事項を表す図面であり、都市計画法に基づく手続きにおいて、都市計画の決定及び変更の内容を都市計画図に表示することとされ、それを一般の縦覧及び販売に供している。

都市計画の決定や変更、土地利用の変化などを反映するため、概ね 5 年毎に更新を行うとされているが、いわき市の都市計画図は、平成 16 年撮影の航空写真に基づき平成 17 年～18 年に図化を更新したものであり、既に 10 年以上が経過している。

本業務は、復興が完了しつつあるいわき市において、現状と既存の都市計画基本図との差異が著しいことから、都市計画基本図が市民等への頒布や他部署で運用される地形図であることを認識し、制度の維持及び公共測量への承認番号が付された都市計画基本図の修正を行い、印刷図を作成することを目的としている。

なお、当業務については、復興庁より東日本大震災復興交付金（市街地復興効果促進事業）を受けて実施している。

（2）契約の状況

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づく特命随意契約である。

(3) 委託の理由

都市計画図作成業務であり、専門的な技術と知識が必要なため本業務を外部に委託している。

(4) 随意契約とした理由

平成 31 年度（令和元年度）の「いわき市都市計画図（北部地区）作成業務委託」は、指名競争入札により株式会社パスコ福島営業所が受託者となり、作業を進めてきた。

令和 2 年度の「いわき市都市計画図（南部地区）作成業務委託」は、国土地理院の空中写真（令和元年度撮影）をもとに、都市計画区域の南部地区において、縮尺 1/2500 の都市計画図の原図となる数値地図を編集するとともに、前年度作成の北部地区のデータを編集しながら、都市計画区域全体の 1/2500、1/10000 及び 1/25000 の図面を作成・印刷し、「いわき市地図情報システム」の G I S データを更新する業務である。

本業務の遂行にあたっては、平成 31 年度（令和元年度）作成の北部地区と本業務において作成する南部地区のデータを一体的に精度管理し、公共測量成果としての承認申請など、測量法に基づく国土地理院への手続きが必要となることから、「いわき市都市計画図（北部地区）作成業務委託」の受託者である株式会社パスコ福島支店と随意契約としている。

上記より、令和 2 年度の南部地区の業務について、平成 31 年度（令和元年度）の北部地区の業務と一連の手続きが必要となることから、株式会社パスコ福島営業所と随意契約するものと判断した。また、平成 31 年度（令和元年度）に指名競争入札で落札した委託先と随意契約していることから、一連で見れば選定にあたって一定の競争原理が働いているものと判断した。

(5) 契約金額

当初の契約金額と予定価格はほぼ一致している。また、予定価格は委託先を含む 5 者の参考見積書により算定している。

(6) 契約金額の変更

令和2年11月24日契約変更により、変更後契約額86,534,800円となっている。
上記の変更理由について、業務打合せ簿に下記のとおり記載がある。

「本業務を進める中において、現在作成を行っている数値地形図データと、既存の都市計画データを重ねたところ、当初想定していなかった地形図データとのずれを確認し、業務の目的を達成する上で新たな作業が必要になったことから、都市計画データの点検及び修正、縦覧図データの作成、並びにデータのセットアップ作業を追加する増工分として業務を実施するものとする。」

上記の変更理由は、業務の目的達成のためにやむを得ないものと判断した。
当初契約額より2,164,800円増額されたが、変更契約額の見積については5者より見積額を入手して算定しており、妥当な金額であることを確認した。

(7) 単年度契約

同一作業を北部と南部で分割して契約していることから、これを当初より一括りにして契約することを検討されたかについて、市の担当者に質問した。

その結果、一括りにして契約すると作業量が多く、単年度で完了しないことが見込まれたため、単年度で完了できるよう北部と南部に分割して契約することとした、との回答を得た。

また、当初より一括りにして、複数年契約とすることは検討されたかについて質問した。

その結果、当該事業については、復興庁からの交付金を使用しており、補助制度上、使途決定（交付金の使用が可能となる国からの通知）がなされるのは単年度事業費のみとなり、複数年分分事業費は使途決定されない。そのため、複数年契約に必要な予算設定（継続費など）にあたり、後年度の財源担保がないまま設定することができないことから、単年度予算による契約とした、との回答を得た。

上記から、同一作業を2年にわたって北部と南部でそれぞれ単年度契約とすることは、妥当と判断した。

4 2 いわき市大規模盛土造成地現地踏査業務委託

委託業務名	いわき市大規模盛土造成地現地踏査業務委託
部局名	都市建設部
所属名	建築指導課
契約方法	指名競争入札
指名競争入札の場合の理由	地方自治法施行令第 167 条第 1 号
契約金額	22, 536, 800 円
令和 2 年度決算額	22, 536, 800 円
単年度契約か、複数年度契約か	単年度契約
令和 2 年度末現在における、同一契約先との契約年数	1 年以下
委託先	株式会社東コンサルタント
指名業者数	10 者
契約年月日	令和 2 年 11 月 12 日
契約完成期限	令和 3 年 3 月 26 日

(1) 事業および委託業務の概要

本事業は、市域面積約 1, 232 km²を有するいわき市において、地震時に災害の発生の恐れが大きい大規模盛土造成地の変動状況を把握するため、国土交通省「大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン」を基本に、市内における大規模盛土造成地の調査を実施することを目的とする。

総合的な宅地防災対策として、令和元年に国によって作成された大規模盛土造成地マップに記載されている箇所について、安全性の調査を進めるものである。

(2) 契約の状況

地方自治法施行令第 167 条第 1 号による指名競争入札である。

契約期間は令和 2 年 11 月 13 日から令和 3 年 3 月 26 日までであり、契約日は令和 2 年 11 月 12 日、しゅん工届は令和 3 年 3 月 26 日である。

(3) 委託の理由

本業務は、測量及び設計業務であり専門的知識が必要なため、委託している。

(4) 指名競争入札とした理由

地方自治法施行令第 167 条第 1 号の規定により指名競争入札を採用している。本業務は、大規模盛土造成地の地震時における滑動崩落の安全性を確認するため、それぞれの盛土造成地を現地踏査し、宅地地盤等の変状、地下水及び不安定な土層などの危険要因の有無を調査するものであることから、市内の地質調査業務に登録する全 14 者のうち、地質調査に精通し、高い技術力を有する 10 者を選定する。

(5) 契約変更

下記の通り契約変更をしている。

R3.3.3 付の業務委託変更契約書で金額変更「22,000,000 円→22,536,800 円」

- ①：踏査箇所の追加：次年度に予定していた踏査箇所を前倒しして早期に実施することと、さらなる事業の推進を図るため、現地踏査の対象箇所を 7 か所追加する。
- ②：調査内容の変更：「いわき市大規模盛土造成地年代調査等業務委託」において、変動確立の検討手法と現地の変状の相関性を確認するため、3 か所について変状箇所の写真撮影、変状範囲の確認作業等を追加変更し、先行実施したことから、本委託の調査で重複する当該 3 か所の調査内容を削減する。

上記①②の変更により、大規模盛土造成地現地踏査が「139 か所→146 か所」に増加し、うち 3 か所は調査内容削減箇所となっている。

なお、先行して実施した「いわき市大規模盛土造成地年代調査等業務委託」（委託先：株式会社東コンサルタント）の成果物等をもとに本業務の積算及び発注がなされている。

4 3 （仮称）磐城平城・城跡公園埋蔵文化財発掘調査業務委託

委託業務名	（仮称）磐城平城・城跡公園埋蔵文化財発掘調査業務委託
部局名	都市建設部
所属名	公園緑地課
契約方法	随意契約
随意契約の場合の理由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
契約金額	25,593,700 円
令和 2 年度決算額	25,593,700 円
単年度契約か、複数年度契約か	単年度契約
令和 2 年度末現在における、同一契約先との契約年数	1 年以下
委託先	公益財団法人いわき市教育文化事業団
見積入手業者数	1 者
契約年月日	令和 2 年 5 月 21 日
契約完成期限	令和 2 年 12 月 21 日

（1）事業および委託業務の概要

（仮称）磐城平城・城跡公園予定地は、埋蔵文化財包蔵地に指定されており、整備工事に先立ち、埋蔵文化財発掘調査を実施する必要がある。

（2）契約の状況

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づく特命随意契約である。

契約期間は令和 2 年 5 月 22 日から令和 2 年 12 月 21 日までであり、契約日は令和 2 年 5 月 21 日、業務完了報告書は令和 2 年 12 月 21 日である。

（3）委託の理由

経験、知識を特に必要とする発掘調査の研究調書の作成が必要となる業務であるため。

(4) 随意契約とした理由

本業務は、(仮称) 磐城平城・城跡公園予定地が埋蔵文化財包蔵地に指定されていることから整備に先立ち、埋蔵文化財の発掘調査を実施するもので、本業務の実施については埋蔵文化財発掘調査に関する専門的な知識と十分な実績を有すること及び現場の遺構、出土品の状況に精通している必要があることから、これらの条件を唯一満たし本遺構の試掘調査を行っている「公益財団法人いわき市教育文化事業団」と随意契約するものである。

(5) 契約金額

設計金額 (25,598,100 円) と契約金額 (25,593,700 円) は、ほぼ一致している。設計金額は公益財団法人いわき市教育文化事業団からの当初の見積書にもとづき積算されているが、最終的な見積書では委託料が 4,400 円減少して 25,593,700 円となった。

4 4 いわき市空家等実態調査業務委託（繰越分）

委託業務名	いわき市空家等実態調査業務委託（繰越分）
部局名	都市建設部
所属名	住まい政策課
契約方法	指名競争入札
指名競争入札の場合の理由	地方自治法施行令第 167 条第 1 号
契約金額	23, 142, 900 円
令和 2 年度決算額	14, 342, 900 円
単年度契約か、複数年度契約か	繰越により複数年
令和 2 年度末現在における、同一契約先との契約年数	1 年超 5 年以下
委託先	株式会社東コンサルタント
指名業者数	10 者
契約年月日	令和元年 5 月 29 日
契約完成期限	令和 2 年 7 月 13 日

（１）事業および委託業務の概要

平成 27 年 5 月に施行された空家特措法に基づき、空家等対策を総合的かつ計画的に実施するための「いわき市空家等対策計画」を平成 29 年 1 月に策定したことから、いわき市内における空き家の所在や現状等の実態を把握し、法に基づく特定空家等の認定候補とすることや、現在、構築を進めている空き家バンクへの登録物件としての活用を図るなど、施策の推進へ向けた基礎的な情報として活用することを目的とする。

（２）契約の状況

地方自治法施行令第 167 条第 1 号による指名競争入札によるものである。

令和元年 5 月 29 日から令和 2 年 3 月 13 日までの業務委託契約を株式会社東コンサルタントと令和元年 5 月 29 日に締結している。

その後、令和元年東日本台風に係る災害対応のために作業を延期していたので、所要の工期を令和 2 年 7 月 13 日までに延長し、更に広域な都市計画区域外における現地踏査数については、その件数の事前想定が困難であったため、当初設計において、都市計画区域の内外問わず、現地踏査費を市内一律として設計していたが、調査の結果、都市計画区域外の件数が確定したことから、現地踏査費を変更し、また、調査結果を基に設計数量と実施数量に差異が生じた下記の項目について、精査変更を行い、1, 142, 900 円増額となった。

現地踏査は減少しているが、地元区長等聞き取り調査などの各種調査、取りまとめデ

ータ入力、郵送費などが増加している。

(3) 委託の理由

個々の空家等の情報を収集し、現地調査を行い、その調査結果を特定空家の認定等、施策推進に向けた基礎的な情報とすること目的に、市内全域を対象とした「空家等実態調査」を実施するため。

4 5 令和 2 年度電話交換機更新業務

委託業務名	令和 2 年度電話交換機更新業務
部局名	総務部
所属名	総務課
契約方法	随意契約
随意契約の場合の理由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
契約金額	18, 150, 000 円
令和 2 年度決算額	18, 150, 000 円
単年度契約か、複数年度契約か	単年度契約
令和 2 年度末現在における、同一契約先との契約年数	1 年超 5 年以下
委託先	日本電気株式会社いわき支店
見積入手業者数	1 者
契約年月日	令和 2 年 9 月 25 日
契約完成期限	令和 3 年 3 月 31 日

(1) 事業及び委託業務の概要

各支所等の電話交換機、及び音声系ネットワーク機器の更新を実施するものであり、庁舎内の電話通信について円滑な運用が図られることを目的とする。

(2) 契約の状況

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づく特命随意契約である。

令和 2 年 9 月 25 日から令和 3 年 3 月 31 日まで業務委託契約を令和 2 年 9 月 25 日に日本電気株式会社いわき支店と締結している。各年度ごとの契約ではあるが、更新整備は、平成 29 年度から以下の年次計画により継続して実施している。

年次	拠点等
平成 29 年度	本庁舎、東分庁舎
平成 30 年度	小名浜支所、勿来支所、小川支所、田人支所、川前支所、江名 SC
令和元年度	常磐支所、四倉支所、遠野支所、久之浜・大久支所、泉 SC、豊間 SC
令和 2 年度	内郷支所、好間支所、三和支所

(3) 委託の理由

老朽化する電話交換機(PBX)の更新にあたり、新たな通信技術の活用など、様々な観点から検討を行い、いわき市に最適な通信環境を再構築し、通信全体に係るコストダウンを図るもの。更新に当たっては、電話交換機から電話交換機への単純更新、山間部を中心とする使用状況の低い電話交換機を市街地に集約する集約型更新、外部のデータセンターへアウトソーシングするクラウドPBXの利用について検討を行い、ライフサイクルコストの比較から、集約型更新により、また、複数年かけて段階的に進めることとする。また、接続している電話回線を光電話回線等のIP電話回線に切り替えることについても検討及び実施し、通信費自体の削減についても図ることとする。

(4) 随意契約とした理由

従来配備していたPBX17台が全て日本電気株式会社製であり、いわき市の主要な通信基盤である電話設備について、障害等を発生させることなく円滑に更新を進めるため、本庁舎等に配置されているPBXをはじめいわき市の電話通信網・機器構成を熟知する現行事業者(日本電気株式会社いわき支店)による更新整備を、平成29年度から継続しているところであるため、今年度においても、当該事業者と委託契約を締結することとした。

(5) 契約金額

予定価格と契約金額との比率は100%である。

【指摘】 予定価格について

当該事業の予定価格は、入札予定業者からの参考見積書に基づいた設計書により算定されている。今回の事業は特殊な工事であること、老朽化する電話交換機について機器更新を委託するもので、併せて通信回線の一部を光回線に切り替え、通信費等の運用経費の削減を図るものである。しかし、庁舎電話交換機更新事業の検討において、PBXメーカーが全国的に10者を超えていることを確認している。既に整備事業が進んでいる中で委託先を変更することは現実的ではないものの、他の業者から見積書を入手することにより参考見積書記載金額の妥当性を検討して予定価格を設定する必要があった。

(6) 1 者による随意契約

クラウドP B X、集約型P B X等を複数のメーカーに聴取を実施したものであり、プロポーザル方式は導入していない。

【意見】 プロポーザル方式の検討

今回の業務委託については、既に平成 29 年度の業者選定時に検討され随意契約となっている。その検討過程においては、更新整備について、1000 回線を超える大規模な整備であること及び 17 拠点全体の安定稼働が求められること、高度な技術や知識、実績を有する事業者の選定が必要であること、単年度ごとの予算措置であるため入札した場合、毎年度異なる事業者が落札することによる運用の複雑化が懸念されること等から、1 者による随意契約を選択している。

非常に重要な更新整備事業であるものの、選定した事業者以外は、出来ない事業であるのかどうかの根拠が明確に記載されていない。更新に伴う危険性を把握したうえで受注意向を示すメーカーが皆無であったかどうかは了解していないが、少なくとも聴取結果を文書化し評価することは必要である。

なお、今回の更新により選定した業者は、更新後の保守契約も締結していることから、次回の更新等についても同一の業者が選定される可能性は十分にある。他の事業者でも参加可能な汎用性のある機器の導入等も併せて検討することが望ましい。

4 6 特別定額給付金パンチ業務委託

委託業務名	特別定額給付金パンチ業務委託
部局名	総務部
所属名	総務課
契約方法	随意契約
随意契約の場合の理由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号
契約金額	単価契約 93.5 円 (85 円/件) ⇒変更契約 121 円 (110 円/件)
令和 2 年度決算額	17,005,758 円
単年度契約か、複数年度契約か	単年度契約
令和 2 年度末現在における、同一契約先との契約年数	1 年以下
委託先	株式会社 F S K
見積入手業者数	1 者
契約年月日	令和 2 年 5 月 11 日
契約完成期限	令和 2 年 10 月 31 日

(1) 事業および委託業務の概要

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」の趣旨である「国民の命と健康と生活を守り抜くとの重大な決意で、感染症の影響をしのぎ、その後の経済の V 字回復につなげ、日本経済を持続的な成長軌道へ戻すことを確実に成し遂げる。」ため人と人との接触を最大限削減する必要がある状況の中、普段通りの生活ができない市民救済の一助として特別定額給付金を支給するためのパンチ業務である。

(2) 契約の状況

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号に基づく特命随意契約である。

令和 2 年 5 月 11 日から令和 2 年 10 月 31 日までの業務委託契約を株式会社 F S K と令和 2 年 5 月 11 日に締結している。また、令和 2 年 6 月 1 日に契約単価の変更契約を締結している。変更理由は、5 月 19 日から市民に対し郵送申請書の発送を開始、翌 20 日から受付を開始したところであるが、申請書の返送が 25 日以降急増し、申請書発送枚数の約 8 割が返送されたため、給付金の早期給付に向けて、処理件数の目途を指示したことに伴い、パンチ業務を迅速に処理するため、委託業者内部の勤務体制を見直したことによるものである。

(3) 委託の理由

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の趣旨及び特別定額給付金事業の趣旨である感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うためである。

(4) 随意契約の理由

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和2年4月20日閣議決定)により、新型インフルエンザ等対策特別措置法の緊急事態宣言の下、生活の維持に必要な場合を除き、外出を自粛している状況である。特別定額給付金は、人と人との接触を最大限削減する必要がある状況の中、普段通りの生活ができない市民救済の一助として支給するものであり、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の趣旨及び特別定額給付金事業の趣旨である感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うという目的を踏まえ、緊急に給付金事業を実施する必要があるためである。

(5) 見積を1者のみから入手する理由

通知書作成は、いわき市のホストコンピュータで管理されているデータから出力する作業のため、ホスト管理を長年行っており、また、その技術と知識を有した株式会社F S K以外作業が行えない。また、パンチ業務については、審査業務で使用する特別定額給付金システムとの連動を図り、当該業務の成果をもって一連の業務として処理する必要がある。

(6) 契約金額

予定価格と契約金額との比率は100%である。

【指摘】 予定価格について

現在の予定価格は、入札予定業者1者からの見積書に基づいている。市では当該見積書により予定価格を設定し、入札予定業者も当初の見積書記載の金額で入札している。臨時的な対応ではあるものの、市としては予定価格の妥当性を検討すべきである。

(7) 見積書の入手

随意契約に関する事務執行のための指針では、見積書は「なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。」となっている。また、「契約の内容により2人以上の者から見積書を徴することが困難なとき、又はその必要性がないと認めたとき」は、2人以上から見積書を徴することを省略できるが、1人のみから見積書を徴する場合、「随意契約及び業者選定の理由書」に具体的に明記することになっている。

【意見】1者のみからの見積書入手

当該業務委託では、1者のみからの見積書入手となっている。その理由としては、「通知書作成は、いわき市のホストコンピュータで管理されているデータから出力する作業のため、ホスト管理を長年行っており、また、その技術と知識を有した株式会社F S K以外作業が行えない。また、パンチ業務については、審査業務で使用する特別定額給付金システムとの連動を図り、当該業務の成果をもって一連の業務として処理する必要がある。」としている。パンチ業務は、システムとの連動等、一連の業務として処理する必要があるという点は異なるものの、市県民税賦課事務委託で他の業者にパンチ業務を委託しており、参考見積を入手することを検討すべきだったと思われる。

(8) 随意契約確認表

随意契約を実施する際には、担当者と係長の2名により共通確認事項と地方自治法施行令第167条の2第1項適用号ごとの確認事項に区分して確認を実施している。

【意見】随意契約確認表の確認日の記載漏れ

随意契約確認表では、2名の確認者がその役職、氏名を明記し、確認日を記載する様式となっている。今回、確認した随意契約確認表は第一確認者、第二確認者の何れも確認日が漏れている。契約締結前に随意契約を締結することの妥当性を検証する必要があることから、確認日は漏れなく記入することが望まれる。

(9) 契約変更

令和 2 年 5 月 11 日に契約締結しているが、業務量が急増したことにより、令和 2 年 6 月 1 日に契約単価を変更している。

【指摘】 契約単価の再見直し

単価変更契約において、1 日当たりのパンチ数激増により、受託者側の体制確保が必要であったことから実施している。一旦確保した人員であり、単価についても最終件数までを見越しての設定となっている。5 月の業務量は激増しているものの、7 月以降の件数は減少しており、9 月分は 11 件となっている。契約変更に伴う変更仕様書においても 1 日当たりの申請書 5,000 枚の処理を目途に納入を迅速化することとした。

対象月	件数
5 月分	7,500 件
6 月分	128,950 件
7 月分	3,824 件
8 月分	1,963 件
9 月分	11 件

件数では、7 月以降減少していることから、当初契約からみれば、確保した過剰な人員についても費用を負担したことになるため、再度契約単価の変更を検討すべきであった。

(10) 業務委託契約書

業務委託契約書第10条(委託料金の支払)第1項において、「乙(株式会社F S K)は、出力資料が前条に定める検査に合格したときは、甲(いわき市)に対し、当該出力資料に係る委託料金を請求することができる。」とあるが、前条の第9条(業務の調査報告)においては「甲(いわき市)または甲の代理人は、必要に応じ、乙(株式会社F S K)に対し、業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。」とあり、検査についての定めが明文化されていない。

【意見】 契約条項の見直し

検査に関しては、仕様書「7 検査の実施」において「受託者は業務完了後、業務内容について所定の検査を実施するものとする。」とあり、検査の実施が既に規定されている。

対して、業務委託契約書第10条(委託料金の支払)第1項において、「乙(株式会社F S K)は、出力資料が前条に定める検査に合格したときは、甲(いわき市)に対し、当該出力資料に係る委託料金を請求することができる。」とあるが、前条の第9条(業務の調査報告)においては「甲(いわき市)または甲の代理人は、必要に応じ、乙(株式会社F S K)に対し、業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。」とあり、検査についての定めが明文化されていない。

したがって、検査について、契約条項の見直しを検討することが望ましい。

4 7 人事給与システム保守業務委託

委託業務名	人事給与システム保守業務委託
部局名	総務部
所属名	職員課
契約方法	随意契約
随意契約の場合の理由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
契約金額	5,911,400 円
令和 2 年度決算額	5,911,400 円
単年度契約か、複数年度契約か	単年度契約
令和 2 年度末現在における、同一契約先との契約年数	15 年超
委託先	株式会社 F S K
見積入手業者数	1 者
契約年月日	令和 2 年 4 月 1 日
契約完成期限	令和 3 年 3 月 31 日

(1) 事業及び委託業務の概要

いわき市職員の人事情報や給与情報、その他関連情報等を電算化し事務処理の効率化や情報の一元化を図っている人事給与システムについて、現行 O S サポート期限が切れることから、新 O S へ対応可能な新言語にてシステムを再構築するほか令和 2 年度時点で 5 年経過しているシステム機器の老朽化への対応のため、システム及び機器の改修・更新を行うものである。

(2) 契約の状況

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づく特命随意契約である。

令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの業務委託契約を株式会社 F S K と令和 2 年 4 月 1 日に締結している。

(3) 委託の理由

システムの保守については、システムの安定稼働の重要性において同社以外ではシステムに関する理解度が低いため、対応が困難である。

(4) 随意契約の理由及び委託業者の選定

当該システムを開発・導入したのは、株式会社F S Kであることから、システム構成及びプログラミングに関しては同社が最も精通している。併せて、当該システムは同社で構築したものであることから、システムのカスタマイズやセキュリティ確保について適切に対応することができる。また、当該システムの保守については、システムの安定稼働の重要性において同社以外ではシステムに関する理解度が低いため、対応が困難となることから、同社と契約を締結する。

(5) 契約金額

予定価格と契約金額との比率は、100%である。

【指摘】 予定価格について

現在の予定価格は、入札予定業者1者からの見積書に基づいている。市では当該見積書により予定価格を設定し、入札予定業者も当初の見積書記載の金額で入札している。設計書は、参考見積書と書式は異なるものの、項目・金額が同一内容で作成されている。入札予定業者とは15年超にわたって契約を締結している。市内事業者は存在していることから、設計書のために複数の参考見積書を入手し、単価について市担当者が検討するべきである。

48 いわき市工事等積算システムデータ保守管理業務委託

委託業務名	いわき市工事等積算システムデータ保守管理業務委託
部局名	総務部
所属名	工事検査課
契約方法	随意契約
随意契約の場合の理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約金額	11,990,000 円
令和2年度決算額	11,990,000 円
単年度契約か、複数年度契約か	単年度契約
令和2年度末現在における、同一契約先との契約年数	15 年超
委託先	株式会社リサーチアンドソリューション東京支社
見積入手業者数	1 者
契約年月日	令和2年4月8日
契約完成期限	令和3年3月31日

(1) 事業及び委託業務の概要

いわき市が工事等の積算に使用する単価、歩掛等の積算基準のうち、いわき市工事等積算システムで使用する積算基準データの保守管理を行うものである。

- ① 工事積算基準データ保守管理業務
- ② 単価データ保守管理業務
- ③ 業務委託基準データ保守管理業務
- ④ 研修業務
- ⑤ サーバ機メンテナンス作業
- ⑥ コンサル用積算システム保守管理
- ⑦ 諸経費プログラム改定作業
- ⑧ 積算サーバ設置・撤去・設定作業
- ⑨ 業務実施計画書

(2) 契約の状況

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく特命随意契約である。

(3) 委託の理由

システムの保守業務については当該システムについての専門的能力を要し、市において実行できる能力がないため。

(4) 随意契約の理由

いわき市工事等積算システムデータ保守管理業務委託については、積算基準改正等に伴いソフトウェア改訂等も必要となることから、同システムの開発会社であり、著作権を有している株式会社リサーチアンドソリューション東京支社と随意契約により実施する。

なお、工事等積算システムは、当初平成 13 年 10 月に導入され、以降、平成 27 年 7 月にバージョンアップが行われている。

(5) 予定価格の設定

設計金額は、委託先である株式会社リサーチアンドソリューションからの見積額によっている。これまでの積算基準等改正作業本数の実績を参考として、見積を入手し、設計積算に反映している。

なお、契約仕様書における作業本数と実績本数は以下の通りであり、作業本数に差異が生じたことについては、委託先との協議の結果、契約変更は行わないこととした。

業務名	契約仕様書	実績	差異
工事積算基準データ保守管理業務	2,305 本	1,947 本	358 本減
単価データ保守管理業務	25,400 本	28,375 本	2,975 本増
業務委託基準データ保守管理業務	375 本	870 本	495 本増

【指摘】業務開始時期について

本件業務についての契約日は令和２年４月８日であるが、作業報告書を閲覧した結果、以下の業務について、作業開始日が契約日前となっている。また、作業終了年月日、報告書日は手書きで修正されている。

報告書日	積算基準等図書名	保守管理作業名称	作業開始 年月日	作業終了 年月日	図書借用 年月日
R2. 4. 8	土木事業単価表	R2/4/1 付公共単価	<u>R2. 3. 31</u>	R2. 4. 8	<u>R2. 3. 31</u>
R2. 4. 8	土木工事標準積算基準	R2/4/4 付公共歩掛	<u>R2. 3. 3</u>	R2. 4. 8	<u>R2. 3. 3</u>
R2. 4. 8	設計業務等標準積算基準	R2/4 付公共委託歩掛	<u>R2. 3. 23</u>	R2. 4. 8	<u>R2. 3. 23</u>

当該状況について、市担当者に質問した結果、例年、次年度の改正単価等が３月中旬から下旬にかけて事前に入手できること、また、市の方針として工事の適正な工期確保のため、年度当初に発注しなければならない工事が多数あることから、事前に作業を開始することで、年度当初からの速やかなシステム稼働を可能とするためとの回答を得た。

上記随意契約理由から、当該委託先との契約の継続が前提となっている状況から契約日前に作業が開始されることに実質的な問題は生じないものと思われるが、契約の前提となる若しくは契約変更が行われる場合の前提となる仕様書作業本数、契約本数への影響から、年度を跨ぐ作業については作業開始時期を整理し、当年度の作業については、当年度の契約日以降に作業開始されるべきである。

49 電子計算処理業務委託

委託業務名	電子計算処理業務委託
部局名	総務部
所属名	情報政策課
契約方法	随意契約
随意契約の場合の理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
契約金額	349,741,816 円
令和2年度決算額	349,741,816 円
単年度契約か、複数年度契約か	単年度契約
令和2年度末現在における、同一契約先との契約年数	15 年超
委託先	株式会社 F S K
見積入手業者数	1 者
契約年月日	令和2年4月1日
契約完成期限	令和3年3月31日

(1) 事業及び委託業務の概要

市民情報システムや税情報システム等の基幹系業務システムなど、市民サービスを安全かつ効率的に提供するためのホストコンピュータに係る運用保守及びデータセンターの安定稼働を行うために、以下の業務を委託するものである。

- ① 住民記録・印鑑システムなどの各種システムのスケジュール管理、成果品の作成、成果品の検証、データ管理、用紙管理、ドキュメント管理、プログラム等の保守（小規模）、業務コンサル等、ヘルプデスク対応
- ② 日次、月次、年次バックアップ作業
- ③ データベース等の定期監視と再配置
- ④ オンライン端末取扱者パスワード変更作業
- ⑤ 外字登録作業
- ⑥ 納品物等の搬送
- ⑦ 施設、設備の保守点検
- ⑧ サーバ室入退室管理、巡回監視、バックアップ媒体の交換・管理、ネットワークの状況監視
- ⑨ 業務処理、収入データ日報処理

(2) 契約の状況

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づく特命随意契約である。

(3) 委託の理由

システムの保守業務については当該システムについての専門的能力を要し、市において実行できる能力がないため。

(4) 随意契約の理由

いわき市においては、昭和 59 年から市民サービスの安全性、迅速化及び効率化を図るため、ホストコンピュータによる電算処理業務を行ってきたところである。また、株式会社 F S K においては、電算処理業務の開発当初からいわき市との共同作業により、個別業務委託処理の統合化、並びに住民記録システム及び税情報システム等の開発に携わってきた経緯がある。

このことから、当該事業者はいわき市の電算処理システムに習熟しており、また、現在では特殊となったプログラミング言語である「COBOL」に対しても精通している専門的技術者を有しているとともに、障害発生時においては、本庁及び支所等と当該事業者とをつないでいるオンライン回線にかかるネットワーク機器の迅速な復旧業務にも対応することが可能である。

以上のことから、当該業務を受託可能な事業者は、当該事業者のみであり、現在においても電算処理されている業務の維持管理・運用面において、安定稼働を継続していることから、その信頼性においても十分であると判断されるため、同社と随意契約を締結するものである。

なお、平成 29 年度以降の契約額の推移は以下の通りである。(単位：千円)

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
354, 240	349, 920	348, 796	348, 796	349, 800
	小規模なプログラム修正費の減による	小規模なプログラム修正費の減による		人件費の増による

(5) 予定価格の設定

設計金額は、委託先である株式会社 F S K からの参考見積を参考にしながら、毎月の報告書による過去の実績等を踏まえ設計書を作成している。

(6) 契約の変更状況

本契約については、以下の通り契約変更が行われている。

変更契約日	変更内容	変更理由
R3/3/31	工期：変更無し 契約金額（税込）： （変更前） 352,000,000 円 （変更後） 349,741,816 円 （変更額） ▲2,258,184 円	契約上で電気料金や消耗品については実績額に基づき精算することとされており、当該規定に基づき変更されている。

なお、設計書における予定工数と実績工数は以下の通りであり、契約変更は行われていない。

予定工数	実績工数	差異
4,022.0 人日	3,877.3 人日	▲144.7 人日 (▲3.6%)

契約において、契約の変更については以下の通りとされている。

契約締結後において、従事者の増減、不測の事故または経済情勢の変化等により、契約内容が不相当であると認められるに至ったとき、又は甲（いわき市）が電子計算組織の機種、機器構成その他電算処理に必要な施設設備を変更するときは、その実情に応じ、甲、乙（委託先）協議の上、契約金額、納入期限その他契約内容を変更することができる。

契約上で従事者は専任とされており、委託先に従事者の拘束を求めていることから、上記の差異は契約の変更を行うほどの差異には該当しないと考えられる。

５０ 庁内共通業務システム運用支援業務委託

委託業務名	庁内共通業務システム運用支援業務委託
部局名	総務部
所属名	情報政策課
契約方法	随意契約
随意契約の場合の理由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
契約金額	38,540,018 円
令和 2 年度決算額	38,540,018 円
単年度契約か、複数年度契約か	単年度契約
令和 2 年度末現在における、同一契約先との契約年数	15 年超
委託先	富士通株式会社いわき支店
見積入手業者数	1 者
契約年月日	令和 2 年 4 月 1 日
契約完成期限	令和 3 年 3 月 31 日

（１）事業及び委託業務の概要

庶務事務や財務会計などで利用している庁内共通業務システムの安定稼働と障害発生時の迅速な処理体制を確保するために以下の保守業務を実施するものである。

- ① 機器・ソフトウェア保守業務委託
- ② 庁内共通業務システムパッケージ保守業務委託
- ③ 庁内共通業務システム運用支援業務委託

（２）契約の状況

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づく特命随意契約である。

（３）委託の理由

システムの保守業務については当該システムについての専門的能力を要し、市において実行できる能力がないため。

(4) 随意契約の理由

当該システムを導入・構築したのは富士通株式会社であることから、システム構成及びプログラミングに関しては同社が最も精通しているとともに、当該システムで使用しているソフトウェアや機器についても同社で構築・導入したものであることから、ソフトウェアのカスタマイズ、セキュリティの確保及びハードウェア構成についても最も適切に対応することができる。

このことから、当該システムの保守については、システムの安定稼働の重要性において、同社以外ではシステムに関する理解度が低いため、対応が困難であることから、同社と随意契約により契約を締結するものである。

なお、平成 29 年度以降の契約額の推移は以下の通りである。(単位：千円)

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
(更新前) 18,284 (更新後) 9,923	41,973	38,180	38,540	38,540
	システム更新、バージョンアップによる増	システム更新後の安定稼働に伴う問い合わせ等減少による減	消費税増額による増	

(5) 予定価格の設定

設計金額は、業者からの見積を参考に、毎月の報告書により過去の実績を勘案し、内容を精査したうえで設計書を作成している。

なお、設計書における予定工数と実績工数は以下の通りである。(単位：人日)

予定工数	実績工数	差異
3,902.0	3,903.5	+1.5

【意見】システム更新時の対応について

本件システムについては、平成15年度から平成16年度にかけて導入したものであり、平成28年度から平成29年度にかけて、当初導入業者の同システムの新バージョンに更新を行った。更新に際しては、更新費用の他、円滑な業務運用の視点などから3社を比較し、同システムを継続利用する判断をしているが、保守費用を含めたトータルコストでの比較は行っていないとのことであった。

システム稼働後の保守関連業務をシステム導入業者に委託することが通常であることから、システム導入に際しては、システム構築等のインシヤルコストに加え、保守費用等のランニングコストを含めたトータルコストを考慮して選定を行うことが望ましい。

【指摘】設計書と契約書の作業工数の相違について

本件委託業務における運用支援業務について、設計書ではカスタマイズ対応の工数が含まれていないが、最終的な契約書においてはカスタマイズ対応の工数が含まれている。市担当者への質問の結果、設計の内訳作成時に、誤ってカスタマイズ対応分の費用を一般管理費に含めてしまったものとのことである。しかし、一般管理費については工数での積算を行っておらず、設計時の工数見積が適切であったのか疑義がある。

また、定例会の開催について、設計書の工数は隔月開催としているが、契約書に添付されている仕様書では毎月開催とされている。市担当者への質問の結果、システム更新後は関係各課及び各担当SEを招集して定例会を隔月開催していたが、更新後のシステムが安定的に稼働するに伴い、令和2年度から情報政策課とSE代表のみで定例会を毎月開催するように変更した経緯があり、令和2年度、令和3年度は定例会を毎月実施しているとのことであった。

契約書の作成に際しては、設計書の業務内容と整合しているかを確認し、齟齬がある場合には、設計金額の見直しを含めて検討する必要がある。